

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成15年第4回幕別町議会定例会
(平成15年12月5日 9時58分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条, 第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
17番 永井繁樹 18番 伊東昭雄 19番 千葉幹雄
- 日程第2 会期の決定 12月5日～12月16日（12日間）
（諸般の報告）
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 議案第75号 幕別町生活安全条例
- 日程第5 議案第79号 十勝中央合併協議会の設置について
- 日程第6 請願第1号 イラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書の提出を求める請願
- 日程第7 陳情第4号 季節労働者冬期援護制度に関する陳情
- 日程第8 陳情第5号 イラクへの自衛隊派遣中止を求める意見書の提出を求める陳情

会 議 録

平成15年第4回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成15年12月5日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 12月5日 9時58分宣告
4. 応集議員 全議員
5. 出席議員 (22名)
議長 本保証喜
副議長 瀬瀬太郎
 - 1 豊島善江
 - 2 中橋友子
 - 3 野原恵子
 - 4 牧野茂敏
 - 5 前川敏春
 - 6 助川順一
 - 7 堀川貴庸
 - 8 乾 邦広
 - 9 小田良一
 - 10 前川雅志
 - 11 杉山晴夫
 - 12 佐々木芳男
 - 13 古川 稔
 - 14 坂本 偉
 - 15 芳滝 仁
 - 16 中野敏勝
 - 17 永井繁樹
 - 18 伊東昭雄
 - 19 千葉幹雄
 - 20 大野和政
6. 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 収 入 役 小野成義
代表監査 吉川 宏 教育委員長 辺見政孝 教 育 長 沢田治夫
農業委員会会長 上田健治 総務部長 新屋敷清志 企画室長 金子隆司
民生部長 石原尉敬 経済部長 中村忠行 教育部長 藤内和三
札内支所長 瀬瀬良征 総務課長 菅 好弘 企画参事 羽磨知成
企画参事 飯田晴義 町民課長 熊谷直則 税務課長 久保雅昭
保健福祉センター所長 佐藤昌親
農林課長 増子一馬 商工観光課長 本保 武 土木課長 田中光夫
土地改良課長 土井昌一 施設課長 小野典昭 水道課長 前川満博
都市計画課長 高橋政雄 糠内出張所長 横山義嗣 会計課長 堂前芳昭
車両センター所長 橋本孝男 経済部参事 古川耕一 学校教育課長 飛田 栄
生涯学習課長 長谷 繁 図書館館長 平野利夫
給食センター所長 加藤光人 監査事務局長 森 広幸
農業委員会事務局長 長屋忠弘
7. 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
8. 議会提出議案
請願第1号 イラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書の提出を求める請願
陳情第4号 季節労働者冬期援護制度に関する陳情
陳情第5号 イラクへの自衛隊派遣中止を求める意見書の提出を求める陳情
9. 町提出議案
議案第75号 幕別町生活安全条例
議案第79号 十勝中央合併協議会の設置について
10. 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
11. 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
17番 永井繁樹 18番 伊東昭雄 19番 千葉幹雄

議事の経過

(平成 15 年 12 月 5 日 9 :58 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 議長（本保証喜） ただいまから、平成 15 年第 4 回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

- 議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（本保証喜） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、17 番永井議員、18 番伊東議員、19 番千葉議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（本保証喜） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から 12 月 16 日までの 12 日間といたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から 12 月 16 日までの 12 日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

- 議長（本保証喜） 次に、諸般の報告をいたします。
監査委員から地方自治法第 235 条の 2 第 3 項に規定による例月出納検査の報告及び財政援助団体監査報告が議長宛に提出されておりますので、お手元に配布してあります。
次に、11 月 20 日、第 47 回町村議会議長全国大会が日本武道館において、及び 11 月 21 日に第 28 回豪雪地帯町村議会議長全国大会が東京九段会館において開催されましたので、私が参加いたしております。その議案の抜粋をお手元に配布してありますので、後刻ご覧いただきたいと思えます。

[行政報告]

- 議長（本保証喜） 日程第 3、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。
岡田町長。
○町長（岡田和夫） 平成 15 年第 4 回町議会定例会が開催されるに当たり、日頃より町政各般にわたってお寄せいただいております議員の皆様方の暖かいご指導・ご協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げますとともに、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。
はじめに、新年度予算編成に向けての取り組みについて申し上げます。
新年度予算編成作業につきましては、現在、各課からの要求原案の取りまとめ段階にありますが、今後、年内のヒアリングを経て、編成作業が本格化いたしますのは年明けからとなり、例年どおり 2 月中旬には予算原案を確定いたしたいというふうを考えております。
わが国の経済状況は、11 月の政府発表によりますと、景気は持ち直しているとの見方が示されたところではありますが、依然として厳しい状況にあるものと考えております。

また、現在、国においては「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」、いわゆる「骨太の方針 2003」を基本とし、改革路線を堅持する姿勢を強め、様々な論議がなされているところであります。

中でも「三位一体の改革」は、重要課題の一つとして強力に推し進めようとしておられますが、国庫補助金の見直しについては、平成 18 年度までの 3 年間で 4 兆円を目途に廃止あるいは縮減するとされている一方、税源移譲についてはその 8 割程度にとどめ、具体的な税目等については今後の議論に先送りされた形になっております。

また、地方交付税については、「骨太の方針 2003」を踏まえ決定された平成 16 年度概算要求基準の中で、地方財政計画の抑制のみならず、交付税総額の抑制についても言及されたところであります。

このような状況の下で行われた地方交付税の概算要求では、実際に地方公共団体に交付される、いわゆる「出口ベース」の地方交付税額を前年度比 3.4%の減とされており、昨年、一昨年に引き続いてのマイナス要求で、本町に交付される地方交付税の減額は必至の状況であります。

このように、地方財政を取り巻く情勢は、極めて深刻かつ不透明な状況で、平成 16 年度も厳しい財政運営を強いられるものと考えております。

これらのことから、平成 16 年度予算につきましては、全職員が未曾有の危機的財政状況について共通した認識をもち、緊急性や優先度合いに応じた事業の厳選を行うとともに、最小の経費で最大の効果をあげるという基本理念のもと、行政全般にわたる事務事業の見直しを徹底的に行う姿勢を持って、魅力あるまちづくりを目指し、創意工夫を凝らした予算編成を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、市町村合併について申し上げます。

市町村合併に関する協議につきましては、8 月 21 日に第 1 回幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会が開催され、以後、先月 27 日まで延べ 5 回にわたり、「基本的事項の方向性」、「合併の意義」、「新町の将来像」など、住民の皆さん方の判断材料となる項目を中心に協議が行われたところであります。

この間、10 月初めには、任意協議会における協議結果を「これからのまちづくり」、いわゆる、ダイジェスト版として取りまとめ、これを 3 町村の全戸に配布いたしますとともに、10 月初旬から先月下旬まで、住民説明会、出前講座、公共的団体との意見交換などを通して、住民の皆さん方の意向把握に努めたところであります。

このような経過を経て行われました先月 27 日の第 5 回任意協議会におきまして、「任意協議会における協議結果や住民の意向、さらには日頃から行政に寄せられる住民意見を総合的に勘案し、今後は、法定協議会に議論の場を移すべき」との確認がなされ、すべての協議が終了したところであります。

これを受けまして、3 町村におきましては、それぞれ 12 月定例議会に法定協議会設置の議案と関連する予算を提案することで合意が整いましたことから、本町におきましても今議会にこれら議案を提案させていただいたところであります。

今後のスケジュール等につきましては、それぞれの議会におきまして議決をいただきましたなら、今月下旬に法定協議会が設置され、明年 1 月中旬からは具体的な協議がスタートするものと考えているところであります。

次に、家庭系ごみの有料化について申し上げます。

今や家庭等で排出されるごみについては、発生抑制、再生利用、資源化を前提とした処理が必要となっており、本町におきましても、「幕別町ごみ処理基本計画」に基づき、ごみの適正処理や減量化、資源化を図っているところであります。

こうした取り組みの中、地球環境と共生できる様々な産業資源や生活資源を積極的に再利用、再資源化する循環型社会構築に向けて資源化を進めているところでありますが、本町全体としてのごみの量は減少傾向にないのが現状であります。

こうした課題を解決するために、町民、事業者、行政、それぞれが役割分担を認識し、ごみの発生の抑制、減量化、資源化に取り組んでいくことが必要であります。

このことから、家庭系ごみの有料化を図ることが必要と考え、去る10月15日に幕別町廃棄物減量等推進審議会の開催を頂き、家庭系ごみの有料化について諮問をさせていただいたところであります。

同審議会において慎重に審議され、12月1日には、同推進審議会会長より有料化については妥当との答申をいただいたところであります。

今後、明年1月下旬から有料化について住民の皆様に対しまして懇談会を開催し、ご意見等を十分いただく中で、ご理解をいただき有料化を進めてまいりたいと考えております。

次に常設保育所の統合について申し上げます。

今定例会の議案としても提案させていただいておりますが、入所児童の減少が続いております幕別みどり保育所を、平成16年4月1日より幕別中央保育所へ統合させていただくことといたしました。

みどり保育所は、昭和51年に定員90人で開設し、平成9年には児童の減少に伴い、定員を60人に変更したところでありますが、それ以降も減少傾向にあり、本年4月においては24人の入所児童で、これからは児童の増加が見込めないことから、みどり保育所の今後の在り方について父母より統合について検討をしてほしいというような意見もあり、このたび、保護者にお集まりを願って懇談会を開いたところであります。

また、地域の方々や関係する人たちの意見も聞かせていただき、おおむね統合についてご理解をいただいたところであります。

これからの児童にとってどうすることが最良かと判断した時に、同年齢による一定の児童数による集団保育の必要性を考え、統合することといたしましたものであります。

次に、本年度の農作物の作況について申し上げます。

本年は、春先から天候に恵まれ生育も順調に推移しておりましたが、7月中旬より低温・日照不足の日が続き、また、小麦の収穫時期に入ってから雨の日が多く収穫作業に影響をもたらしたところであります。

さらには、8月9日には、台風10号により夜半から降り続いた雨が150ミリを超え、約33.5ヘクタールの農地に冠水や作物の倒伏が発生したところであります。

また、9月26日早朝には震度6弱を記録した十勝沖地震が発生し、農地や農作物などへの影響は少なかつたものの、収穫した作物を受け入れる農協の小麦の貯留施設や冷蔵設備などに甚大な被害を及ぼしたところでもあります。

しかしながら、このような自然災害に見舞われた厳しい環境にもかかわらず、農作物全体では、心配された収穫量や品質への影響は幸いにして少なく、ほぼ平年並であるとお聞きいたしているところであります。

作物別に主なものについて申し上げますと、まず、小麦につきましては、収穫時期に雨の影響があったものの品質については平年並みで、平均製品収量においても平年を上回る反当たり約10俵が見込まれております。

馬鈴薯につきましては、生食用は製品としての歩留りが平年より多少下がったものの、収穫量そのものは平年並みという状況であります。

甜菜については、現段階では確定したものではありませんが、夏場の冷涼な気候が逆に幸いして、収穫量については平年並みで、平均糖度については平年を上回る18度台の見込みとなっております。

野菜類では、長いものが品質において若干、例年より短めで収穫量も多少下回っておりますが、その他の野菜については収穫量・品質ともに平年並みという状況であります。

豆類につきましては、生育期の天候不順に加え、霜の影響で収量・品質ともに不良という状況であります。

いずれにいたしましても、低温・日照不足・大雨など異常気象や地震による農業被害が心配された中で、農作物全体としてはほぼ平年並みの品質・収穫量が確保されましたことは、農業者の皆様をはじめ関係機関の方々のご努力の賜物であると考えているところであります。

次に、仮称本町2団地公営住宅建設用地取得について申し上げます。

旭町公営住宅の建替事業の一環として、本町地区に平成 15 年、16 年度の 2 か年で 16 戸の公営住宅を建設する計画であります。

今年度は、本町職員住宅跡地に本町 1 団地 1 棟 4 戸を平成 16 年 3 月完成を目指して建設中であり、残り 12 戸の建設用地につきましては、幕別町農業協同組合が本町地区に所有する資材等の倉庫群を軍岡にあります農産施設に集約する計画であり、旧麦の乾燥施設及び隣接する倉庫については、その機能がなくなり、平成 16 年 5 月末までに解体が可能なことから、取得について協議を進めてきたところでありまして、このたび協議が整いましたことから、今年度中に用地取得をいたしたいと考えております。

なお、取得面積は 1,843.25 平方メートル、買収単価は、1 平方メートル当たり 1 万 8,730 円であります。

次に公共工事の発注状況について申し上げます。

本年度 11 月末現在におけます公共工事の発注済額は約 16 億 6,800 万円で、発注率といたしましては、93%となっており、大部分の発注を終えたところであります。

既に発注済の工事につきましては、工事の早期完成と労災事故の防止など安全管理の徹底を図るよう、受注者に対し重ねて指導をしておりますとともに、未発注工事につきましても発注条件の整備に努め、工事の遂行の万全を期してまいりたいと考えております。

以上、当面する諸問題等につきましてご報告をさせていただきましたが、議員の皆様には引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（本保証喜） これで行政報告は、終わりました。

[議案の付託]

○議長（本保証喜） 日程第 4、議案第 75 号、幕別町生活安全条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第 75 号、幕別町生活安全条例についてご説明申し上げます。

議案書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、町民の生活環境整備を行うことにより、犯罪や交通事故等を未然に防止し、町民の自主的な安全活動の推進と安全で住みよいまちづくりを目的としたものであります。

「防犯」、「交通安全」等につきまして、各種関係団体等のご協力により、犯罪及び交通事故防止等の生活環境整備として、防犯灯の整備や防犯・交通安全旗や看板の設置等の事業を実施しているところではありますが、近年複雑化する犯罪あるいは交通事故等に対しましては、さらに積極的な取り組みを推進していく必要があると考えているところであります。

このため、本条例にこれら「生活安全確保に関する広報、啓発活動」、「犯罪、事故防止のための環境整備」等の生活安全活動を町の責務として位置付けることにより、住民の皆様の安全意識の高揚を図り、自主的な生活安全活動と防犯、交通安全に係る総合的な対策を推進し、誰もが安心して暮らせる地域の構築を目指すものであります。

以下、条文に沿ってご説明申し上げます。

第 1 条につきましては、犯罪及び交通事故の防止に関する諸活動を対象とした目的を規定したものであり、生活環境の整備とは、防犯灯などの公共の施設整備でありまして、安全活動とは、町民の生活に危害を及ぼす犯罪、交通事故等による被害を未然に防止する活動であります。

第 2 条では町民の定義を謳っておりますが、本町の住民はもとより滞在者、観光客、通行者についても理解と協力をいただくことが必要であろうと考えているところであります。

第 3 条は町の責務としての宣言的な定義であります。第 1 項第 1 号から第 5 号につきましては、生活安全確保のために必要と認められる施策の実施を行うものであり、具体的には啓発活動として町広報、安全に関する各種教室の開催などがあげられます。また環境整備といたしましては、安全に配慮し

た施設整備などがあります。

第4条は町民の責務として、自主的な地域安全活動の推進に努めるとともに町が実施する生活安全対策に協力しなければならないとしておりますが、罰則規定のない宣言的な規定となっております。

第5条の団体への助成については、本条例の目的を達成するために活動する団体に対しまして、助成その他の援助をすることができる旨を規定したものであります。

第6条については委任規定であります。

なお、本条例を制定することにより、防犯と交通安全の連携をより一層強固にするため、現在活動しております三つの組織、交通安全協会、交通安全推進委員会、防犯協会でございますが、平成16年4月に幕別町生活安全推進協議会に一本化される予定でございます。

このことにつきましては、平成14年5月に開催いたしましたそれぞれの団体の総会におきまして、本条例案及び協議会発足について説明させていただき、本年5月に開催いたしました定期総会におきまして、本条例案の議会提出についてご理解をいただいているところでございます。

なお、施行月日につきましては、平成16年4月1日とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、お諮りいたします。

議案第75号については、委員会負付託のため質疑を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号については、委員付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第75号、幕別町生活安全条例は民生常任委員会に付託いたします。

[議案の付託]

○議長（本保証喜） 日程第5、議案第79号、十勝中央合併協議会の設置についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第79号、十勝中央合併協議会の設置につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

市町村合併に関する協議につきましては、8月21日に第1回幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会が開催され、以後、11月27日まで延べ5回にわたり、3町村が合併した場合における「基本的事項の方向性」、「合併の意義」、「新町の将来像」などにつきまして協議が行われてきたところであります。

この間、協議会だよりをはじめ、ホームページ、3町村の広報紙などを通じ、協議の状況をお知らせするとともに、10月初めには、協議結果を取りまとめた小冊子を作成し、これを3町村の全戸に配布いたしますとともに、10月初旬から先月下旬まで、住民説明会、出前講座、公共的団体との意見交換などを開催いたしまして、住民の皆さん方の意向把握に努めてきたところであります。

このような経過を経て行われました先月27日の第5回任意合併協議会におきまして、「任意合併協議会における協議結果や住民の意向、さらには、日頃から行政に寄せられる住民意見を総合的に勘案し、今後は、法定合併協議会に議論の場を移すべき」との検討報告書が確認され、すべての協議が終了したところであります。

これを受けまして、3町村において年内に法定合併協議会を設置すべく合意が整いましたことから、地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づき、本議案を提案させていただくものであります。

それでは、規約の内容につきまして、条に沿いましてご説明申し上げます。

第1条につきましては、協議会の設置について規定をしたものであります。

第2条につきましては、協議会の名称に関する規定であります。名称を「十勝中央合併協議会」とするものであります。

第3条につきましては、協議会の所掌事務を列挙したものであります。

第4条につきましては、協議会の事務所に関する規定であります。事務所を幕別町に置く旨規定したものであります。

5ページから6ページにまたがりませんが、第5条から第7条までにつきましては、協議会の組織、会長、副会長について規定したものであります。

第8条につきましては、委員に関する規定であります。委員は1町村当たり11名、合計33名とするものであります。

第9条及び第10条につきましては、協議会の会議の招集、定足数等について規定したものであります。

6ページから7ページにまたがりませんが、第11条につきましては、小委員会の設置に関する規定であります。

第12条及び第13条につきましては、協議会の下部組織として幹事会及び専門部会を置く旨定めたものであります。

第14条につきましては、事務局に関する規定であります。

第15条につきましては、協議会の経費の負担に関する規定であります。

第16条につきましては監査、第17条につきましては財務、8ページにまたがりませんが、第18条につきましては報酬及び費用弁償について、それぞれ規定したものであります。

第19条につきましては、協議会が解散した場合の決算に関する規定であります。

第20条につきましては、会長に対する委任規定であります。

附則になりますが、この規約は、公布の日から施行するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、お諮りいたします。

議案第79号については、委員会負付託のため質疑を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号については、委員付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第79号、十勝中央合併協議会の設置については、市町村合併調査特別委員会に付託いたします。

[請願の付託]

○議長（本保証喜） 日程第6、請願第1号、イラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

豊島善江議員。

○1番（豊島善江） 朗読をもって説明と代えさせていただきます。

請願第1号、平成15年11月25日、幕別町議会議長本保証喜殿。

請願者、有事法制阻止幕別連絡会、代表永井まどか。

住所、幕別町緑町12番地19、電話54-4414。

紹介議員、豊島善江、紹介議員、中橋友子。

イラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書の提出を求める請願書。

請願趣旨。

小泉内閣は、イラクへの自衛隊の年内派遣を実施しようとしています。報道では、自衛隊のイラク派遣について、派遣部隊を北部方面隊を中心に編成し、北海道の各部隊から千数百人が予定されていると伝えられています。

派遣につながるイラク復興支援特別措置法では、派遣地帯について、非戦闘地帯と限定していますが、イラクでは自爆テロが相次ぎ、戦闘状況は全土に広がっています。特に派遣予定先のイラク南部では、占領軍へのテロ攻撃が続き、死傷者が多数にのぼっています。この現状で派遣することはイラク特措法の建前にも反することにもなります。既に派遣されている外国の軍隊や国連の職員も撤退を開始している現状です。

今、日本に求められているのは、イラクへの自衛隊派遣ではなく国連を中心としたイラク復興への協力です。よって貴議会におかれましては、自衛隊のイラク派遣の中止と国連を中心とした復興支援を行うよう、関係機関に意見書を提出していただきますようお願いいたします。

請願事項。

自衛隊のイラクへの派遣は中止し、国連を中心とした復興支援を行うこと。

提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、防衛庁長官。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、請願第1号に対する質疑を省略し、総務文教常任委員会に付託いたします。

[陳情の付託]

○議長（本保証喜） 日程第7、陳情第4号、季節労働者冬期援護制度に関する陳情は、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第8、陳情第5号、イラクへの自衛隊派遣中止を求める意見書の提出を求める陳情は、総務文教常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議事の都合により、明12月6日から12月8日までの、3日間は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、12月6日から12月8日までの3日間は、休会とすることに決定いたしました。

[散会]

○議長（本保証喜） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は12月9日、午前10時からであります。

(10:30 散会)

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成15年第4回幕別町議会定例会
(平成15年12月9日 9時57分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条, 第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
20番 大野和政 21番 瀬瀬太郎 1番 豊島善江
- 日程第2 一般質問（9名）
16 中野敏勝 15 芳滝 仁 17 永井繁樹 9 小田良一
12 佐々木芳男 4 牧野茂敏 1 豊島善江 3 野原恵子
2 中橋友子
- 日程第3 議案第76号 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第4 議案第77号 幕別町ふれあい交流館条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第78号 幕別町立保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第80号 平成15年度幕別町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第7 議案第81号 平成15年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第82号 平成15年度幕別町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第83号 平成15年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第84号 平成15年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第85号 平成15年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第86号 平成15年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第87号 平成15年度幕別町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第14 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第15 陳情第6号 自衛隊のイラク派遣に慎重対応を求める意見書の提出を求める陳情

会 議 録

平成15年第4回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成15年12月9日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 12月9日 9時57分宣告
4. 応集議員 全議員
5. 出席議員 (22名)
議長 本保証喜
副議長 額額太郎
1 豊島善江 2 中橋友子 3 野原恵子 4 牧野茂敏 5 前川敏春
6 助川順一 7 堀川貴庸 8 乾 邦広 9 小田良一 10 前川雅志
11 杉山晴夫 12 佐々木芳男 13 古川 稔 14 坂本 偉 15 芳滝 仁
16 中野敏勝 17 永井繁樹 18 伊東昭雄 19 千葉幹雄 20 大野和政
6. 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 収 入 役 小野成義
代表監査 吉川 宏 教育委員長 辺見政孝 教 育 長 沢田治夫
総務部長 新屋敷清志 企画室長 金子隆司 民生部長 石原尉敬
経済部長 中村忠行 建設部長 三井 巖 教育部長 藤内和三
札内支所長 額額良征 総務課長 菅 好弘 企画参事 羽磨知成
企画参事 飯田晴義 町民課長 熊谷直則 税務課長 久保雅昭
保健福祉センター所長 佐藤昌親
農林課長 増子一馬 商工観光課長 本保 武 土木課長 田中光夫
土地改良課長 土井昌一 施設課長 小野典昭 水道課長 前川満博
都市計画課長 高橋政雄 糠内出張所長 横山義嗣 会計課長 堂前芳昭
車両センター所長 橋本孝男 経済部参事 古川耕一 学校教育課長 飛田 栄
生涯学習課長 長谷 繁 監査事務局長 森 広幸
農業委員会事務局長 長屋忠弘
7. 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
8. 議会提出議案
陳情第6号 自衛隊のイラク派遣に慎重対応を求める意見書の提出を求める陳情
9. 町提出議案
議案第76号 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
議案第77号 幕別町ふれあい交流館条例の一部を改正する条例
議案第78号 幕別町立保育所条例の一部を改正する条例
議案第80号 平成15年度幕別町一般会計補正予算(第9号)
議案第81号 平成15年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
議案第82号 平成15年度幕別町老人保健特別会計補正予算(第2号)
議案第83号 平成15年度幕別町介護保険特別会計補正予算(第3号)
議案第84号 平成15年度幕別町簡易水道特別会計補正予算(第4号)
議案第85号 平成15年度幕別町公共下水道特別会計補正予算(第3号)
議案第86号 平成15年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算(第3号)
議案第87号 平成15年度幕別町水道事業会計補正予算(第3号)

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

10. 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

11. 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

20番 大野和政 21番 瀬瀬太郎 1番 豊島善江

議事の経過

(平成 15 年 12 月 9 日 9:57 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（本保証喜） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、20 番大野議員、21 番額額議員、1 番豊島議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（本保証喜） 日程第 2、これより一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

最初に、中野敏勝議員の発言を許します。

中野敏勝議員。

[16 番 中 野 敏 勝]

○16 番（中野敏勝） 通告のとおり質問いたします。

1、少子化対策について。

少子化社会対策基本法が平成 15 年 9 月 1 日に施行され、前文に次のようなことが示されている。

我が国における急速な少子化の進展は平均寿命の伸長による高齢化の増加とあいまって、我が国の人口構造に歪を生じ、国民生活に深刻かつ重大な影響をもたらしている。我々はともすれば、高齢化社会に対する対応にのみ目を奪われ、少子化という社会の根幹を揺るがしかねない事態に対する国民の意識や対応は著しく遅れている。少子化は社会における様々なシステムや人々の価値観と深くかかわっており、この事態を克服するために長期的な展望に立った不断の努力の積み重ねが不可欠である。

このように示されており。晩婚化、未婚化に加えて、近年子供を生まない夫婦の割合が増加している。さらに核家族が増えたことなどから、子育てに対する負担感や不安感が増し、産みたくても産めないという夫婦が多いのが実情である。

一方、不妊症に悩んでいる夫婦も 10 組に 1 組がいるとのことである。一人の女性が一生に産む子供の数は、1.32 人と史上最低の記録となっている。これらは女性にとって、子供を産み、育てることが人生の喜びや価値ではなくなったことの表れと指摘する人もいる。子供が、瞳を輝かせ、伸び伸びと育っていくために、子育ては地域や社会全体が取り組む大きな課題であり、家庭にあっては父親も母親とともに育児をすることが望まれている。女性も男性も共に育児にかかわっていくことのできる社会、地域全体が子供に成長を見守り子育てをしていく社会、さらに子供が楽しいと思える社会の実現のため、親への財政支援、地域の環境整備の子育てに対する支援が必要不可欠と考える。

このことについては町長もエンゼルプランで定義付けているところであるが、次の点についてお伺いします。

①不妊症への経済的支援の必要性について。

不妊症に対しての検査・治療には保険の適用もなく、多額の費用がかかり、簡単に検査・治療を受けられずに悩んでいる夫婦もいるものと思う。このような夫婦に対して国でも取り組みがなされよう

としています。町としても現状や実情を把握して、経済的支援をすることこそ少子化対策に対する重要な取組ではないかと思うのですが。

②子育て支援の充実について。

青葉保育所に子育て支援センターが開設されている。さかえ保育所は建て替えの計画があり、併せて子育て支援センターの開設予定は承知しているが、現在の子育て支援センターは1週間に月曜日から金曜日まで、10時から11時の1時間だけ、しかも年齢別にして地域別に分けての利用となっている。もっと拡大し、自由に利用できないものか。

③ファミリーサポートセンターの設置について。

一時的な子供のお世話を有料で行うシステムがあってもよいのではないかと思う。援助を受けたい人、援助をしてあげたいと考える人を募集し、センターに登録、窓口となって援助を受けたい人のニーズにあった援助をしてあげたい人を紹介するところがあればいいと思う。

④中学校の空き教室を活用した体験学習の導入について。

核家族の中で、兄弟や姉妹も少なく小さな子供と触れ合う機会も当然少ない。そんな中で空いた教室を活用して、地域の親子に利用させながら、小さな子供と生徒が自由に触れ合える場を体験学習の一貫として取り入れ、その中で命の大切さ、子供に対する愛情などが身についていくものと思うのですが。

⑤わかば幼稚園のスクールバスの運用について。

エンゼルプランのアンケートの中にも、数名であるが、わかば幼稚園に送迎バスを希望している実態がある。極端な意見では、札内に町立の幼稚園を作るべきとも言われている。現在も札内から幼稚園に通わせている園児もいる。バスの運行によってわかば幼稚園に入園させたい家庭もさらに増えるものと思うのですが。

次に、中学校の校舎周辺の環境整備について。

札内東中学校は、遠距離中学のため自転車の通学が許可され、多くの生徒が自転車を利用して通学している。そのために自転車置場が手狭になっているのが現状です。屋根がかかっているところは一棟だけ。その3倍ほどの自転車が置かれている。札内中学校にも自転車通学している生徒がいる。自転車置場としての設備はあるが屋根がかかっていない。

さらに、中学校校舎周辺は大きな木も茂り、小動物も出回り、自然環境としてはとても恵まれているが、街灯が少なく暗いところが多い。部活を終わって帰るころは暗くなっている。白人小学校付近では、変質者なども見かけるとの情報もあることから、事故が起きないためにも周辺を調査、点検して、生徒が安心できる校舎環境を整えることが必要と思うのですが、関係者の考えをお伺いします。

①として、札内東中学校の自転車置場の整備と、体育館入り口の舗装が必要と思うのですが。

自転車置場の足場は、砂利が敷かれざくざくしている状態。足元が悪く、自転車も倒れているのが散見される。敷石か、舗装によって整備をすることが必要と思う。

また、部活で暗くなる生徒は、体育館の入り口から帰宅するようになっている。体育館の入り口は、わずかではあるが砂利道になっている。足元の安全確保のために舗装するべきと思うのですが。

②札内中学校と札内東中学校の街灯の増設が必要と思うのですが。

恵まれた自然環境ではあるが、木々の陰となって、街灯の役割が果たされていない状況になっている。防犯上問題がある。街灯については、札内東中学校ばかりでなく札内中学校も暗いところが多い。せめて幕別中学校並みに、周辺の街灯を増やしてもっと明るい環境にすることによって、生徒の安全が確保されると思うのですが。

以上、それぞれのお考えをお伺いします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中野議員のご質問にお答えいたします。

少子化対策にかかわって、最初に不妊治療の経済的支援についてであります。医学的には、妊娠を望む夫婦であっても、2年以上妊娠に恵まれない場合を「不妊症」と定義をしているとのことであ

ります。

町内の不妊症の実態については把握いたしておりませんが、ご質問のとおり約10%の確率で不妊症になると言われ、その原因は男女のいずれか、あるいは双方にあるとされており、妊娠成立に必要な過程のどこかが障害されることにより発生するものと考えられております。

不妊治療のうち、一部については保険適用となるものの、「体外受精」や顕微鏡で確認しながらの「顕微受精」などは該当せず、全額自己負担となっております。

このため、これらに要する費用は医療機関によって異なるものの、1回当たり30万円以上必要とされており、加えて成功率が2ないし3割と言われている中で、治療が繰り返し必要な場合には、相当な費用負担になるものと思われまます。

本町においては、現時点では不妊治療の経済的支援については考えてはおりませんが、お話がありましたように、国においては少子化対策の一環として、平成16年度から不妊治療費の一部を助成することも検討しているとのことであり、さらに北海道においても同じく支援策を盛り込むとの報道もあり、私どもとしましては、それらの推移を見守りながらこれから対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、子育て支援の拡充についてであります。子育て支援センターにつきましては、平成13年10月に子育て家庭の育児不安等の解消を目的に開設したところでありますが、開設当初は同年齢の親子を対象として、利用していただいておりますが、多くの親子が利用され、安全運営の面からも地区を2地区に分けて実施いたしているところであります。

また、新たな事業として、大変好評いただいております地区割や年齢制限をしない就学前の親子を対象とした「にこにこ事業」や、第1子と妊婦を対象として午後からも利用できる「ばぶばぶ事業」なども実施しているところであります。

子育て支援センターを自由に利用できないかというご質問であります。青葉保育所内の一室を利用して事業を実施いたしておりますことから、利用には一定の制約の中で実施しなければならない状況にありますが、これもお話がございましたが、今後、さかえ保育所の改築事業と合わせて併設を予定しております子育て支援センターでは、それら利用が可能になるものと考えておりますので、現施設の利用についてはご理解を賜りたいというふうに思っております。

また、これからも、利用されている父母の方々とも十分協議しながら、少しでも多くの方々の利用ができるよう工夫を加え、事業計画を検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、ファミリーサポートセンターの設置についてであります。幕別町エンゼルプラン策定時におけるアンケート調査の結果からも、女性の就労の増加や核家族化により、保育ニーズが多様化し、様々な要望がありますことから、エンゼルプランには一時保育や休日保育等の実施について推進することとしたところであります。

これら、一時保育や休日保育の実施に当たっては、保育所内での実施が望ましいというふうに考えておりますが、ここ数年、札内地区での保育所の入所児童数が増加傾向にありますことから、現状では保育室の確保が困難な状況にあります。

町といたしましても一時保育等の必要性は十分認識いたしており、前段申し上げましたように、さかえ保育所の改築時期の問題もありますことから、これらを含めた中でこれからも検討してまいりたいというふうに考えております。

以上で、中野議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 中野議員のご質問にお答えをいたします。

空き教室を活用した体験学習の場を開設する考えはないかというご質問でありますけれども、私ども、空き教室といえますか、余裕教室という呼び方をしておりますけれども、こうした学校施設の利用につきましては、国においても昭和50年代半ばに中教審の答申、あるいは昭和62年の臨時教育審議会の答申においても、これらの点に注目し、学校は地域共通の財産であるとの観点から、学校、地域の協

力関係を確立し「開かれた学校づくり」へと発展するよう答申がなされたところであります。

これを受けまして、幕別町におきましても、学校が持つ教育力をもって地域の交流、文化拠点として地域の文化を支え、また地域の住民からは「おらが学校」として愛され、誇りにされ、支えられてこそ、地域の文化や歴史に根ざした地域とともに生きる学校教育、人間教育が実施されるとの考えから、これまでも体育館の開放やコンピュータ教室におけるパソコン講座、作品展示など様々な地域開放事業を行っているところであります。

そして余裕教室利用の考え方の最終的に目指すところもその点にあると思いますので、ご提案の趣旨につきましては理解できますので、今後の参考にしたいと思います。

なお、参考までに申し上げますと、幕別町における「余裕教室の定義」、このことについて申し上げたいと思いますけれども、平成14年度から新しい学習指導要領がスタートしたこともありまして、私どもは「余裕教室イコール不要な教室」とは考えないことを基本としながら、一つには、普通教室として施設台帳に登録されているもので、継続して5年間は普通教室として使用される見込みのない教室。もう1点は、普通教室の保有数から見て次年度以降の推計学級数、あるいは学級数に応じて必要となる特別教室、特別支援教育に係る教室、管理諸室、例えば会議室や児童生徒会室、多目的室、郷土資料室、クラブ活動室などの充足に要する教室数、そして特色ある学校づくりに要する教室数、当該年度の推計誤差等に対応する教室などを差し引いた後の教室を「余裕教室と定義」付けていることもあり、現段階では空き教室いわゆる余裕教室はないものと、私どもは認識をしておりますのでご理解を賜りたいと思います。

次に、わかば幼稚園の送迎バス運行についてであります。現在、札幌地域から幕別町本町のわかば幼稚園に8世帯9名の園児が保護者の送迎により通園をしております。

札幌地域の多くの保護者や子供たちは、基本的には友達や学校の関係などから近くの幼稚園に通園したいという願いから、平成12年度に札幌市の幕別幼稚園を増築し、受入れ定員数の増を図り、その期待に応じていただいておりますけれども、保護者の幼児教育の方針などもあって、わかば幼稚園や、あるいは帯広の私立幼稚園を含めて選択、通園をされております。

送迎バスの運行につきましては、帯広や札幌の私立幼稚園に通園している園児の保護者はバス代を負担している現状から、仮に通園バスを新規に行った場合には、通園児の関係から相当な利用者負担が伴いますことや、その一方でスクールバス運行の考え方もありますが、学校行事の関係や小・中学校の登下校の時間帯と幼稚園の時間帯との調整がつかないことや、スクールバスの運行は困難な状況にあり、現段階では送迎バスの運行は大変難しいことをご理解賜りたいと思います。

次に、自転車置場の整備と体育館入り口の舗装化についてであります。

学校施設の修繕や整備等につきましては、各学校からの要望等により、その必要性や緊急度・優先度などを見極めながら計画的にこれまでも行ってきておりますが、今後におきましても、学校からの要望や施設状況等を調査させていただき、対応してまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

次に、札幌東中学校と札幌中学校の防犯灯の増設についてであります。札幌東中学校につきましては、生徒玄関前、体育館入口前及び校門横に水銀灯が設置されており、自転車置場には2灯の街灯が設置されておりますし、札幌中学校につきましては、道道及び町道の街路灯や防犯灯により、ある程度の明るさがあるなど、両校ともに生徒が通常の登下校の際の通路につきましては一定の明るさが保たれているものと考えております。

しかしながら、学校敷地内には樹木の陰や学校施設の裏側など暗い場所もありますことから、防犯的観点により学校とも十分に協議させていただき、必要な箇所には防犯灯の設置など今後計画的に整備してまいりたいと考えております。

なお、変質者あるいは不審者の出没、不審電話等に対する防犯的な対応につきましては、各学校ともに日頃から児童・生徒に対する安全指導を行っているほか、今年度から取り組んでおります「地域ぐるみの学校安全推進モデル事業」によりまして、危険な箇所を地図に落とし「安全マップ」を作成し、効果的なパトロールなどに活用してもらおうほか、「防犯カード」を作成し、子供たちが困った

ときや危険なときに役立ててもらいたいと考えております。

また、「子供 110 番の家」を引き受けていただいているご家庭や商店・事業所には、子供たちが駆け込んできたときにどう対応したらよいかを簡単に記した「不審者等対応早わかりメモ」を配布させていただくなど、保護者や地域、さらには関係機関等が共通認識のもと一体となった取り組みによって、子供達が安全に登下校でき、安心して学校生活が送れるよう努めていることも一方ではご理解いただければと思います。

以上で、中野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 中野議員。

○16 番（中野敏勝） 今、それぞれご答弁をいただきましたけれども、子育て支援の充実については、青葉保育所のところで行っているわけですが、保育のため昼寝の時間は利用できないと。そのために 10 時から 11 時までというような形で開設されていると思います。

今年の新年座談会の子育て 21 世紀の中でも、青葉の子育て支援センターは非常に狭いと。新しいものではなくてもいいから、既存のもので何かできないものかというような意見もあったわけです。この点についても検討していただきたいというふうに考えております。

あと、ファミリーサポートセンターの設置なのですが、一時保育を希望している人もかなり多いと思われま。本町ではわかば幼稚園がその機能の一部を果たされているというようなことも聞いております。札内地域には全くこういうところはないわけです。仕事の都合で保育所や幼稚園に送り迎えができないとき、あるいは美容室とか病院、学校の参観日とか、この多様なニーズに応えられる総合的な援助活動のできる場所があればというふうに思うわけです。

さらに、中学校の空き教室ですが、現在は無いということですが、先進地においては家庭科の授業に取り入れて大きな成果を上げているところもあるわけです。最初は、小さな赤ちゃんを抱っこできないような生徒でも、かかわっていくことによって赤ちゃんの取り扱いも分かたり、あるいは発達の様子や子供のかわいさ、育児の大変さが体験として理解できていると。

また、母親は、今の中学生は非常に怖いというようなことを感じたり、大丈夫かというような不安もあったりしているわけですが、辛抱強くあやしたり、優しく接する姿を見て、とても中学校の生徒がかわいくなったというようなこともあるわけです。世代間の交流によって、貴重な体験学習の中で、家庭内における引きこもりとか、それから家族の対話も増えてきているというのが実情であります。現状は空き教室がないためにできないわけですが、何らかの方法でできればいいと思うわけです。

さらに、わかば幼稚園にスクールバスの運行。今聞きますと、札内方面から 8 世帯 9 名の方が通園されていると聞きましたけれども、朝だけでもこの札内中学校から通っているスクールバス、8 時 10 分に札内中学校に生徒を送ってくるわけですが、そのあと、こちらへただ回送されるのではなくて、その部分をぐるっと廻って、そして来ることによって非常に活用ができるのではないかとこのように感じております。この辺も前向きに考えてみてはどうかというふうに思います。

それから、札内東中学校の環境整備についてですが、聞いてみると関係者が以前から問題視をして町に要望をしているというようなことです。現状を見たときに、事故が起きてからでは取り返しがつきません。事故の未然防止のためにも必要などころに街灯をつけて、早急に環境整備を考えていただきたいというふうに思います。

再度お伺いします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 子育て支援にかかわりましての関係でありますけれども、お話がありましたように青葉保育所の一室のみでは大変狭い、そしてまた対象者、利用される方も多いということでご迷惑をかけているのだろうというふうに思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、今の時点では、早くても平成 18 年くらいになるのだろうと思っておりますけれども、さかえ保育所の改築が予定をされております。そうした中では、当然保育所の改築に合わせて子育て支援センターの設置を併設した

いというふうに思っておりますことから、何とかこの間、大変厳しい情勢の中で新たにその部分だけを増築してやるというようなこともなかなか難しい面があるものですから、何とかご理解をいただく中で2、3年、4年くらいの間はそういった状況の中で、支援センターの開設はやむを得ない状況にあるのかなというふうに思っております。

ただ、できる限りのことを、先ほども申し上げましたように、利用されている方々のご意見等もいただく中で十分これからも活用の方法については検討し、また協議させていただきたいというふうに思っております。

当然のことながら一時保育についても、私も今年の1月号にお母さん方との座談会をやらせていただきまして、いろんな要望をお聞かせいただいて、私自身もその必要性については十分認識をしているところでありますが、なかなか札内地区の保育所には空き教室といえますか、保育室がなかなか空かないというような現状もあるものですから、なかなかご期待に沿えない部分もあるわけですが、引き続き、そういった情勢を見ながらこれからも検討しながら対応に意を用いてまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 1点目の空き教室の利用について、またご提言をいただいたわけですが、そのことについては前向きに検討することは先ほどもお話ししたとおりであります。

実際に中学生と幼児との交流、あるいは小学生との交流、こういったものはそれぞれの学校で、それぞれの幼稚園、あるいは保育所等々に行きまして、それぞれがやっているという実態もあることも一方ではご理解いただければと思いますので、さらに授業の中でどんなふうに取り入れるか、このことについてはそれぞれの学校の中でまた工夫をしてもらおうと、そんなふうにしていきたいというふうに考えております。

それから幼稚園のバスであります。確かに8時15分に札内中学校に来たと、であればこちらの幼稚園が始まるのは8時45分ですから30分間という時間があります。が、しかし札内の今いる人だけでもそうですけども、これから希望なされる方も札内の市街のどこから乗られるかわからないという、そういったこともありまして、それらを循環したときにはたしてどれだけの時間をとるか、ということもあります。

それから一方では、札内だからこそ乗せるのか。そうではなくて、もう一方では、相川とか猿別とか新川、そういったところから通っている子供たちもいらっしゃるわけで、そういった子供たちのバランスはどうするのか。このことは保育所も同じになりますので、そういった意味で、もちろん前向きに検討をということでもありますからもう一度検討はいたしますけども、これまでも何回かこういったご質問をいただきながらこれまで実施してきていると、そのことも一方ではご理解をいただければというふうに思っております。

それから、東中の環境整備につきまして。これにつきましては先ほども申し上げましたように、現状よく調査をしながら、学校とよく整理をしながら、そして全体的に見てどこがどうすればいいのか、これらについて検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（本保証喜） 中野議員。

○16番（中野敏勝） 多少重複しますがけれども、最後に、子育て支援センターの全体的な部分で、先進地の子育て支援の状況を見ると、子育ての中の親の子育てを支援するとともに、親の育児力を高めることを目的として、国の補助を受け独立した施設で職員1名、子育ての指導員1名、そして補助指導員数名を臨時で置いて、祝祭日等、年末年始以外はいつでもこのセンターを開放している。時間についても、午前10時から午後4時まで利用できる仕組みとなっているわけです。

活動内容も非常に充実していきまして、交流とか学習、あるいは相談、情報提供と四つの事業からなっていて、子育てをしながら母親としての大切な社会性を身につけることもできる内容となっているわけです。

また、受け身だけでなく、個人が主体性を持って活動に参加して、さらに子供は一人でもうたくさ

んだといっている母親も、このセンターに通うようになってから考え方が変わって、二人、三人と子育てに意欲がでてきているのです。子供が増えてきているのが現状。子供は未来の宝であります。時代を担う大切な大切な宝です。町においても積極的に子育てに対する専門的な知識や、豊富な体験や経験を持つ人材の育成と準備が求められ、養成講座など人材の育成の場を増やして、少子化対策に対するきめ細かな対応が必要と考えます。このことについてもお伺いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話がありましたような素晴らしいセンター、恐らくどちらかというところ都会的なところが多いのだろうというふうに思いますけれども、私どもの町の範囲の中では、例えば親の育児力等については、ある意味では保健師の指導の中で行われているような現状でありまして、あるいはせつかく支援センター的なそういうものが、やっぱりより多くの人に利用されなければ意味がないわけでありまして、今お話ありましたような大変素晴らしい内容のものだと思いますけれども、果たしてそういった施設が私どもの町の中でやるのがどの程度の効果が、効果がないことはないのでしょうか。どの程度の利用があって、また、財政負担あるいは町全体の中での施策の中で構築していただけるかどうか。いろいろ条件としては難しいものもあるのだろうと思いますけれども、私どもは今言いましたように、子供は宝であり、これからも大事な次代を担う子供たちのために、そしてまた、子育てに悩むお母さんたちに支援になるような施策の構築にはこれからも一層意を用いてまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、中野敏勝議員の質問を終わります。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

[15番 芳 滝 仁]

○15番（芳滝 仁） 通告に基づきまして、質問をいたします。

町立幼稚園の民営化について。

幕別町では行政改革大綱推進計画に基づき行政改革に取り組んでいますが、その中に民間活力の導入、各種業務の民間委託の項目があります。今後の町づくりを考えると、また、深刻な財政難に直面している今、幕別町においては広くいろいろな業務について民営化を推進することが不可欠だと考えます。

町立幼稚園は、現在130人定員のところ、在園児は55名で、今後も園児の数は減少傾向にあります。また、私立の幼稚園との保護者の負担費用の格差の問題もあります。人件費を含め幼稚園運営にかかわる町の費用負担を考えると、町立幼稚園を民営化するべきであると思っておりますが、考えを伺いたいと思っております。

以上でございます。よろしくお伺いいたします。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 芳滝議員のご質問にお答えをさせていただきます。

町立わかば幼稚園の民営化についてのご質問であります。

町立わかば幼稚園は昭和52年に設置され、これまで1,007名の園児が卒園し、この間幼児期にふさわしい生活の展開など、その基本に基づき豊かな環境を生かした多様な遊びや体験を通して「生きる力」の基礎を育成することが重要であるとの認識のもとに運営されてまいりました。

具体的には、異年齢児との組合せによる混合縦割り保育や親子のニーズに応えた満3歳児誕生保育、預かり保育や施設開放による子育て支援事業としての教育相談、障害児保育の受入れ態勢の充実や幼少連携事業など、公立幼稚園だからこそできる地域の子育て支援の拡充に努めているところであります。

しかしながら、近年は市町村における厳しい財政状況や新しい時代の進展等に対応して、地方公共団体においても不断の行政改革が求められていることもあり、公の施設等の管理委託が行われている

ことはご質問の趣旨のとおりであります。

この場合の法的根拠とされているのが、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定によるもので、それによりますと「公の施設の目的を効率的に達成するために必要があると認めるとき」であって、その意味するところは地方公共団体が自ら管理するよりも一層向上したサービスを住民が享受し、ひいては住民の福祉がさらに増進されることとなる場合に限ってと解されております。

したがいまして、例えば管理運営経費の節減のみを目的としたような安易な委託などは行われるべきではないというふうにもされております。

しかしながら現実問題としては、経費の節減効果も民間活力等を検討する際には重要な判断要素となるものであり、実際には住民福祉の増進を目的とした公正、適正な管理の要請と行財政の簡素効率化の要請、これらをいかに調和させていくかが民営化の可否を決定するに当たっての重要な課題であるといわれております。

その一方で、現在、学校の管理運営の在り方を検討している中教審の教育行財政部会では、今月 5 日、中間報告の素案をまとめていますが、その中で公立学校の管理運営を民間委託する公設民営方式については、全国的な制度化は困難として義務教育の小中学校を除く幼稚園と高校を対象に、特定地域の規制を緩和、撤廃する構造改革特区に限定をして導入すべきだというような意見もあるということで、これからがちょっと注視されるところであります。

このため、公立幼稚園の管理運営を民営化することは、現段階では学校教育法第 5 条の規定により認められていませんので、今後の特区構想、中教審の審議経過、これら動向を見極めながら、現在のそのような公設公営、直営方式がいいのか、あるいは公設民営が良いのかなど、それぞれの良い面、問題点、留意点などを様々な角度から検討し、整理しておく必要はあると思います。

そして、整理に当たって何よりも大事なことは、親の都合でも、行政の都合でも、法人・企業等の都合でもなく、子供にとって最も望ましいことは何かといった原点をしっかりと見つめながら、調査研究してまいりたいと思います。

以上で、芳滝議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 芳滝議員。

○15 番（芳滝 仁） ご答弁をいただきましてありがとうございます。

趣旨は理解をさせていただきました。

公立の幼稚園であるからこそできることがあるのだと、こういうご答弁がございましたが、私立の幼稚園でも様々な形で努力をして取り組んでいる現状があります。その辺につきましても、余りその格差について考えていく必要がないのではないかと思うのであります。現状、町立幼稚園は保育料 6,500 円になっていると思いますし、これは町内の私立幼稚園でありますけれども、月 1 万 4,500 円でありまして、ここで 8,000 円の格差があることであります。入園料も町立幼稚園は 3,000 円でありますけれども、私立幼稚園は 3 万円でありまして、そのほかに私立幼稚園では維持費というものを徴収していると聞いております。

町としましては、私立幼稚園の入園料・保育料の補助金等、そしてまた就園奨励費を出しまして、その格差の是正と保護者の所得割に援助をされておることは、私は掌握をさせていただくのであります。その仕組みが違うというところで、非常にいろんな面で質的に格差が生じておるのではないかと考えておりますが、その辺の中身につきましても一つ考慮をさせていただいて、今、ご答弁いただきましたように、今後お考えをいただければと思うことでございます。

ご答弁は結構でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（本保証喜） 答弁、必要ですか。

以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

次に、永井繁樹議員の発言を許します。

永井繁樹議員。

[17番 永井繁樹]

○17番（永井繁樹） それでは通告のとおり質問をいたします。

I Tを活用した住民協働の町づくりについてお伺いをいたします。

住民参加による電子自治体の構築を目指した町づくりにおけるI Tの必要性を町長はどのように考えているのでしょうか。

全国では、いろいろな自治体がI Tを通して、町づくりの基本とする住民協働を進めております。例えばパソコンを利用してインターネットで広く公区活動などの情報を外に発信して、住民相互で公区内の身近な情報や意見の交換ができるようにするために、行政が公区のホームページの作成を支援していく施策があります。住民のI T活用能力向上のための環境整備の推進と、地域づくりの基盤である公区をモデルにした電子公区の推進についての考えをお伺いいたします。

次に、学校給食の民間委託についてお伺いをいたします。

幕別町行政改革大綱第2次推進計画の中では、財政状況の悪化を背景に、民間活力の導入を目的とした各種業務の民間委託を推進しております。こうした中で、現在の学校給食制度の在り方についても見直しをする時期に来ていると私は思いますが、その方向性について町長はどのように考えておられるのか。

また、全国の自治体が、学校給食の民間委託の導入をしようとするのは、人件費削減という行政改革の必要性から、調理業務の民間委託を導入してコスト削減をすることにあります。自治体が調理の民間委託を検討するのであれば、きちんと現在の直営方式と民間委託方式を比較して試算結果を公表すべきだと思います。そのような状況に幕別町はあるのでしょうか。

以上をお伺いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 永井議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、住民のI T活用能力向上のための環境整備の推進についてであります。現在日本のインターネットの世帯普及率は8割を超えており、多くの家庭で利用されるようになっておりますが、この数字は携帯電話等の利用も含まれた数字であり、携帯電話をのぞいた数字はその半分、およそ40%程だというふうに言われております。

幕別町の実態は快適にインターネットを利用するために必要とされている高速で安価な常時接続であるADSL回線や光接続の利用ができない地域がまだ残っており、これらの地域の解消については、道などと協力しながらNTTなどの通信事業者に要請活動を行っているところであります。

また、I T能力の向上については、I T研修会を行うほか、小中学校でのコンピュータ教室の整備拡充を進めているところであります。さらには図書館に住民開放用のインターネット端末を配備したほか、将来的には役場庁舎、スポーツセンター、コミセン等の公共施設にもインターネット開放端末を設置する計画を持っております。

次に、地域づくりの基盤である公区をモデルにした電子公区の推進についてであります。インターネットのホームページを活用した電子公区についてはご質問にございましたように全国でもその先進事例があります。その運営実態は、それぞれの自治会の役員、または住民が独自にホームページの運営を行っているものであります。近年は個人でホームページを運営する人も増えており、町内にも多く方がいらっしゃるというふうに思われます。電子公区の推進施策としては、ホームページのアドレスや記憶領域の提供などの方法が考えられますが、住民自治の観点からもホームページを運営する技術をもった方が公区内に居住していることが必要であるというふうに考えられます。

いずれにいたしましても、公区内でのインターネットの普及や公区については、公区の意向が重要でありますことから、今後、公区長会議などの場で、それら意向を確認しながら調査・検討を進めてまいりたいというふうと考えております。

以上で、永井議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 永井議員のご質問であります、学校給食の民間委託についてお答えをさせていただきます。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、学校教育活動の一環として実施されており、学校生活には不可欠なものとして定着しているところでありますが、その業務の運営につきましては、臨時行政調査会、臨時行政改革推進審議会及び総務庁から合理化の必要性が指摘されているところでありますし、幕別町行政改革大綱第2次推進計画、事務事業の見直しの中でも、各種業務の民間委託を推進することとしているところであります。

現在、学校給食における調理部門の外部委託状況は全国的には10.3%とまだまだ低く、道内でも札幌市、石狩市の一部単独校と、今年度公設民営として新設された北見市中学校の給食センターのほか数カ所ある程度で、十勝管内ではまだございません。

幕別町では、平成11年度から給食配送部門の完全委託を実施しておりますが、調理業務、食器洗浄業務等に係る部分については常雇職員と臨時職員で対応しているところであります。

しかしながら、人件費等の経常経費の適正化を図るという観点から、平成13年度から調理職員の定年退職に伴う補充につきましては、パートタイム職員の活用を図り、より効率的な運営に努めているところであります。

調理部門等を民間委託にすることについてのメリットは、人件費縮減をはじめ、委託業者のノウハウ、いわゆる技術的知識・情報、こういったものを生かしますし、各種の新しい給食形態への対応や、組織的な衛生管理による安全な給食の提供、栄養師との連携による新しいメニューの取り入れや調理方法の開発が期待されるわけであります。

その一方で、管理監督が十分にできるか、あるいは町内における企業の確保と安定性の問題、様々な不安の解消や安定雇用の確保、身分の安定確保、想定外事故が生じた時の損害賠償責任、瑕疵も含めてどう捉えるかなどの問題点についても指摘されていることから、今後は既に実施されている市町村の実態把握とともに、なぜ全国的に見て外部調理委託が進まないのか、これらについて管内、全道で組織されている「学校給食研究協議会」の中での検討・研究、運営委員会をはじめ幅広く意見を求め検討するとともに、今、市町村を取り巻く環境、置かれている立場なども分析し、慎重に判断すべきと考えているところであります。

ご質問の試算結果を公表すべきであるがどのような状況にあるのかとのことですが、現在細部にわたって直営、民間委託にかかわる経費の比較はしておりませんが、その差が出るとすれば人件費にかかわる部分が大半を占めるのではないかと考えられますことから、当面はパートタイム職員による効率的な運営に努めるなど、引き続き簡素合理化に努めるとともに、事務事業についても見直しを図り、学校給食の運営の合理化を推進してまいりたいと考えております。

以上で、永井議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 質問の途中でありますけども、この際11時5分まで休憩をいたします。

(10:50 休憩)

(11:05 再開)

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

永井議員。

○17番（永井繁樹） それでは1点目のITにかかわっての質問をいたしますが、町長のご答弁の中で、ITの必要性ということは理解をできるころではありますが、そこから先、では住民の協働による町づくりにかかわってのITということになりますと、私が申し上げている内容から少し考え方にズレがあるという感じを持ちました。

確かに全国の先進地では電子町内会という形が多いのだと思いますが、町長が申された公区の人材の中にそういったものに適用できる人たちの存在ですね、そういったものに対してちょっと懸念をされているような、私はニュアンスにとったのですけれども、先進地の首長というのは、やはり町内会ですとか公区の自治はもろんなのですけれども、やはりその首長として、住民を巻き込んだ中での

ITを利用することが町づくりの一つの選択肢にあるという確実な姿勢を出しているんですね。ですから公区長に相談する云々は確かに大事でしょうけれども、ITをうちの町ではこういうふうに取り組んでいきたいのだという首長としての積極性が強いところにおいては、早くからこのことに手掛けていっているというのが全国的な実情です。

私が町長に求めたいのは、いろんな町づくりの方法はありますが、現在庁舎内で進めていますITを利用した情報化、または住基カード等を含めた行政手続の情報化もあります。しかし、一番大事なのは、行政の外側、要するに住民にかかわるITを導入していかなければ、電子自治体の確立は多分できないのだろうと私は思うのですね。

そうしますと、町長の遠慮されている意見だとは思いますが、現在の公区数の中における人材、これについては確かにパソコン教室なんかを見ますと、高齢者の人の割合というのは非常に多いわけです。ですから、それ相応の適切な対策を組めば、必ずこういったITによる電子公区というのは、私は実現可能であろうと。それを今から手掛けていかないと、当面電子自治体の構築に向かっていく一步は踏み出せないのではないかとというのが私の本意なのです。

ですから、うちの町としてもそういったITを行政区であります公区に取り入れるメリットというのは、当然あります。今メリットについては町長一切答弁の中で表現はしておりませんが、私の方ではこう考えています。参加メリット、その中の五つから六つありますが、平日勤務の人もそういった時間にとらわれないで、ITを利用して公区内同士の人たちと親交を深めることができるというのが、このITの一番いいところだと思います。

また、公区におられる高齢者と若い人たちが、私の提言をしているホームページ作成を行うことで、世代交流を深めるということが出来ます。また、身近な出来事を公区内、ほかの会に情報発信できる。もちろん公区のお知らせも瞬時に伝えられると同時に、それを公区の内外に伝えることができるという、電子ならではの能力が発揮できるわけです。

ですから、ここで、当庁舎内には、こういったものを専門的に構想を練って、推進事業を組んでいく担当部局が私はないように思います。町長がITの必要性を十分感じられておられるのであれば、やはり早々に庁舎内に専門の課を設置されて、一つの足がかりとなる、例えば幕別町電子公区連絡協議会、仮称ですけども、そういったものを設置準備されて、現状公区の方にこの実情を理解していただいて、やはり高齢者と若い世代とが一緒に協働として参加できるような公区づくりという一つの強い手段として私は考えられます。

それらについて、町長の考えをお伺いするものです。

それと、学校給食の民間委託についてであります。先ほどの答弁で、現状の町の考え方は十分にわかりました。今回、議会でもこういった質問は初めての質問だと私は感じておりますが、今後、やはりこの学校給食の民間委託というのは、あらゆる自治体で検討を深められる状況になっていくと思います。

私も一番重要な観点というのは、子供たちに一番配慮されていて、それが子供たちの食教育に役に立っているかということが、この学校給食では大きな大切な問題になると思うのですけれども、現実、我々議員におきまして、住民の皆様におきまして、あらゆる民間委託が進んでいる中で、この学校給食の民間委託はやっと少し顔を出始めている状態というだけで、内部検討の状況になっているのだと思うのです。当然今後、これは学校関係者、若しくはその保護者を含めた、住民を含めた中での、当然こういう給食制度の在り方というシンポジウム、そういったものが検討されて実施されていかないと、やはり情報公開にもなりませんし、住民の気持ちを把握していくという状況にもならないと思います。それと合わせて、民間にすると何か非常にイメージが悪いという感じ方を私は受けていますし、住民もそのような感じを受けるのではないかと思います。

実際にやられているところで、数は少ないですが、適確にきちっと民間委託の機能を果たしている業者もごぞいます。現時点の幕別町における民間業者の適切な能力を持っているか、持っていないかという中で、あるかないかという不安があるようですけども、これだとて、実際に入り口論から入

っていつ、安全性とコストの間できちっと論議をしていけば、必ずしもその業者がないということにはならないと思います。

ですから今後に向けて、私は学校給食を民間委託した方がいいという考え方ではございません。民間委託をするのかしないかというのは、この行政改革の最中、もうそろそろはっきりしていかないと、ほかの委託との区別がどうもつきづらいですし、状況が把握できないということでこの質問をしましたので、今後においては、やはり情報の提供をきちっとしていただきたいのと、先ほど申しました試算表ですね、実際に人件費と多分試算表出して比較すると、直営方式と民間方式とでは、多分人件費の違いであろうと。それは私も同じ考えですが、じゃあ我が町に照らし合わせたときにどの程度の差になっていくのかという現実的な数字。それが出来、民間委託するためのメリットがないということが近い将来、やはり我々ですとか住民に公表いただきたいと思いますが、それらについての考えをどのように持たれているか、お願いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目のITの関係でありますけれども、ITを活用した協働の町づくりを進める。そのことに対する私どもの考えは何ら変わるものではない。これからはますます求められてくるものであり、我々もそれに向かって対応していかなければならないのだろうというふうに思っております。首長の姿勢が大事であるとか、町長が遠慮しているのではないかという話がありましたけれども、私は決して遠慮しているわけではなくて、なかなか実態がわからないので苦慮しているのが実情でありますけれども、ご提言ありましたいろんなメリットをいかにITの中で、ホームページの中で活用していくか。

これやはり一つには、やっぱり公区の皆さん、あるいは住民の皆さんの理解・協力がなければこういったことも進んでいかないうだろうというふうに思っております。また、担当部局の設置についても、これからのいろんなそうした動き、あるいは社会的な状況の推移の中で必要に応じて設置していかなければならないのだろうというふうには思っておりますけれども、今の段階で即その必要性があるかどうかについてはさらに検討していかなければならないと思いますし、また、ご提言ありました電子公区の連絡協議会、こういったものの必要性、これらについては特に町が一方的に決めていく、求めていくというよりは、やはり公区の皆さん方、公区長さんの皆さん方の理解の中で進めていくことがやっぱり協働の町づくりを進める上では大切なことであろうというふうに思っております。

たまたま今、今年の秋の公区長会議の中で、いわゆる協働の町づくりに関して、今、公区でいろんなことをやっていらっしゃる。あるいはこの後のご質問にもありますけれども、除雪の問題もそうなのですけれども、いろんな公区の活動と行政とが共に進めていくような体制づくりをしていこうと、いわゆる協働の町づくりを進めていこうというようなことで、実はそれぞれの公区長さん、地域的に10名か15名くらいの公区長さんにお集まりをいただいて、これからその作業を詰めていきたいというようなことで今進んでおります。そうした中でも、今ご提言のありましたこと、あるいは私どもの考えていたことも十分お話をさせていただきながら、これからIT化に向けて、協働の町づくりにITをいかに生かしていくかというようなことについて、十分協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 民間にするとイメージが悪いのではないかというお話もあつたわけですが、決して私どもそんなことを思っているのではなくて、先ほども答弁の中でお話ししました民間は民間の良さ、これは先ほど言いました経費の縮減だとか労務管理、あるいは作業効率、弾力的な運営、こういったものではそれはそれで評価はされる。だからこそ給食センター以外のものでもそういったことはやられてきたいという実態はあるわけでありませう。

特に給食センターの場合は、私ども1番心配される面としては、企業意識、いわゆるコスト面、こういった部分で先に走ってしまって、これが優先してしまってサービス・安全・安心、こういったものに欠けることがまずは予想されるだろうと。それから、町内での従業員の確保、本当にこう地域雇

用の確保ができるだろうか。さらには、企業に継続性があるかの不安いわゆる町内業者も含めての確保。この段階でこういったところがあるのだろうかということも十分に研究しなければならないと思っていますし、何よりも地域経済、地産地消の確保という意味合いでは、食材なんかを町内業者から果たして先ほどのコスト面からいって確保してくれるのだろうか、そういった長期的な部分で我々はきちんと整理をしなければならないだろうと。

したがいまして、何事もそうでありますけども、行政で進める上で何事も大事なことは、民営化あるいは民間委託、移管する理由は何なのか。単に経費節減。こういったものだけではなくて、先ほど言った良い面、悪い面、心配される面、いわゆる先ほども言いましたけれども、もし事故が想定していたもの以外のものが出たときにどんな形で対応できるのか。そんなような形のものをすべて洗い出ししながら住民の人たちに説明する。こういったことが大事だろうし、先ほども言ったように、全国的に何で10.3%の実施率、あるいは北海道でみても大都市でしかやらないということは、やはり受皿の問題もあるのでしょうし、いろんなこともあるのだろうと、そんなふうに私も内部的にはいろいろやっております。

最終的には、いろんな方たちの意見交換をしながらどちらがいいのか、また、どこかでは線を出さなければならないと思いますけれども、ただ、先ほど言いました議員からお話があった試算の関係、これはまさに人件費の違いだと思います。人件費をどこに設定するかによって全然違ってくるわけでありまして、道外でやっているものにつきましても8割とか7割とか6割とか極端な数字も出てまいりますけれども、それをどこに仮置きするのか、これによって試算というのは大分違ってくるのだろうと思っていますけども、この数値をもし公表をということでありますけども、公表してしまうとこの数字が一人だけ歩いてしまう恐れもありますので、もっと大事な部分、先ほどの心配される面、こういったものをよく話し合いをしながらやっていかなければならないだろうと、そんなふうに考えていますけども、いずれにしても近い将来、公表をと言いましたけど、もうちょっとお待ちいただければという形で、十分に研究をしていかなければならないだろうと。いわゆる子供のために、今、何ができるか。このことだけを目の前にしながら考えていきたいというふうに考えております。

○議長（本保証喜） これで、永井繁樹議員の質問を終わります。

次に、小田良一議員の発言を許します。

小田良一議員。

[9 番 小 田 良 一]

○9番（小田良一） 通告に従いまして、一般質問を行います。

高齢者福祉と地域医療確保について。

近年は急激な経済構造の変化、例えば少子高齢化、情報の進展化、価値観の多様化、景気の低迷などが進行している。そのため、国民生活様式においては、かつての隣近所付き合いの共同的なものを重要視するよりも、特に若い世代において、自分流の生活スタイルを重要視する住民が増える傾向にある。そのため、本来あるべき子供からお年寄りまでの住民どうしのつながりが薄れる傾向が見られる。もちろん本町もその例外ではなく、地方行政や合併問題を取り巻く行政、地方交付税の削減下での町財政は累積した課題を多く抱え、年々財政構造を圧迫している。そのため、合併後の将来の検討案には、権限譲渡による地方の自治が叫ばれております。なかでも人口比率が高くなりつつある高齢者にとって、楽しく住みやすい自治を行うことが喫緊の課題となるのではないかと。

その中から具体的に2点に絞り質問をさせていただきます。

1、高齢者保健福祉の推進と地域医療の確保。

地域生活支援体制はどのようになっているのか。

介護予防推進制度の強化はどのようになっているのか。

質の高い効率的な医療体制、町の在り方はどうか。

電子カルテや電子処理、IT化について。

2、高齢者福祉の推進のための生涯学習制度の整備と学校教育と学校開放の充実。

総合型地域スポーツクラブ。

地域の魅力の掘り起こしができないのか。

地域、地区のコミュニティを大切に学習会。

今後の学校の余裕教室の利用について。

以上、お伺いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 小田議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、地域生活支援体制についてであります。高齢者の生活支援をはじめ、保健福祉全般にわたる施策の推進につきましては、ご承知のとおり、平成14年度に策定いたしました「幕別町高齢者保健福祉ビジョン2003」に基づき、平成15年度より実施いたしているところであります。

本計画は、基本的には旧計画、いわゆるビジョン2000の内容の拡大を図りながら引き継ぐとともに、痴ほう予防事業、あるいは運動指導事業など、新たな事業も展開してきているところであります。

計画の中にあります生活支援関連としての高齢者福祉サービスにつきましては、従来から、訪問給食サービス事業や外出支援サービス事業をはじめ、様々なサービスを提供しているところであります。事業の実施においてはボランティアを始め、多くの関係者の方々にご協力をいただいているところであります。今後も、これら事業の充実をさらに図りながら、高齢者の方が健やかに安心して住み慣れた地域で、自立した生活が送れるように対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、介護予防推進体制についてであります。

介護予防事業につきましては、ビジョン2003において、従来の転倒予防教室や生きがい活動支援通所事業などに加え、新たに運動指導事業と痴ほう予防事業を取り込み、実施いたしているところであります。

運動指導事業においては、壮年期以降の町民の健康増進という観点から、保健師、栄養師、トレーニング指導員などの関係者の連携により、利用者のニーズと特性に合わせた運動プログラムに基づく指導や健康評価などを実施し、痴ほう予防事業においては医師との連携を中心にしながら、総合的な疾病予防、介護予防施策に取り組んできているところであります。

また、健康的な食生活習慣の形成に高齢者自らが取り組むことができることを目的とする高齢者食生活改善事業におきましても、保健所や食生活改善推進委員会との連携の中で実施していくことを計画いたしており、今後も、保健・医療・福祉の各分野の連携のもとに、推進体制の強化を図りたいというふうに考えております。

次に、質の高い効果的な医療体制についてであります。医学の進歩に伴い、新たな検査体制の確立や最先端の医療機器の導入など、診断や治療技術は飛躍的に発展してまいりました。

しかし、質の高い効果的な医療とは、これら高度な診断や治療を受けることのみを指すのではなく、その人の状況に最も適した医療をいかに正しく提供できるかというところにあるものというふうに考えております。このようなことから、この体制を確保するためには、一つの町だけで解決できるものではなく、広域的な取り組みの中での対応が必要となるものと考えております。

ご承知のとおり、十勝の医療体制については、北海道が定めた第一次保健医療福祉圏では管内20市町村ごとに区域化され、それぞれの町で住民の日常生活に密着した身近なところで医療サービスが提供され、本町においては8カ所の医療機関が整備されているところであります。

また、より専門性の高い医療サービスが必要な場合には、第二次、さらには第三次保健医療福祉圏をもって提供されることとなっておりますが、これらは十勝一圏域として帯広市内の医療機関が指定されているところであります。

医療体制の確保という観点では、今後も医療機関の整備や機能の充実を図ることはもちろんですが、これと並行して、医科系大学との連携、医療機器の共同利用、病院施設開放化の促進などの取り組みにより、医療機関相互の機能分担や医療機能のネットワーク化を図るなどして、効率的な医療体制の

整備が求められております。

このようなことから、管内市町村の意見も十分取り入れられながら、帯広保健所、十勝支庁、帯広児童相談所の連携のもとで策定した十勝地域保健医療福祉計画、これは平成10年から19年までの10か年間でありますけれども、この福祉計画においても、これらの課題を十分に認識した上で、効率的な医療体制の整備を図るとしております。

本町といたしましても、関係機関との連携と共同を図りながら、計画の達成に向けて協力してまいりたいというふうに考えております。

次に、電子カルテや電算処理などのIT化についてであります。電子カルテとは、診療内容を電子情報として一元管理するシステムで、紙のカルテに記載されている情報ばかりではなく、コンピュータ断層撮影装置、いわゆるCTなどの診断映像も取り込めることができるものとなっております。このことから、必要な診療情報をすぐに取り出すことができ、担当医師が交代しても正確なデータが得られるとともに、重複検査も防ぐことができるとされており、非常に利便性の高いものというふうに認識いたしております。これまで、電子カルテなどは大病院での導入が中心でありましたが、国においては、平成14年度から概ね5か年間の「保健医療分野の情報化に向けてのグランドデザイン」が策定され、これに基づいた電子カルテ等の促進に向けて整備が求められてきております。

このようなことから、電子カルテをはじめとするIT化については、先ほどの十勝地域保健医療福祉計画の中においても整備を進めるとされておりまして、関係機関との連携の中で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上で、小田議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 小田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

はじめに、総合型地域スポーツクラブについて申し上げたいと思います。

総合型地域スポーツクラブにつきましては、地域住民の日常的なスポーツ活動を活性化するために構想された市民型のスポーツクラブで、欧米では市民が自発的につくったスポーツクラブが日常生活に根を下ろしており、多様なスポーツが楽しまれております。幕別町としても、新しい発想のスポーツ振興策として捉えており、幕別町に合ったクラブの意義や必要性について、体育指導員をはじめ多くの方々にご意見を伺うとともに、地域への情報発信をしたり、情報収集並びに課題整理を進めているところです。

総合型地域スポーツクラブについての方針をお示しできるのはもう少し先になりますけれども、現在、高齢者福祉の観点から見た社会体育の推進につきましては、町内の様々な体育施設、コミュニティセンター等々をご利用いただけるよう、施設は整備されているところです。

また、人の面では、しらかば大学や老人クラブ等の団体がスポーツ教室を開催する際には、生涯学習リーダーバンクに登録されている方々、10団体、47名をご利用いただけますし、トレーニングセンターやスポーツセンターには指導員が常駐し、体力や体調に合わせた運動メニューのご相談に応じるとともに、指導もしておりますので、気軽にご利用いただければと、同時にこういったことを広報PRしていく必要もあるというふうに考えております。

次に、2点目の地域の魅力の掘り起こし、3点目のコミュニティを大切にする生涯学習機会についてお答えをいたします。

地域の魅力、コミュニティという部分では、昭和58年に幕別町で誕生したパークゴルフは、まさに町民の健康増進はもとより、世代を超えて親しまれるコミュニティスポーツとして、全道、全国、世界へと広がりを見せておりますので、なお一層、町民にとって身近で日常的なスポーツとして普及することを期待するものであります。

また、健康を体力面のみならず、心の面、いわゆる精神面から捕らえてみますと、高齢者の中には人生学博士や生涯学習リーダーバンクに登録された方が講師となり、地域の催しや学校の授業、子供会活動、ジュニアサタデースクール等にお力添えをいただいております。世代交流とともに地域貢献、社

会貢献であると同時に、高齢者のみなさんの生きがいにもなるなど、様々な面で地域コミュニティを大切に活動が行われているところでもあります。

地域コミュニティ、世代交流という意味で、その一例を申し上げますと、幕別中学校ではミーティングルームでお年寄りの昔話に耳を傾けたり、お茶会を開いたり、地域文化展示室の開設、あるいは花壇づくりを行っておりますし、途別小学校では百年太鼓の創作、学校農園での米作り指導、糠内小学校では郷土資料室の開設や糠内大豆の栽培指導といったように、幕別町にある各13小中学校におきましては、地域性を生かした教育活動、いわゆる地域に開かれた学校に取り組む中で、地域の高齢者の方々のお力をお借りするとともに、交流を深めているところでもあります。

4点目の学校の余裕教室の利用についての基本的な考え方につきましては、中野議員への答弁と変わりませんので、ご理解賜りたいと思います。

以上で、小田議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 小田議員。

○9番（小田良一） 私の考えを2、3再質問させていただきます。

1番目、地域医療支援のことなのですが、お医者さんを中心とした予防医学的な専門部会など、あらゆる医師会を通じてそういうことができないだろうかと思われま。介護予防推進体制においては、健康な年寄りが、やはりケアマネージャーだとか保健師さんが、健康でも来ていただきたいと思うのですが、そういう要望がある中で、確か5,000人に一人の割合で保健師さんでないだろうかと思われま。その辺をお伺いいたします。

質の高い効率的な医療体制なのですが、町でも救急車の出勤は800回以上と年間聞いております。本当に地域のセンター、こういうものが必要でないでしょうか。

IT化については、お金がかかるようですので、今後、合併、そういうことを前提において、他の町と共同でやっていくことができないだろうかと思われま。そういうふうに考えま。

大きな質問の2番目なのですが、総合型地域スポーツクラブ。このことについては、以前にも質問があったかと思われま。学校単位でのスポーツクラブ活動はもう無理でないかと思われま。札内あたりでは、野球だとかサッカー、特に半プロみたいような指導員の中で、親の負担も大きいと聞いております。

そこで、我が町でも本当に長らくスポーツ、そういうものに携わった方がいます。また、道でも何か表彰された方が2名ほどおられると聞いておりますが、やはり、子供の素質を見抜くような経験のある指導員、こういうものがクラブ、こういうものが必要でないかと思われま。

地域の魅力を掘り起こすようなことはできないかということは、地元学というのでしょうか、例えば今新聞で報道されているような途別の水田の歴史、ただ水田をつくるのではなくて、本当に開拓時代の腰まで浸かった水田だとか、あるいは、面白というのですか、事件、我々小さい時アメリカの戦闘機が途別のところへ落ちたとか、そういうことの探索だとかというものは、やはり年配者でなかったら、経験者でなかったらできないのではないのでしょうか。こういう年寄りのだとか、そういうことを協力してもらおうということもやられたらどうだろうかと思われま。

自然保護だとかボランティアについては、神社や川、こういうものを掃除や作業を行うことによって、虫だとか昆虫はそういう森に集まる、あるいは水生昆虫の勉強ができるのではないのでしょうかと思われま。

余裕教室の利用ということで、先ほど教育長からもきちんと聞かれまして、その活用方法はいろいろ理解することができましたけれども、やはり健康な年寄りの居場所、そういうことを考えれば、体育館だとか音楽教室だとか、いろいろな郊外でそういう田舎の方でも、そういうこれから出てくる合併に基づいた余り教室というのがでてくるのですが、なかなか教育行政というのは難しいところがありまして、余り教室を利用するということが本当に住民においては困難なように聞いておりますけれども、今一度質問をお願いします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 何点かご質問いただきましたけども、医療生活支援に医師会を通じてというようなこともありました。これ当然のことながら、地域の生活支援体制はいろんな施策のもとに進めているわけでありまして、そうした中で例えば、町内の医師会にお願いするようなことがまた出てきましたら、当然のことながら協力をお願いしていくというようなことになろうかというふうに思いますけども、引き続きこうした地域支援体制の整備の中で、これからも作業を、施策を進めていきたいというふうに思っております。

それから、介護関係でケアマネージャー、健康な人にも来てほしい、これも健康な人にはそれぞれの教室等を開きながら予防を進めている、あるいは介護サービスをしている。そこでどうしてもケアマネージャーが必要であれば当然お願いをするということになると思いますので、必ずその人あるいはそれぞれの地域の実情に応じた中でケアマネージャーの活用ということになってくるのだろうというふうに思っております。

それから救急車のお話がありましたけど、確かに私も救急車の出動回数が非常に増えているというようなことは聞きます。これは拠点施設ということになりますと、救急活動については帯広市、あるいは東部の消防事務組合、あるいは救急救命センターをはじめとする病院関係、それぞれとの協力体制を持っておりますことから、今後もそうした協力体制の中で救急活動に当たっていききたいというふうに思っております。

それからIT化の問題、これは電子カルテもそうでありまして、やはりそれぞれの病院の持つノウハウ、あるいはそれぞれの病院、あるいは団体との協力体制、広域の連携の中で進めていくべき問題だろうというふうに思っておりますので、私どもそうした構成員、一員として、これからもそれらの中で対応していきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） はじめに地域型総合スポーツクラブの件でありますけども、これは先ほどもお話ししたとおりであります。私ども必要だという認識のもとに、これまでも永井議員からもご質問いただいて、それぞれ地域の人たちと話をしながらやってきておりますけども、まだまだそこまで構築できないという地域事情との絡みもありますので、さらに私ども努力をしていきたいというふうに考えております。

それから地域魅力の掘り起こしということで、地域の人たちの協力、あるいはいろんな形の中で学校を開放すべきでないか。それはまさにそのとおりでありまして、これは余裕教室も関連するわけでありまして、やっぱり学校というのは地域のコミュニティセンター、こういった意味での様々な役割を果たす、こういったことは大事なことだというふうに考えております。

しかし、その一方で、先ほども言いましたように、余裕教室自体、今は幕別町の定義として位置付けているこの中ではございませんということでありまして、違った角度でそういった地域人材等を極力、極力と言いましょうか、学校ではそれぞれ工夫をしながら、今、活用をしているという実態でありますので、ともかくそういった意味では、地域の魅力というのは、私ども、地域全体、いわゆる隣近所が仲良いそういった部分の中で学校にもいろいろと協力してくれる。これが今、私どもがやろうとしている地域ぐるみ学校安全推進モデル事業、ここにかかわってくるのだろうというふうに考えております。要するに地域の人たちの協力がなければ、学校、あるいは教育行政だけでは何事もできないということでありまして、是非ともそういった形になるように私どもも努力をしてまいりたいと思っておりますので、さらにご支援をいただければというふうに思います。

○9番（小田良一） 終わります。

○議長（本保証喜） 以上で、小田良一議員の質問を終わります。

次に、佐々木芳男議員の発言を許します。

佐々木芳男議員。

[12番 佐々木 芳 男]

○12番(佐々木芳男) 質問に入る前に、2点ほど訂正していただきたい点がございましたのでよろしくお願ひしたいと思います。

1番目の4行目のところに総合学習の時間というふうになっておりますが、ここに、総合的な学習の時間、2か所ございますので、総合的な学習の時間というふうにご訂正をいただきたいというふうに思ひます。

それでは、通告に基づきまして、次の2点についてお伺ひをいたします。

まず第1点目は、学校週5日制の評価と教育行政の今後の在り方についてであります。

2002年度から学校週5日制が実施され、間もなく2年を経過しようとしております。実施に先立ち、学習指導要領が改定され、指導要領の基準の弾力化、大綱化、さらには総合的な学習の時間の新設などが盛り込まれ、多くの問題を内包しながらも、学習指導要領の弾力的な運営や総合的な学習の時間について、学校現場で生かせる点を活用し、子供とともに学び共に生きるという視点から、各学校においては創造的かつ意欲的に取り組んでいると聞きます。これらを通して、その成果をどう評価されておられるか、ご所見をお伺ひいたします。

学校5日制は1974年頃から、偏差値教育、詰め込み教育などの地域偏重の教育により、過密ダイヤ、受験競争などと言われた教育現場の実態から、不登校、いじめ、自殺など、子供の悲鳴にも似た多くの問題が発生し、これらの問題を厳しく受け止め、まず膨大な教育内容を精選し、わかる授業、楽しい学校の5日制を展望した取り組みとして改革が行われました。個性の尊重や生きる力とゆとりを求め、1992年、月1回第2土曜日を休日とすることから施行し、さらに3年の経過を経て、1995年4月から月2回となり、延べ10年間の現場実践と数多くの研修や論議を積み重ね、2002年4月、学校週5日制の実施に踏み切ったわけであります。

ところが、学校週5日制に踏み切って間もなく、学校週5日制が学力低下を招くとして高まる批判に、文部科学省は従来の学力観に基づく学力向上アクションプランや、発展的な学習などの施策を打ち出されました。現場や子供に大きな混乱をもたらしたと聞きます。このことについても、教育長の見解と、今後の教育行政の在り方についてお伺ひをいたします。

第2番目でございます。

住宅地を流れる河川の整備と、橋梁の架設についてお伺ひをいたします。

自然の小川で子供たちを思う存分遊ばせてやりたいなど、石やコンクリートで固められた公園の川もどきで遊ぶ子供たちの姿を見聞きするとき、いつもそのように思っております。

実はその格好の河川が、暁町公区の住宅地を流れる千住川にあります。千住川は道の管轄する1級河川でありながら、流水は枯れ、雑草は繁茂し、夏は蚊、またはブヨの発生地となり、住民の衛生面からも問題があると考えられます。子供たちが遊べる自然の河川としての機能を回復し、住民にも親しまれる河川とするための環境整備が必要と考えますが、いかがでしょうか。ご所見をお伺ひいたします。

また、暁町地域を二分するこの千住川には橋がなく、子供の通学やお年寄りの買物などは、札内9号線か10号線のいずれかをまわることになります。冬期間は特に大変だと言われております。このことについて、早急に人や自転車通行可能な橋が必要と考えますが、いかがでしょうか。ご所見をお伺ひいたします。以上であります。

○議長(本保証喜) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 佐々木議員のご質問にお答えをいたします。

千住川の環境整備についてであります。

千住川につきましては、お話がありましたように北海道が管理する一級河川でありまして、開発行為の宅地造成においては河川区域を除き開発が進められたことはご承知のとおりであります。

ご質問の雑草の繁茂、やぶ蚊の発生などの問題につきましては、以前にも同様のご質問があり、管理者である北海道とも協議・要請もしてまいりましたが、河川改修につきましては河川断面の拡幅が必要になり自然環境を失う恐れがあり困難な状況にあるとのことから、雑草の処理などについては維

持管理としてどう対応するべきかを考える必要があるわけでありまして、河川管理者であります北海道にすべてをお願いいたしましても、昨今の大変厳しい状況にありますことから、北海道のみならず、町、あるいは地域の3者による共同作業もひとつの手法であろうと考えているところであります。今後、どのような方法がよいか、道・地域ともさらに協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、千住川に橋梁整備をとのご質問でございますが、この件につきましては以前に地元の暁町の東・西・北・札内区、四つの公区と協議をさせていただきましたが、良好な環境を壊す恐れがある橋梁の整備については必要がないとのご意見が多数でありました。そうしたことから、現在、車道橋の架橋の計画は持ってはおりません。

また、お年寄りや子供達の利便性を考え、人道橋とした場合でありましても、当然、町道認定による町施行となり、多大な経費が必要になりますし、車道橋ほどではないにいたしましても、河川協議により、かなりの木々や緑が失われることが考えられますことから、利便性と自然環境の保全など、地元の意向を含めまして慎重に対応しなければならないものというふうに考えているところであります。

以上で、佐々木議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 佐々木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

はじめに、学校における実践評価についてであります。

平成14年度から新しい学習指導要領に基づく新教育課程と同時に学校完全週5日制が始まりましたが、教育委員会としては単に学校で教育が行われる日が1日減って、授業時数の削減や教育内容の3割削減による学力問題に矮小化してはならないものと考えているところであります。

すなわち、子供は様々な体験や時間的なゆとり、言い換えますと、大人から見れば一見無駄なことのようにも思えることでも、成長を支える重要な要因になるものと思うからであります。

新学習指導要領が改定され2年目を迎えた今、町内各学校の教育課程編成届を見ますと、生きる力を確かな学力と、自ら課題を見つけ解決する能力と押さえながら、力強い教育活動を推進するため、地域の実情や子供達一人一人に合った授業の工夫を重ねることを念頭にこれまで実践していただいているところであります。

具体的には、確かな学力の定着や学力低下への不安を払拭するため、基礎基本を学習指導要領に示されている目標や内容と押さえた中で、評価基準を作成し、個に応じたきめ細かな授業づくりに努力しています。また、確かな学力を支える基礎学力を「読み・書き・計算」などの必須の基礎的知識・技能とし、それらを児童生徒全員が確実に修得するよう、繰り返し学習やドリル学習をはじめ、毎朝10分間を朝の読書、計算の時間、漢字の時間といったそれぞれの教員の創意工夫を凝らした実践に取り組んでいただいているところであります。

またその一方で、体験活動を重視した総合的な学習の時間においては、これまでの「画一と受け身から、自立と創造へ、そして創意工夫」を合い言葉に、学校の自主性・自律性の下、特色ある教育活動を実践するなど、子供の課題解決能力の育成に努力していただいていることもあり、教育委員会といたしましても、その支援策の一つとして、特色ある教育活動支援事業や開かれた学校づくり事業の予算化を図るなど側面から支援しているところであります。

いずれにいたしましても、各学校は様々な課題や隘路を克服し、学習指導要領の大綱化、弾力化の趣旨を最大限に生かし、子供たちに生きる力を育むため創意に富む教育活動の実践に努めていることは、私ども教育委員会としては大いに評価できるものと考えております。

次に、確かな学力への見解についてであります。

ご承知のとおり、10月7日中教審が出した「当面における教育課程及び指導の充実・改善方策について」の答申に対し、指導要領見直し化、ゆとり教育から学力重視への転換へ、こういった報道がなされましたけれども、結論から申し上げますと、私は学習指導要領は変わらないものと理解をしております。

ます。もし、学校週5日制の見直しや学習指導要領を変えるための検討をすれば、それを望む国民と、実際に教育に携わっている先生方の声が高まったときであろうと、私自身は考えるところであります。

こうした見直し論や学力低下論の背景には、学習指導要領の趣旨が学校現場や保護者に必ずしも十分な理解が得られていないことを示すものだというふうに私どもは思っております。

また、昨年出された文科省の2002アピール「学びのすすめ」や「21世紀教育新世プラン・七つの重点戦略」いわゆるレインボープラン、そしてそれを基にしたの学力向上アクションプランでは、多くの施策の予算化を図りながら、学力低下への危惧を払拭するとともに、指導に当たった重点などを具体的に示し実行しようとするものであり、このことは従来のゆとり教育の方針を転換するものではないと認識をしているところであります。

したがって、町内の各学校においては、学習指導要領のねらいやアピールの趣旨を十分踏まえ、学校や地域の実態、子供たちの発達段階に配慮しながら創意ある取り組みを実践しているものと理解をしています。

次に、今後の教育行政の在り方についてであります。

町教委としては、子供たちに基礎基本を徹底し、生きる力を育むことを基本的なねらいとする新学習指導要領のさらなる定着と実践化に努めるとともに、引き続き、世論や国、道の動向などを見極め、連携のもとに、教員を対象にした研修活動の充実、あるいは少人数指導や個に応じた指導に配慮した、わかる授業、楽しい授業の推進、主体的に問題解決に取り組む学習、いわゆる総合学習も含めた充実を図っていくなど、確かな学力を重視した一層の推進に努めていくべきであるというふうに認識しております。

以上で、佐々木議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 質問の途中でありますけれども、この際、13時まで休憩をいたします。

(11:57 休憩)

(12:57 再開)

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐々木議員。

○12番（佐々木芳男） 再質問をさせていただきます。

はじめの、学校5日制につきましては、前にも質問したことがございますけれども、教育長の考え方、さらには本町の進め方等についてはご理解いたしましたし、各学校ではこの5日制を生かして、それぞれの活動をしているという実態も私も見聞きして知っているわけです。

ただ一つ教育長にお尋ねしたいというのは、実は、先月10月29日に総務文教常任委員会で、長野県の真田中学校へ行って視察をしてまいりました。この真田中学校は、つまり文部省が提唱している学力向上フロンティアスクールの指定校としてすばらしい学校経営がなされているということで、いろんな場面を視察させていただきました。その7名の中で、私が、教育長も見ていましたので、この学力向上フロンティアスクールに当たって、今、学校5日制の問題で学力が低下しているというふうに押さえているので、それらとどういう関係があるかということを知りました。その教育長は、学校5日制とはかわりございませんと言う。学校5日制によって学力低下するということはありませんということをはっきり話しておりました。

果たして、どうだったのかという実態はわかりませんが、今、全国的にこの学力低下という問題が指摘されて、父母もいろいろな面で心配をしているということがございます。果たして、この学校5日制が制定されて間もなく2年でありまして、このことによって本当に学力が低下したという実態が得られたのかどうか。確かに学習指導要領の中で3割内容が削減されています。そういうことの中で、果たしてこの実態がつかめていたのかどうかということが非常に疑問に思います。

なぜかという、この学力に、私は学力を低下することを望んでいるものではありませんし、もち

ろん教育する以上は学力が向上しなければならない。その前提に立ってであります、私たちが現場にいるときには、学力のために必死になってやってきた。そのことが子供たちにどんな影響を与えたかということを経験しているわけです。それが今、学力向上フロンティアスクールということで、十勝でも帯広、それから陸別中学校、そして本別高校と、3校が指定されております。それが幕別の教育研究所の中で研究発表が行われておりますが、このことについて、多く各学校にそのすばらしさをやはり普及していくのだという、そういう思いがあったようにも見ております。

果たして学力向上のために、この制度がもしその方向にどんどん進んでいくとしたら、また、子供たちが追い詰められると。特に、今度の高校入試問題の中では、十勝の学校区が大学区になったと。どこにでも行けるということになると、いよいよ学力という問題が父母は真剣になって考えなければならない。そういうときに、どんなふうにそれを押さえながらこの学校5日制の問題と取り組んでいくかというあたりが非常に心配であります。したがって、もう既に道では、この学力を知るために学力テストを来年度実施するやに新聞等に載っております。これを思うと、先に行われた学力テストのあの壮烈ないろんな面で問題のあった時期を思い出します。そんなふうになっては大変なことだというふうに考えます。

そこで、教育長はこのことを押さえて、今後やはり幕別の教育を進めていく上で、これらの問題点をどのように押さえて、将来的に進めていこうとされるのか、そこら辺を再度お伺いしたいというふうに思います。

それから、千住川の点でございますけれども、恥かしい限りですけどこれで3回目の質問になって申しわけございません。何回も何回も同じことを聞いて、同じ回答を得ているわけですけども、実は、なぜ何回も質問するかということですが、やはり将来の町づくりという点からみていったときに、自然を大事にするということが非常に大事だと思うのです。したがって、あの地域の方にいろいろ質問すると、「いや、いや、このままでいいよと、自然があつていいよ」と。これが自然の押さえだと思います。私は、私たちの生活と自然とが共生していくために、我々が見てもいい環境にしていくのが、やっぱり我々の生活を向上させていく上で大事だし、その中に自然を生かしておく、あそこに大きな老木があります。あれは老木とまでいかないのでしょうかけれども、あそこに高橋という、固有名詞を出していいかわかりませんが、過去に区長さんをされていた方が、「これは俺達が植えた木なのだ」というふうに言っておられました。60年か50年くらい前に植えたのでしょうか、あれだけ成長しているという、あの自然がやはり残していかなければならない。

そしてまた、やはり見た目も美しくなければならぬと、心地よくなければならぬということだと思います。したがって、聞く人によってそれぞれ考え方もまちまちですけども、私はやはり、市街地を流れる川だという前提のもとに整備をしていく必要があるのではないかと。私も小さい頃は、農家育ちですから小さい川で遊んだことが非常に思い出になる。こうした思い出になる川が今、非常に少なくなってきたということからすると、あの川は是非、清流が流れて、子供たちが水遊びできて、そして地域の環境に溶け込んだ川であってほしいなという願いをもっているものであります。

したがって、お伺いしたいのですが、将来あの地域をどういうふうにされていこうとしているのか。今後の町づくりの中で、あのままの自然という押さえをしていくのがいいのか。やはり、管理が違うからなかなか問題だと言いつつも、そこに手を加えて、行政として将来どういうふうに取り組んでいこうとおられるのか、そこら辺もさらにお伺いしたいと。

それから橋の件ですけども、車が通るような大きな橋ではなくて自転車や子供たちが歩ける程度の橋が架けられないのかと、これも道との問題だということで駄目なのだそうですが、やはり弱者という言葉は好きではありませんけれども、お年寄りや子供たちが冬になって通るときに、あそこをどうしても通りたい。今も通っているのですね、板を敷いて。そして最後に登る所は非常に高い、滑る。冬なんか到底通れないわけです。そういった地域の人の願いをしている人もいるのだということですね。車を持ってどんどん走れる人はそんな自然を壊すような橋はいらないという。自然を壊すような橋ではなくて、人間がそこを通れるような橋を架けることができないのかどうか。そこら辺を

もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 千住川についてのご質問でありますけれども、確かに千住川に橋を架けることについては、地域と何回か話し合いをさせていただきました。当然のことながら道が管理する河川でありますから、いろんな規制があることも十分地域の皆様にお話をさせていただいたわけでありまして、先ほども申し上げましたように、公区長さんの集まりの中では、現状では歩道橋、あるいは自転車が通るような橋であっても、若干自然に影響するようなこと、あるいは騒音等が出るような橋はらない、なくても大した不便を感じないという意見が多かったというふうに私も聞いております。私どもはこのすばらしい環境のところで住宅を建てて住むことを期待してこの地へ住んでいるのだというような声もあったというふうに聞きます。

今、佐々木議員おっしゃるように入それぞれいろんな考えがあるのだろうと思いますから、中には橋があれば便利になるのだろうという意見の方も当然いらっしゃるのだろうというふうに思っております。私どもも、橋を架けるに当たっては当然のことながら、土木現業所との協議もこれから必要になってまいりますし、できれば土木現業所で一体的な河川整備の中でというようなことも願っておりますけれども、なかなかそれも昨今の道財政の状況から見ると難しい面もあります。私どもとしては、今も公区の皆さんにもいろいろお尋ねを、問いかけをしている部分もあります。先ほどありました、蚊とかブヨのことにつきましても、できたら土現と町と地域と一緒にあって、草刈、あるいはそういったよどみのある部分の環境整備に努めていきたい。実はこれも昨年の6月にも1回、皆さんで協議をし草刈等の整備をした経緯がありますから、これらも踏まえながら、例えば公区の皆さんに出ただく、そして樹木やなんかは例えば町が提供する、あるいは刈った草の後始末を町がするとか、いろんな手法を重ねながら地域との協議の中で、これらの問題についてこれからは逐次協議の場を持ちながら対応してまいりたいというふうに思っております。

ただ、いつも佐々木議員が言われるように、あの千住川に子供が遊べるような川が流れる、水を確保するというのは、今の河川の状況の中ではなかなか難しいのだろうというふうに思います。強いて言えば、掘りぬきでも掘って水を流すというようなことをしなければ、その水量を確保という面では難しい問題があるのだと思いますけれども、これもまた簡単に許可のするような問題でもありませんし、また、あそこ雨水の流入川でもあります。いろんな条件もあるわけでありまして、繰り返しますが、引き続き地域の皆さん方のご意見を伺う中で、私どももその方向性を見出していききたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 今、お話のありました学力向上フロンティア、あるいは学力テストをどう実施するか。これはまさにそういう動きがあることは確かであります。文科省、これは教育関係の新聞でありますけれども、この学力向上フロンティアに関して、さらに違った形の中で学力向上支援に取り組もうと、こういう形のもはもう報道のとおりであります。

私ども、各学校でいろんな意味で確かな学力、こういったものを形成する上で何が課題なのか。いわゆる学力とは何か。この部分でやっぱりどちらかというと学校や教員、あるいは保護者、地域、こういったところに若干のズレがあるのだろうと、そんなふうにあります。ですから保護者の中には、まだまだ伝統的な学力観、こういったものに固執している方もいらっしゃるでしょうし、中教審の中で設置されている教育課程部会、この中でも審議のまとめの中では、これからの子供たちに求められる学力について、保護者や国民一般に今後とも継続的かつ積極的に周知する必要がある。そういうふうにやっぱり周知をしなければ駄目だ、この辺のことを私どもも一つのものとして押さえております。

幕別町としてどんな形だということでもありますけれども、こういった教育計画、これを実践するに当たってやっぱり三つの視点とやっぱり教員の意識改革、こういったものが大事だろうという形の中で、日頃から校長たちともお話をしながら、あるいは教職員ともお話をしながら進めてきております。

その第1の視点というのが、確かな学力の育成であります。これは先ほども答弁の中でお答えをさ

せていただきましたけども、基礎基本、こういったものを確実に身に付けながら自ら学び、自ら行動し、よりよく問題を解決する。こういった資質、能力、これを付けることがまずは一つには大事だろうというふうに押さえております。

それからもう一つは、豊かな心の育成ということで、これは子供たちの豊かな心、これを育むために、学校教育のなすべきことはまず道徳教育の充実、これも大事だろうということで押さえております。

それから三つ目の視点としては、組織体としての教育の提供ということでありまして。子供の確かな学力の向上と、豊かな心の育成、これを車の両輪という形の中で、教育が総体として効果的に行われる、こういったことをするためにはやっぱり専門性を要する教職員で構成される学校が、組織的に一体となっているものを提供できる。そんな形づくりが大事だろうというふうに思っています。

すなわち何を言いたいかといいますと、学校と家庭との連携の中で、校長の経営理念、これの具現化を目指す。そういった意味では、全教職員で教育改革の理念に基づいたものを実現していく、これが大事でしょうという形の中で、今そういった意味では、幕別町においては学校だけの抱え込み、こういったことをしないように、家庭との連携の下、確かな学力の向上、あるいは先ほど言った豊かな心の育成、こういったものを意識しながら、今、幕別町、いろんな形でやっております。

一例を申し上げますと、札内北小学校でも授業公開を3日間やったり、白人小における学校参観週間、あるいは幕別小学校でも地域参観日、こういったふうに従来見られなかった形が、教職員一緒になって開いて、そして保護者、子供たちの理解を得ようと、そんなふうにはやっておりますし、また幕別町では独自の学校協議員、こういった制度を作りながらいろんな声を聞きながら、先日もブロック別の会議を開かせていただきながら、いろんな知恵をお借りしながら実践しておりますし、また、こういったことを受けながら、今、幕別町の教職員自らが、いわゆる内部評価だけではなくて外部評価に向けても実践していただいている。このことはやっぱり外の声を聞きながら、いかにしているんなことが言われる中で実践をしている、そんなふうになりますので、どちらかというとも幕別町の教職員は、管内の市町村に先駆けているんな意味で努力をしているというふうに私は努力しております。

まさに、教育の風は幕別からという形の中で皆さんが努力していること、このことをご理解いただければというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で、佐々木芳男議員の質問を終わります。

次に、牧野茂敏議員の発言を許します。

牧野茂敏議員。

[4番 牧野茂敏]

○4番（牧野茂敏） 質問に入る前に、誤字の訂正をお願いいたします。

一般質問通告書の下から3行目なのですがすけれども、パークゴルフ発祥の「祥」の字が生きると書いてありますが、これは喜びのほうの示す偏の羊に直していただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をいたしたいと思います。一部、佐々木議員の質問と重複いたしますが、通告に従って行いたいと思います。

学校週5日制と学力について。

昨今、児童生徒の学力の低下が社会問題化されております。また、文部科学省が長年続けてきた、ゆとり教育の見直しを始めるなど、完全週5日制での時間の足りなさや、本当の意味でのゆとりがなくなってきたと思われる。このような中で、基礎学力の低下が心配されるのですが、本町での小中学校ではどのような現状になっているのか。また、問題点などについてお伺いをしたいと思っております。

二つ目ですが、パークゴルフ場の現状と今後の見通しについて。

現在、自治体の財政難から、各町村ではパークゴルフ場の有料化が検討されていると聞いておりますが、年間35万人から40万人が利用しているとされているパークゴルフ発祥の地幕別町として、今

後の見通しについて町長の考え方を伺います。

三つ目なのですが、公共施設の禁煙と分煙について。

最近、各地の公共施設では、禁煙若しくは分煙の場所が非常に多くなってきていますが、本町での公共施設の禁煙・分煙については、どのように考えているのか伺います。

以上、3点についてご質問をいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 牧野議員のご質問にお答えいたします。

パークゴルフ場の有料化について申し上げます。

ご承知のように、パークゴルフにつきましては、3世代交流のコミュニティスポーツとして、本年、誕生から20周年を迎え、今では、住民の日常生活に溶け込み、国内はもとより海外へと普及の輪が広がっております。

こうした広がりとともに、家庭や地域、職場、地域間の交流、人の移動による経済効果、健康増進、老人医療費の抑制、リハビリやストレス解消の健康保持など、多くの効果、影響がパークゴルフによりもたらされているところであります。

パークゴルフ場の有料化につきましては、十勝管内各市町村でも既に実施、あるいは計画されていることは私どもも十分承知いたしているところでありますが、前段に申し上げました効果、影響、さらには発祥の地としてさらなる普及を推進すべく本町の責務の重さ、さらにはパークゴルフ場が公園の一部であるということ、パークゴルフ場の集約化、費用対効果等、様々な視点からの検討が必要であり、慎重に検討すべき課題であろうというふうに認識いたしているところであります。

いずれにいたしましても、引き続き他町村の動向や利用状況などを見守りながら、また、パークゴルフ協会などのご意見も伺う中で、町としての対応を見極めていきたいというふうに考えております。

次に、公共施設の禁煙・分煙についてどのように考えるかのご質問であります。ご質問の要旨にあります公共施設につきましては、主だった施設に対し、平成13年11月から喫煙場所の指定と空気清浄装置を設置するとともに、職場内の会議はもとより、各種会議等においても会議中の禁煙に取り組むなど、分煙対策等に取り組んでまいりました。

しかしながら、本年5月に健康増進法が施行され、不特定多数の人が利用する施設を管理する者に対し受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない旨の定めがなされたところであります。

このような社会的な動向を受け、庁舎内の衛生委員会や公共施設を管理する担当者の意見も聞きながら、各コミセン、町民会館、パークプラザなどにも喫煙場所の指定と空気清浄装置を設置していく考えで、今検討いたしております。

また、各地域の運営委員会に運営を委ねております近隣センターに対しましては、法の趣旨を説明させていただきまするとともに、分煙の考えの周知を図っていただけるように取り組んでいただければというふうに考えているところであります。

以上で、牧野議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 牧野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

基礎学力の低下が心配されるけども幕別町での現状はどうかというご質問でありますけども、子供の学力については独自の学力テスト、これは幕別町では行っていませんので、今ここで数字でお示しすることができないことを初めにご理解賜りたいと思います。

よく学力に関して、何を学力と捉えるのか、子供に身につけさせたい学力とは何か、こういったことなどにつきましては、いろんな学者と現場の教員、保護者の立場によってその主張や願いは異なるものがあるわけでありまして。

例えば学力低下は、受験学力としての知識を指して語られることもありますし、これに対して、これからの難しい時代を生き抜く上では思考力や判断力、さらには興味、関心や意欲、こういったもの

が欠かせないとの意見もありますが、私どもはいずれも大事な力であり、そのバランスこそが重要だという認識になって、今幕別町の13学校では教職員一丸となって努力をしていることもご理解いただきたいというふうに思います。

具体的には先ほど佐々木議員にお答えをさせていただきましたけども、新しい学習指導要領に基づき、完全学校週5日制の下、ゆとりの中で児童生徒一人一人にきめ細かな指導を行いながら、基礎基本の確実な定着と、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性の育成など、生きる力の育成を目指しながら、児童の実態や学校、地域の状況に合わせ様々な取り組みがなされているわけであります。

とりわけ、基礎基本の確実な定着は各学校における重要な課題であると考えておりまうけども、このことは特段新たな課題ではなく、これまででも学校教育において長年取り組んできたとの理解にたち、変化の激しい今だからこそ、児童生徒が自らの力で逞しく生き抜く、生きる力の根底となる判断力、表現力、問題解決能力、学ぶ意欲、知識・技能、学び方、課題発見能力、思考力、こういった八つの基礎基本の力をあらためて児童生徒一人一人に確実に定着を図り、その上で確かな学力をつけるための努力をしているところであります。

このため、基礎基本の基礎というのは、例えば学習準備、姿勢、鉛筆の持ち方、返事、挨拶、後片付け、こういったものを学習の前提となって学習を支える技能を教える、これが基礎であって、基本としては、読み・書き・計算といった学習内容そのものを教えるため、朝読書や復習タイム、百マス計算、漢字テスト、計算カルタ取りなど教員がそれぞれ創意工夫しながら、今、授業をしているところであります。

また問題点等につきましては、基礎学力の確実な定着には何といても繰り返し学習、これが必要であります。学校5日制の中、学校だけでは十分でないこともあって、学校と家庭との連携を図るとともに、学ぶ意欲、思考力、判断力、行動力、こういったものなど学び続けられる、条件を整えることが重要であることから、従来の何でも知識を教え込む指導方法を転換し、基本的な知識や学び方を学ぶことと、自ら問題を解決していける力を育むことが車の両輪として展開されなければならないと考えております。

以上で、牧野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 牧野議員。

○4番（牧野茂敏） パークゴルフ場の件なのですけども、再質問をさせていただきたいと思います。

先ほど町長の方から、パークゴルフの影響、効果、あるいは本町におけるパークゴルフの重み、いろいろお答えがありましたけども、パークゴルフ場の現状について、今、年間維持費、かなりかかっていると思いますが、これは幾らぐらいかかるのか。

また、もう一つは、先ほど十勝管内で有料化、または有料予定している町村とございましたが、これは差し障りがなければ町村名が知りたいと思います。

合わせて、幕別町にパークゴルフが及ぼす経済効果、これを数字で表せるかどうかちょっとわかりませんが、いかほどぐらいのものか、お分かりいただければ教えていただきたいと思います。

それと、先ほど町長、答弁の中には、慎重に検討するということでしたが、私の押さえとしては当面は無料化でいきたいという、そういうような判断でよろしいでしょうか、お伺いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） パークゴルフの有料化の関係でありますけども、現状の維持費、いわゆる公園の管理料といった、草刈りですとか、そういった面で行くと、やっぱり年間3,000万円くらいというように押さえをしております。ただそれとは別に、例えばティーマットが駄目になったので交換するとか、そういった経費については別かと思っておりますけども、通常3,000万円ほどというふうに思っております。

それから、有料化の管内状況でありますけども、既に実施しておりますのは、鹿追、新得、清水、大樹、この4町村が実施をしておりますし、16年度、来年度から今予定をしているというふうにお聞きしているのは、音更は全部ではないのかもしれないかもしれませんが、音更、芽室、更別、豊頃、浦幌、

この五つが来年度から一部も含めて有料化の検討をしているというふうに伺っております。

それから、経済効果の面なのですが、何年前だったでしょうか、当時の拓銀のコンサルに委託いたしまして、幕別町のパークゴルフによる経済面、観光面の波及効果を金額で表したのがあります。すけども、10年くらい前に一度、コンサルをお願いしてやった経過があります。ちょっと今、数字を覚えていないのですが、また機会がありましたときにお知らせしたいと思います。

それから、最後の当面の有料にしないという押さえでいいかということですが、今の段階で来年すぐやるということだけはこれはないのですが、それ以降については先ほど申し上げましたように、内部でも十分慎重に審議をしながら、あるいはまた、先ほど申し上げましたように、関係機関のご意見もいただきながら、そしてまた管内の情勢なども見極めながら考えてまいりたい、対応してまいりたいというふうに思っておりますので、一つご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で、牧野茂敏議員の質問を終わります。

次に、豊島善江議員の発言を許します。

豊島善江議員。

[1番 豊島善江]

○1番（豊島善江） 通告に従いまして、2点質問いたします。

質問の前に訂正があります。

2番目の項目の国民健康保険制度についてなのですが、上から13行目、国保法第49条と書いてありますが、44条に訂正していただきたいと思います。

それでは、質問を始めたいと思います。

1番目、エンゼルプランにおける特別保育事業の達成状況と今後の方向についてです。

昨年12月に策定された幕別町エンゼルプランでは、多様なサービスの充実として、特別保育事業の実施を謳っています。一時保育、延長保育、乳児保育、障害児保育、休日保育、子育て支援センターとなっており、6項目のうち既に実施され大変喜ばれている事業と、期待や要望が強いが実施されていないものもあります。

安心して子育てができる環境整備の推進は必要であり、女性の就労増加や核家族化が進む中で、一時保育や延長保育等の推進は急がれる課題です。特別保育事業の達成状況と今後の方向について伺います。

2点目、国民健康保険制度の保険税、医療費一部負担金の申請減免についてです。

憲法は国民が安心して医療を受けられることを国民の権利として定め、国民に医療を保障することを国の責任としています。この憲法に基づいて国民健康保険制度が作られました。しかし、残念なことに、国は84年まで医療費の45%の補助金を出していましたが、平均で38.5%に削減しました。さらには、保険税の応能割と応益割の負担比率を5対5にするという平準化政策を進めてきました。これらの国庫負担の削減と、受益者負担の増大を内容とする制度の改悪を続けてきた結果、他の保険制度に比べて保険税の負担が大きく、低所得者や中間所得者にとっても思い負担となっています。不況が続く中で保険税を納められない、また医療費が払えないという深刻な状況も生まれています。安心して医療を受けられるよう、憲法や国保法に沿った制度に充実が必要です。各地で実施されている申請減免は、支払いが困難な加入者を救済し、医療を補償するもので、保険税減免は地方税法第717条で、医療費一部負担金減免は国保法第44条で謳われています。いずれも具体的な適用基準は、各市町村の首長の権限で決められています。このことから帯広市では、要綱を作り、基準を持って対応しています。幕別町では、減免申請を受け付けないとはしていませんが、適用基準が明確でないため実際には使われていません。条例に減免の条文はあっても、申請の基準である要綱がなければ町民はなかなか申請できないし、担当職員も減免の判断ができないのではないのでしょうか。制度を生かすため、改善を求めます。以上です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 豊島議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、特別保育事業の達成状況と今後の方向についてであります。昨年12月に就学前児童や小学校低学年を有する世帯のアンケート調査や有識者の意見を聞かせていただき、幕別町エンゼルプランを策定いたしましたところであり、子供が健やかに育っていきけるよう、また、安心して子供を産み育てることができるよう、町の子育て支援の一助としての環境づくりを推進し、そのための基本的な方向を示したところであり、その中の一つの施策として、一時保育や延長保育等の特別保育事業を推進するとしております。

本町におきましては、実施いたしております特別保育事業としては、乳幼児保育や障害児保育等がありますが、一時保育や休日保育等が未実施となっており、これら事業の実施時期につきましては、先の中野議員のご質問にもお答え申し上げましたが、今後、さかえ保育所の改築時に併設を予定いたしております子育て支援センターの実施を見据えながら考えてまいりたいというふうに思っております。

延長保育については、過去、平成9年と平成11年に父母の要望を聞きながら延長を図ってきたところであり、これからも父母の要望を十分にお聞かせいただく中で検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、国民健康保険税や医療費に係る一部負担金の減免申請についてであります。これらの減免は、今もお話がありましたように、国民健康保険税につきましては、地方税法の第717条の規定を受けまして幕別町国民健康保険条例第14条により、また、医療費の一部負担金につきましては、国民健康保険法第44条第1項の規定により幕別町国民健康保険条例施行規則第18条をもって減免をいたしているところであり、

これらの質問につきましては、先の決算審査特別委員会においてもご答弁させていただいているところでありますが、国民皆保険体制の確立の中で、国民健康保険には、農業者や自営業者、年金受給者や退職者、さらには社会保険等に加入できない人たちが加入しており、これからもこの事業を継続されていかなければならない制度であり、所得の状況により減免するといった、画一的な減免基準を設けることは、法の趣旨からも反するのではなからうかというふうに考えておりますので、町独自の新たな減免制度を作ることについては、今のところ考えは持っておりません。

今後においても、従前どおり特別な事情のある方について、状況をお聞かせいただいた中で、法に沿った十分な対応をしてみたいというふうに考えております。

以上で、豊島議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 豊島議員。

○1番（豊島善江） まず1番目のところですが、非常に簡単にお答えになったと思うのですが、乳児保育、障害児保育、これは実施しているということで、子育て支援センターも既に実施して、非常に喜ばれているというふうに押さえています。

それで、まだ実施されていないというのが、休日保育とそれから一時保育ということなのですが、このことに関しましては先ほども中野議員への答弁でもありましたけれども、さかえ保育所ができないとこれはなかなか進まないという、そういうような、さかえ保育所の建て替えに合わせてという、そういう答弁でありました。

それで、私はこういうふうに考えるのですが、一つには、今、アンケートのいろんなことが反映されているというお答えでもありましたけれども、アンケートの中でもすごく明らかになっているのですが、非常にやられていないところの要望が強い。特に一時預かり、これの要望が非常に強いという結果がアンケートにも出ております。

それから、そういう要望のある方にお話を聞いたところ、やはりいろいろな理由がありまして、一つは早く保育所に預けて仕事がしたいけれども、そういう預ける場合でも一時保育所がないためになかなか仕事が見つけれないというような意見だとか、それから自分が病気になった時に非常に子供が小さい時は病院に行けない。また、社会的な参加もしたいけれども、それもなかなか困難だなど、

様々な理由が上げられていました。

そこで、私は再度質問をしたいのですが、このさかえ保育所の改築に合わせてということですが、これができない限りこの事業は取り組めないのか、もっと工夫できる点はないのかどうか、この辺を一つお聞きしたいと思います。

それからもう一つは延長保育ですが、これも今の答弁の中で2回にわたって改善をされてきたというふうにおっしゃいました。私もそれはそのとおりと受け止めているのですが、しかし、このアンケートをとった中でも依然としてやはり帯広並みの延長保育をしてほしいという声は強いのです。特に、それは帯広、音更、芽室、幕別ということで、帯広に働きに行っている方がその周辺では多いというのも、そういう私は理由ではないかと思うのです。そういうことから考えても、やはり1日も早く帯広並みの延長保育にということで質問をしたいと思います。

それから2番目の国民健康保険、これの問題ですけれども、私もこの問題については本当に何回も取り上げさせていただいています。というのも、やはり私は、これはこの制度が一つには憲法の下で作られた社会保障制度だという、そこの押さえを外してはいけないということからなのです。これは社会保障制度であるからこういう低所得者を救うような条例もきちんと書かれている、条例で示されているのだと思うのです。今の町長のご答弁の中では、一律な減免は法の趣旨に合わないというふうにお答えになりました。私は、決して一律なそういう減免を求めているわけではなく、そういう低所得者だとか、困難にあった人やそういう人たちを救うためのせつかくの条例化されているものが生かされないからそれを何とか生かせないかということで質問をしているわけです。

それで、ちょっとしつこくなりますが、この地方税法 717 条の中には、特別な事情があるものということも書かれていますし、それから天災、その他の事情。それからもう一つ、貧困により生活のための公私の扶助を受けるものというふうな書かれ方もしております。これがどういうことに当てはまるのか、そこをまずご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の一時保育の関係でありますけれども、私も一時保育については先ほどの中野議員のご答弁にも申し上げましたように、住民の皆さん、特に若いお母さんからの要望が強いということについては十分認識をいたしております。

それで先ほども申し上げましたように、18年か19年になるさかえ保育所の建て替えの前に何らかのやれる方法、一時保育等の実施できる状況がないか、内部でもいろいろ検討をさせていただきました。例えば、南保育所に一部、一室増築をして預かり保育、あるいは支援センターを開設してはどうか。いろいろなことを考えたのですけれども、例えば、今言う南保育所にやっただとしても、間もなく南保育所も建て替えの時期を迎えるということになってくると、その増築した分が無駄になってしまうというようなことも出てくる。

それから、保育所以外でしたら、そういう一時預かりをすることが可能かどうかというようなことも検討もしました。例えば、近隣センターを活用してどうかというようなこともあったのですけれども、これもやはり保護者の方といいますか、お母さん方からするとやはり一番安心して預けられるのが保育所である。保育所と併設しているのが一番望ましい。そしてまた、近隣センター、もともとの本来の目的があるわけですから、そのためにだけずっと使っていくわけにはいかない。いろいろな課題も内部では検討をさせていただいたわけでありまして、何とか今の青葉保育所の一室を借りてやっている支援センターの状況の中では、新たな事業、今言う休日保育だとか一時保育の取り組みというのは難しいのかなと。できたら申し訳ないけれども、さかえ保育所改築する時には間違いなく支援センターをやらなければならないというのは、保育所の補助基準の中にも出ているものですから、それまで待っていただくというようなことをご理解をいただけないかなと。その中で、できる範囲の中でそれまでの間対応していきたいというようなことで考えているところであります。

それから、延長保育、帯広並みというのは7時のことを言ってらっしゃるのでしょうか。今、うちは6時半まで残児保育をやっているわけでありまして、これは7時まで延ばすということにつ

いて実際、どのぐらい保護者の中から声があるのかということまでは、私もちょっとわかりませんが、そういった意見をいただく中で、あるいは現場の対応が可能かどうかということも踏まえながら検討させていただきたいというふうに思いますけれども、これは、延ばせば延ばすほどいいということは親にとっては当然かもしれませんが、それを見る保育士も確保しなければならない問題もありますし、当然のことながら経費も必要になってくるわけでありまして。そういったことも踏まえながら、当然のことながらこうした施策については保護者の皆さんの要望、ご意見等を伺う中で検討してまいりたいというふうに思います。

それから、国保の関係でありますけれども、一律に減免基準を設ける。これは、法的には7割、5割、3割というのは、これは法的に基準を設けているわけですから、それ以外に町が必要とする減免ということに一律の基準を設けることは本来ではないのではないかということ、私は申し上げたわけでありまして。なぜ、それじゃ活用が少ないのだということになるのかもしれませんが、やはりそうした状況というものはそれぞれの今言う受益者ですか、保険者が、やはり町の方の窓口の中で相談をしていただければ、それは特殊事情がどういう事情で納められないのかということが把握できないというのが現状だと思いますので、まずは自らの状況、それが減免対象になるかどうかということはそれぞれの事情の中で判断をしていくということになるのだろうと思います。

もちろん災害ですとか、いろいろな疾病にかかわって急に所得がなくなって生活が大変だ、いろいろな事情がそれぞれ個々の対応になってくるのだろうというふうに思いますし、公的扶助というのは端的に言えば生活保護だと思いますけれども、これは生活保護の中にも医療扶助だけの単給といたしますか、そういう方もありますし、教育扶助だけが対象と、あるいは生活扶助だけ。いろいろな事がありますから、そういったものを含めた中で、あるいはそれ以外にもあるのかもしれませんが、いわゆる公的扶助に該当するような人については国保の減免の対象ですというような言い方をしているわけでありまして。

国保は、実は私つい先日も全国の国保の大会に行っただけですけれども、どこの町村長も大変、今、怒っている。今、豊島議員が言われたように、憲法で保障して国民皆保険でその最後が国民健康保険であるというのに、一番苦勞しているのは町村ではないかと。そしてどこの町村も国からのお金と保険税だけでは間に合わないものですから、法定外で一般会計からどんどん出していく。これは誰が考えてもおかしいのに、国は全然手当も何もしてくれない。ひどい町長は、この際、全員揃って国保は皆国に返上しようという話までも出たのですけれども、それだけやはりどこの町村も国保に対しては大変な状況にあるということで、私もその一員でありまして、そのとおりでというふうに思っていますけれども、減免については何とかご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 豊島議員。

○1番（豊島善江） 1番目の一時保育のことですが、そうですね、いろいろな形で考えてきたということはわかりました。それで、18年から19年だから、あとやっぱり3～4年は待たないと実施できないということになりますよね。それで、一番町側が考えているベストな方法というのは、やはりきちっと保育所の中に設けてやるというのがベストな方法だと私も思うのです。ただ、やはりそこに至るまでの緊急度が高いというのですか、非常に要望が強いということから考えて、やはりベストにはならなくても何とか手立てを打てないかというふうに考えますと、例えば幕別町あたりには保育士の資格をもって今は働いていない方とかたくさんいらっしゃると思うのです。そういう働く人たちはいるということから、例えばコミセンなんかはちょうどいい具合に建っていますから、そういうところも利用するという方法なんかも私は考えられると思いますし、必ずしもそういう望まれているお母さん方はベストな形が絶対かというところでもないということも聞いているのです。できることからやってくればよいということも聞いていますので、その辺も是非検討していただければと思います。

それから、もう一つ、国保のことですが、これは本当に町も苦勞されているということはひしひしと私もわかりますし、伝わってくるのです。ただ、やはり実施主体が町ですから、本当にそれも致し方ないというか、そういうことだと思ってしまうのですけれども、やはりそこにも増して今の町民の暮らしと

いうのですか、国民全体の暮らしがやはり大変厳しい状況に追い込まれてきているというのも、私は忘れてはならないことだと思うのです。

それは先ほどお話ししたように、いろいろな法の改正で国保税そのものが高くなってきたということもありますし、合わせて税は高くなっているけれども所得は非常に減っている状況だとか、特に小さな業者さんなんかは非常に厳しくなっています。それから、年金の支給額までも減らされているという実態。また、挙げたらきりがありませんけれども、本当に中高年の自殺者が毎年3万人を超えていることだとか、私学に通わせている子供が経済的な理由で学校をやめていくような状況だとか、これは本当にこの税が高いことと合わせてこういう長期不況の影響が実際に出ているというのが、今の私は町民の現状だと思うのです。そして、それをやはり救済できるのが社会保険制度として位置付けられている国民健康保険制度だと思うのです。他にはなかなか救われるところがないのです。

それで、今いろいろな法のこともお話がありましたけれども、やはり申請はできるのだけれども使われていないというその背景にあるのは、やはりこれはきちっとした基準が作られていないからということしか考えられないのです。特別な事情で、例えば相談をしたとしても、じゃあそれは誰がそれを判断するのか。どういうふうに判断をしていくのか。これは非常に難しいですよ。ここではないですけれども、内地の方の市ですけれども、そういう要綱が作られていないときには100人規模で申請をしてもわずか一人とか二人であった。これはなぜそうかという、やはり基準が何もないから判断のしようがないという、そういうことで却下され続けていたということも出ていましたけれども、その特別な事情を判断するための、そういう私は基準というものが必要ではないかと思うのです。それをきちんと判断のできるものを作っているのが帯広市であり、それがベストとは私は思いませんけれども、帯広市であり、札幌市であり、また全国にいろいろなところがあります。青森にしても大阪にしてもいろいろなところがありますけれども、これもきちんと一律などうか、所得が何割減ったらというような基準だとか、それから事業が例えば倒産をした場合だとか、そういうふうに基準を設けている。そういう事がやはり必要だと思うのです。それでないとこれは、なんぼ申請をしてくださいというふうに町で言っても、私はこれ、実際に担当の職員の方たちもこれでは判断はできない。それで私は今ずっと申請はないし、ゼロだと思うのですよね。そこをやはり法で精神で救済をする。本当に大変な人を救済していくということが、こういう時期だからこそ、私は求められているのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の、例えばコミセンを利用して一時保育を実施してはどうか、これは先ほども言いましたように、コミセンと近隣センターの違いだけでお話しさせていただいたのですけれども、やっぱり今言う一時保育というのは、365日毎日開いているわけではなくて、お母さん方が何か都合があって子供を預けたい、極端に言えばその日の朝か、前の日になってからそういう事情が突発するようなこともあるわけですから、なかなかそういった中で場所を確保する、保育所みたくずっと開設しているところ、そして保母さんが常時いるところはいいのですけれども、コミセンや何かでいくと、急いでそこから個人的に誰かお願いしてきて頼んでいく。あるいは葬式が入ればその日のコミセンは使えないと。いろんな問題はありますけれども、決して検討しなかったわけでもありませんし、これからも全く駄目だということではなくて、何か良い方法があればできれば早くやりたいということ自体に、私は変わらないわけであります。

それから国保の問題は、先ほど言っていますように、一つの基準を設けるというのは、例えば言われているのは、生活保護基準の1.1倍以下の所得であれば減免の対象にしますよとか、去年より今年の所得が半分になったからそれは国保税の減免の対象にしますよとか、そういう一律基準を設けるというのは、ここの法でいっている特別な事情があるとか、公的扶助だとか、災害だとかといっている減免の基準とは私は違うのではないかということをおっしゃっているわけであります。

例えば生活保護だって、所得がゼロだって1,000万の貯金があれば、これは生活保護は受けられないという実態あるわけですから、飽くまでやはりケースバイケースでなかったら、そして今言う、災害だとか何かと明らかになったものでなければ、一律に所得が下がりましたから、所得がこれだけし

かないから国保の減免をしてくれということではならない、ケースバイケース。それこそ一人一人が本当に実情を訴える中で、私どもが判断していくということになっていくのだろうというふうに思っております。

ですから、ないのは良いことなのか悪いことなのかは別にしましても、やはり窓口での相談をしていただくということからスタートしていくのだろうというふうに思っています。

さっきの話に戻りますけども、国保の大会でも、平成6年からずっと少なかった国保の加入者が、12年から毎年100万ずつ増えている。半分为退職者、あと3割はリストラによってであると。ですから国保自体が病弱体質であり、低所得者体質であって、国保がもたないといっているわけですから、余り言うとも愚痴になりますから、それ以上は言いませんけども、大変な状況にあるということも一つご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で、豊島善江議員の質問を終わります。

この際、14時10分まで休憩をいたします。

(13:56 休憩)

(14:09 再開)

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

[3番 野原恵子]

○3番（野原恵子） 通告に従いまして、2点について質問いたします。

一つ、中小業者の支援強化について。

長引く不況、パートやフリーターなど、不安定な雇用の増大、相次ぐ社会保障の住民負担増などで、勤労者の収入も5年連続マイナスとなり、町民の暮らしはますます厳しくなっています。

地域経済の担い手である中小業者の営業も、町民の経済状況に大きく左右され、大変厳しい状況となっています。このことは、国の経済政策が大きな要因となっていますが、地域経済を守り、活性化に全力をあげることは行政の仕事でもあります。中小業者にとって、地方自治体は最大の発注者となっていますので、町内に事業所を置く中小業者に発注機会を拡大し積極的に活用することは、町内経済の活性化を図るためにも有効です。特に、小規模な業者への対応策、支援策強化は町づくりの観点からも必要と考えております。旭川や帯広市では小規模な工事修繕を簡単な業者登録で請け負える、小規模修繕業者登録制度を実施し、中小業者の発注機会の拡大や地域の経済と雇用を支えるとして喜ばれております。また、音更でもこれから実施していくとしています。幕別でも支援策を講ずる必要と考え、小規模な公共事業はどのように発注しているのか。その実態と対策を伺います。

1、130万円以下の随意契約の件数と金額は。

1、上記の内、30万円以下の件数と金額を伺います。

続きまして、除排雪の対策についてです。

降雪期に入り除排雪に対しては、住宅密集地域、高齢者から除排雪に対する不安の声が寄せられております。6月議会では生活道路の確保として、出勤時間の決定、除雪方法の検討など、道路環境の向上に努力していくと答弁されております。

また、福祉除雪につきましては、公区や地域、ボランティアの方々の思いやりの精神で支援を進めていく。また、他町の事例などについても調査研究し、検討を進めていくと答弁されています。したがって次点について伺います。

1、除排雪計画について。

1、福祉除雪について。

以上です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、中小業者の支援強化についてであります。ご質問の要旨にもありますように、長引く経済の低迷は非常に厳しいものがあり、地域経済を守り活性化に全力を傾注することは行政の立場からも必要なことである。意を同じくするものであります。合わせて国全体の経済政策が早期に実を結ぶよう期待をするところでもあります。

小規模な公共事業、すなわち本町の場合、130万円以下の事業につきましては、2社以上の原則町内指名業者による見積り合わせを行い随意契約により発注を行っております。

1点目の130万円以下の随意契約の件数と金額はとのことですが、平成14年度の実績で申し上げますと、168件1億2,647万2,000円であります。また、2点目の30万円以下の件数と金額につきましては、20万円以上から30万円の範囲となりますけれども、9件で214万6,000円となっております。

次に、除排雪計画についてであります。この4年間は連続して150センチを超える降雪にみまわれ、1年のうち半分近くの期間を雪とともに暮らすこととなる町民にとっては、除雪対策は永遠の課題であり、経済、社会活動が活発になればなるほど、冬期間の道路交通の確保は、より重要性を増してきているというふうに思っております。

最近の冬期間の気象状況は、雪が少なく寒さが厳しい小雪寒冷から、一時に湿った大量の雪が降る多雪温暖傾向に変わってきております。このため町では、昨年度から実施いたしておりますロータリー車による団地内道路の車道拡幅のほか、この冬からは歩道の早期確保のため札内地区に除雪車1台の増車配置を計画いたしております。また、国道・道道との交差点見通し確保につきましても開発建設部、帯広土木現業所との協議も既に終え、連絡体制についての確認をしたところであります。

今後におきましても住民ニーズの多様化、複雑化する中、夏期間と同様の道路交通の確保は難しい面もありますが、雪道での事故防止に向け最大限の努力をまいります。

次に、福祉除雪についてであります。このことについては本年6月開催の第2回町議会定例会において、音更町の事例なども見極めながら、対応してまいりたいと答弁させていただいたところであります。高齢者をはじめとする社会的弱者の方々に対する除雪については、従来から、基本的には地域の中での助け合いにより対応していただくことを大切にしていきたいというふうに申し上げているところであります。

今後も、このような考え方を踏まえつつも、現在、地域福祉や安全、環境美化などといった公区全般の諸問題も多くありますことから、先ほども永井議員のご答弁でも申し上げましたけれども、今、町内の公区長さん、代表の方向人かお集まりを頂きながらこれらを含めて検討することといたしているところであります。

以上で、野原議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○3番（野原恵子） 最初に、中小業者の支援の件なのですが、130万円以下の場合には2社以上の見積り合わせで発注していくということでしたけれども、これは希望する業者には、どのような形で通知して見積り合わせをしているのかということを再度、そこを詳しくお聞きしたいと思います。

また、20万から30万までの件数は9件ということでしたけれども、20万以下の件数を合わせるともっと多くの業者に発注をしているのではないかと思います。それで、30万以下の小さなところに公平に発注をしていくというところでは、そのところはどのような形で発注しているのかなと思うのです。見積り合わせをしないで発注していると思うのです、小規模のところはね。そのところをやはり、公平に希望する業者には、仕事を発注するというところでは、帯広市とかそういうところでは登録制度を作りまして、それでこういう仕事がありますよということも説明いたしまして、希望する方には登録をして公平に仕事を発注する。

そういうふうに発注することが、地域の小さな業者にも、公共事業を発注するということで、大変喜ばれておりますし、どういう仕事であっても町の仕事を受けるということは、業者にとっては、や

はり仕事の拡大の見通しを持てるということで喜ばれているところなのですが、その小さな業者のところの発注の状況というのをもうちょっと詳しくお尋ねをしたいと思います。

また、除雪の件で大変努力されているとは思いますが、福祉除雪の件と、それからあと交差点ですとか細かいところの除排雪なのですが、そういうところではやはり公区との協力で、除排雪していくということが、目が届くということでは大変大切なことではないかと私は考えるところなのです。

それで、音更町の例もということだったのですけれども、音更町では公区と協力いたしまして、福祉除雪ですとか、そういうのを実施しているところなのですが、それをなぜ何回も質問するかといいますと、例えばこういう方がいらっしゃるのですね。高齢者の福祉サービスということで、町の軽度生活援助制度というのがあります。そこでは軽度生活援助といたしまして、掃除、洗濯、調理、外出時の援助、玄関前の簡易な除雪、これらの軽度な家事は援助しますということで、この申請をしましても除雪だけはできないということなのです。この高齢者の方は、自分で自立してその地域で生活していきたい、だけれどもその除雪のところだけ何としても自分ではできないので、そこを援助してほしいということなのですが、それは断られたという事例があります。

また、介護保険を利用いたしまして、ヘルパーさんに来ていただいて日常の生活は援助していただいているのですが、その除雪の部分はしてもらえないということで、地域の方が協力して除雪はしているのですが、地域の方も高齢で、なかなかそこは援助できないということで、やはりそこは公区と相談し、町とも相談しながら何とか高齢者に、一人暮らしの高齢者、自立して生活していくためにも除雪の手立てをできないだろうかという、こういう声が近年随分多くなっているのですね。そういうところで公区と相談して進めていくということなのですが、なるべく早く手立てを打って、応援していくということではできないかというふうに考えていますので、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の小規模工事の発注についてでありますけれども、ほとんどが町の指名業者に対する発注がほとんどであります。中には指名願を出さないでいらっしゃる小さな業者の方もいらっしゃるわけですが、それらについては、特に今の幕別町では登録制度というようなものがないので、今までの実績等を見ながら、随時その担当課で業者を選択して発注しているというのが現状であります。

ただ、20万円以下の小額工事というのは、これは見積もり合わせ、いわゆる契約行為がありませんので、発注して修繕をしていただいて現地を見て支払をするという制度ですから、これらについてはちょっとその件数が揃っていないというのが実態であります。

それで私どもの何が一番大事かというのは、要するに発注した工事を適確にやっていただけたということが何よりも大事なわけですから、そういった意味では今お話ありましたように、その小規模の業者の方が登録していただいて、それで町の発注をしていくと、そのことについては私どもとしては何ら問題視をするようなことはないと思いますけれども、今言いましたように、帯広、あるいは音更町の事例を見ながら検討をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、除雪の関係でありますけれども、確かに今までも排雪を含め、公区長さんをはじめ公区の皆さんに協力を願う。特に多いのは車道の駐車、これらについてもなるべく車道に駐車しないように協力、あるいは排雪についてどのような方法がいいか、これらについての相談なんかもさせていただいております。

それで先ほど言いましたように、私どもは音更の事例というのは、先ほどの答弁に申し上げましたように、協働の町づくりを進める中で、町だけでできない部分をできたら公区の皆さん、地域の皆さんも一緒にやっていただきたい。そしてそれに対して町がどのような支援体制をしていけるか、それらを今、公区長さん方の代表に集まってもらって詰めていきたいということでもあります。

それから昨年ちょっと申し上げましたけれども、社会福祉協議会の方で、歳末見舞金の対象者になれる方の除雪について、対応していただいている。たまたま昨年はわずか4件くらいしかなかった

たのですけれども、今回お聞きしますと、延べで 60 世帯ほどの予算も今回計上させていただいているようであります。そういったことも含めながら、地域の協力、あるいは民間の協力、そして協働の町づくりでこれから公区長さん方の相談する中で、体制を整えていきたいということで進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○3番（野原恵子） 中小業者の支援ということで、その 20 万以下の見積り合わせをしなくても発注しているところなのですが、そのところは新規の業者でも、今まで町のそういう事業を、修繕やなんかの発注されていないところでも公平に発注を受けるという機会を与えるという意味でも、きちっと登録することによって公平にそういう仕事を発注することができると思うのです。そういう意味でこういう登録制度を設ける必要があるのではないかと思います。

帯広市でもそういうふうにやりまして、そういう仕事を受けることができ大変小さな業者が喜んでいてということも結果として表れているのですね。ですから、そういうきちっと登録することによって公平に仕事を発注することができるのではないかとということで、登録制度を設ける方がいいのではないかと趣旨で質問しております。

また、その福祉除雪なのですが、今、社協で大体 60 件くらい対象があるというふうに発言なされているところなのですが、これを知らせる方法ですね、高齢者にどういう形でこういうふうにして除雪もできますよということをお知らせしているのか、そのところを対象になる高齢者にきっちりお知らせして対策をとるといふふうにしないと、それを知らないで、どうしたらいいかと悩んでいる高齢者もたくさんいらっしゃるのですね。そういうことを徹底して知らせることも必要ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど言いました 168 件 1 億 2,600 万、この大体 6 割強は道路整備に係る小規模な補修、企業名といいますか、法人でいきますと約 68 社がこの工事に当たっているわけです。ですからこのうちに、今言う指名願の出されていない業者というのがどのくらいあるかというのはちょっと今回掘っていないのですけれども、言われたように、そうした小さな業者、指名願を出すまでもないというような業者についての把握、これはお知らせか何かで周知して登録をしてもらおうというような形になっていくのだらうと思います。

ただ、公平という意味は、広い意味では確かに公平に発注する、あるいは見積り合わせで業者を決めていく、そして先ほど言いましたように、何が一番目的かは、発注された工事を適正にやっていただくということが何よりの我々の願いでありますから、それはできなければなかなか公平ということにもつながってはいかないのだらうというふうにも思っておりますけれども、今言ったことについては十分検討させていただく中で、登録制度についても検討してまいりたいというふうに思います。

それから、先ほど言いましたように、社会福祉協議会にお願いしているその除雪、60 世帯ということではなくて、述べ延べで 60 回という意味でありますので、これは先ほど言いましたように、対象は毎年社会福祉協議会で皆さんの歳末見舞い助け合いの募金等で歳末に見舞金を配分する事業がありますけれども、その対象者がこの福祉除雪の対象として位置付けているというのが現状でありますから、これらについては、社会福祉協議会から、あるいは民生委員さんを通じるのか、いろんな手法があるのかもしれませんが、その対象者の方に周知していくのだらうというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

[2番 中橋友子]

○2番（中橋友子） 通告に従いまして、3点について質問を行わせていただきます。

1点目は、新年度予算編成の方針についてであります。

基幹産業の農業を背景に手堅いといわれる十勝経済も大変厳しさを増しています。地域経済の担い手である中小企業も町民の生活も長引く不況と雇用不安、社会保障の相次ぐ改悪で深刻です。そんな中で、行政が地域経済を応援し、町民の雇用と福祉を増進させるために力を挙げていくことは、今大きく求められています。全会計で年間約 200 億を支払うという町財政をどのように活用していくのか。町民の暮らしには深くかかわってまいります。

町長は、この 5 日の行政報告におきまして新年度の予算編成に向けてのお考えを述べられました。原案の取りまとめの段階にあることを、さらに国の経済状況、また国の地方に対する財政方針について、特に三位一体の改革の下で交付税は出口ベースでマイナス 3.4%。税源委譲 8 割程度とした上で、これらも今後の議論に委ねられていると報告されました。

このような中で、国に対する運動の強化、地方財政の確保、これらを含め、新年度の予算編成に当たってはどのような基本方針を持って望まれるのか伺うものです。

次に、合併問題につきまして住民投票で行うことを求め、質問をいたします。

幕別町の将来を決める合併問題は、わずか 3 か月強の任意協議会を行ったのち次のステップに踏み込んでいます。ここには合併問題は強制されるものではなく住民自らが決めると町民に示してきましたが、結果的には国や道のマニュアルに急がされ、自治体や地域のあるべき姿が十分な論議も保証されないうちに進められているという重大な問題があります。特に問題なのは、期間の短さに加え、情報は一方通行が多く全体として双方向型になっていません。つまり、住民の声を隅々まで聞き入れて幕別の将来を決める、こういう姿勢になっていないと感じます。このことは抜本的に改善する必要があると思います。そして住民の自己決定権、これを民主的に保証する必要があると思います。

そのためには、今後の進め方として住民投票を行うことを位置付けてはどうでしょうか。地方自治は住民代表制の間接民主主義を基本としていますが、この問題が町の存亡にかかわるような重大な案件については住民の直接参加をもってして、住民の総意で方向付けをしていくという方法がとられてきます。この合併問題がそれだけ重要な問題であるだけに、全国では既に 60 の自治体が住民の投票、あるいは意識調査を行ってきています。この合併問題はまさに町の枠組みを決めるということであり、個々の政策の位置付けとは違ってきています。行政はそれにかかわる客観的な情勢をより多く、より丁寧に住民に伝え、意見を反映させ、その上で住民の自己決定、自己責任の手助けをしていくべきではないでしょうか。その事がこれまで町長が町民による決定としてきた考えに一番沿うものであると思います。いかがでしょうか。

3 点目は、ごみの減量対策についてであります。

環境問題や循環型社会づくりは全国共通の課題となっています。特に、この地球に人類が住み続けていくためにはこの解決が大きくかかわってきます。国においては環境保護と循環型社会づくりのために法の整備がこの間一連行われてきました。1995 年 6 月に容器包装リサイクル法が制定されたのちに、2001 年 4 月にはグリーン購入法、そして食品リサイクル法、また、そののちには家電リサイクル法など、合わせて八つの法律が制定されました。これらの法は一部を除いてほとんどが実施に移されていますが、問題なのは、これらの法に共通して生産者の責任が十分でないため、結果的には消費者、特に自治体の負担が増大してきているということです。

また、これらの裏面として不法投棄も後を絶ちません。製造の段階から循環型にすることが追求されなければ根本解決にはならないと考えます。

そこで、既にヨーロッパ等で実施をされる拡大生産者責任制。これは、生産段階から回収責任をメーカーに義務づけるものでありますが、これらの実施や、また、メーカーが買い取るデポジット方式など、自治体から国に求めていくことが必要ではないでしょうか。

さらに、流通段階での過剰包装等も解消していかなければ、ごみをつくらない、こういう運動にもつながらないと思います。さらに、家庭でのリサイクル化の啓蒙促進など、これまでも町は堆肥化の支援などを行ってはおりますが、さらに減量対策につながる施策を強化すべきものと思います。

そこで、3 点について伺います。

まず、国について拡大生産者責任やデポジット制の実施を働きかけ、製造者責任を求めていくこと。
2つ目、過剰包装等を流通段階で生じている問題の解消などの協力を求め、商工会や関係機関などに要請を行っていくこと。

3つ目は、家庭でのリサイクル化の啓蒙促進を行っていくこと。

以上です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、新年度の予算編成の基本的な考えはとのご質問であります。先の行政報告の中でも述べさせていただきましたが、全職員が未曾有の危機的財政状況について共通した認識をもち、緊急性や優先度合いに応じた事業の厳選を行うとともに、最小の経費で最大の効果をあげるという基本理念のもと、行政全般にわたり事務事業の見直しを徹底的に行う姿勢を持って、魅力あるまちづくりを目指し、創意工夫を凝らした予算編成を行ってまいりたいというふうに考えております。当然ながら、ご質問の要旨にもありますように、事務事業の取捨選択におきましては、町民の皆さんの生活に密接したものに意を用いてまいりたいともいうふうにも考えておりますので、一つご理解をいただければというふうに思います。

次に、市町村合併についてのご質問であります。これも行政報告の中でも述べさせていただきましたように、合併に関する協議につきましては、先月27日の第5回幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会におきまして、「今後の協議については、法定合併協議会に議論の場を移すべき」との結論をもって協議が終了いたしましたことから、これを受けまして、3町村足並みを揃えて今定例議会に関係議案を提案させていただくこととしたところであります。

市町村合併につきましては、言うまでもなく自治体の存続そのものに関わる大きな問題であります。

したがって、私といたしましても、一昨年7月以降、内部組織における検討に着手いたしますとともに、周辺町村との調査研究に努めてまいりました。

以後、これら調査結果を基に、住民説明会、出前講座、公共的団体との意見交換などを継続的に開催し、住民の皆さんとともに、合併の意義、将来像や単独の場合の将来推計など、合併に関する議論を深めてまいりました。

また、これと平行いたしまして、町内各界各層からお集まりいただきました町民検討会議におきましても、それぞれの立場から幅広い議論をしていただき、報告書という形でご提言を願ったところであります。

一方、議会におきましても、統一地方選挙前は研究会、選挙後におきましては特別委員会において審議を重ねられ、助言、指導をいただいたところであります。

このような経過を経まして、今の3町村の枠組みによります任意合併協議会が設置され、これといって異を唱えられる方もない中で今日に至っておりますことから、私といたしましては、町民の幅広いご理解、ご賛同を得ながら、合併に関する協議が進められてきているものと考えているところであります。

ご質問にありますように、市町村合併に関しまして、条例による住民投票や合併特例法に定める直接請求の制度が活用されるケースが見受けられるところであります。

とりわけ、住民投票につきましては、住民の意向を把握しきれない場合においては、極めて有効な手法であり、住民にとっても、納得できる結果が得られるものであると見られているところであります。

しかしながら、現行の地方自治は、議会制民主主義を基本とするものでありますことから、為政者の責任を住民投票という形で安易に住民に押し付けることは許されるものではありませんし、住民投票に至るまでのプロセスや議会の機能・責任との調整など、議会制民主主義を否定することのないよう、慎重な対応が望まれるところであります。

市町村合併に関する住民投票につきましては、公的機関から公表されたものがなく、その実態を把

握することは難しい状況にあります。インターネット上で調査をいたしましたところによりますと、平成15年10月までに行われた住民投票は、合計77件ありましたが、合併協議が行われております全国の市町村数は2,223市町村ありますので、この3.5%に当たる自治体で住民投票が行われたこととなります。

この77件の内訳につきましても、合併の枠組みを問うものが25件、法定協議会設置の是非を問うものが20件、現在協議中の合併の是非を問うものが32件となっております。

また、77件のうち条例に基づくものは48件、残り29件が合併特例法に基づき実施された投票でありました。

中橋議員が言われます住民投票は、条例に基づく住民投票を指すものでありますが、この実施されました48市町村の状況を見てみますと、一つには、民意が拮抗しているため住民の意向把握が困難であるといった場合。一つには、市町村長と議会の意見が対立している場合。一つには、議会内、いわゆる議会議員の中での意見の対立がある場合。さらには、合併により周辺部となって、いわゆる将来への懸念を抱く住民が少なくないということ。あるいは、他の市町村より相当財政的に裕福で、合併後のサービス低下や負担増を懸念する住民が少なからずいる。

こういった事情や背景があり、住民の意向を把握するためには、住民投票によらなければ困難な状況にあったケースが大半を占めている状況にあります。

このように、条例に基づく住民投票につきましても、議会制民主主義を原則とする中であっては、これによらなければ住民の意向を判断することが不可能な場合や、市町村内の意見が対立し、住民投票をしなければ収拾がつかない場合など、極めて限定的に実施されるべきものだろうというふうに認識をいたしておりますことから、私としては、今現在、住民投票を実施しようとする考えは持っておりません。

次に、ごみの問題でありますけれども、拡大生産者責任やデポジット制の実施を働きかけ製造者責任を求めることについてであります。平成12年に制定されました循環型社会形成推進基本法においては、発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分を規定するとともに、循環的な利用が行われない廃棄物は自らの責任において適正に処分することが基本原則とされております。

また、容器包装リサイクル法では、容器包装の分別収集及び再資源化を進めるため、消費者は分別排出、市町村は分別収集や保管、事業者は再商品化の義務を負うという役割分担となっております。

日本における容器包装リサイクル法は制定当初から、お話にありましたように、ヨーロッパで実施されているリサイクルシステムと比べ事業者負担が少ないことが指摘されております。ドイツでは回収費用及びリサイクル費用を含め全てが事業者負担であり、フランスにおいては、日本と同じ仕組みであります。自治体が分別収集した種類と量により事業者から助成金が支払われ、また、分別収集した資源は全て事業者が有償で買い取るシステムが採用されております。

現在、住民の皆様方には細かく分別して排出していただいておりますが、今のシステムでは、分別すればするほど費用が増加することになりますことから、お話にありました拡大生産者責任や預り金を上乗せするデポジット制の採用も一つの方法かというふうに思っているところであります。

次に、過剰包装の解消であります。本町においても、一部ではありますけれども包装について理解をいただき、簡易包装などに協力をいただいている事業者もおります。

これからもごみの減量化は国民的重要な課題でもありますことから、商工会をはじめ関係機関に対し協力を要請してまいりたいというふうに思っております。

次に、家庭でのリサイクル化の啓蒙促進であります。本年4月よりプラスチック類も資源ごみとして分別収集いたしておりますが、予想を上回る量が収集されているのが現状であります。また、特に幕別町の分別については、リサイクルプラザからは適正処理について高い評価を得ているところであります。洗ってきれいにして出せば資源ですが、そのまま出せばごみになります。

ごみは、一つには持ち込まないが原則であり、二つには再使用すること、三つには再生利用することです。

これらリサイクル等につきましては、以前からもお知らせや広報等をお願いをしてきたところであり、これからも、引き続き広報等により啓蒙をしてまいりたいというふうに考えております。

以上で、中橋議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） それでは再質問を行わせていただきます。

まず1点目の予算編成の基本方針ということですが、町長が行政執行方針で述べられていたことは押さえていただいた上でお尋ねをいたします。

本格的な作業は2月ということですので、これから順々に積み上げていかれるのだろうというふうに思うのですが、私はまず1番最初に、ここでも申し上げましたけれども、歳入を確保していくということが大前提になるのではないかとこのように思います。出口ベースで3.4%減という厳しい状況などが示された中で、1回目の質問でも申し上げましたけれども、それらの数字が示されながらも確定ということではないというふうに押さえます。今後、話し合い、協議、ここにはこれまで町長が取り組んでこられました全国町村長会などの運動と申しますか、働きかけが非常に大きく影響してくるのではないかと思います。その点について、最近でも取り組みが行われたやに伺っておりますが、これについて、現時点でどのような取り組みをなされ、今後どう望んでいくのか、この点でもお答えをいただきたいと思っております。

そして、それを確保された上で、やはりここに書いてありますように、直接住民の暮らしの支援につながっていくというところに意を用いていただきたいというふうに思います。

2点目の、合併問題の住民投票を求めている件ですが、この間、質問を行わせていただく機会が何回もありました。その都度町長は、今もおっしゃられておりましたが、住民の意向を十分反映してきたということでもあります。これは、先の特別委員会の時にも報告がありましたが、町民に対する説明会、あるいは出前講座、そして各公共的な団体に対するもの、あるいは公区長会議、こういうことを指して言うておられるのだというふうに思います。

そこで、私はもう1歩踏み込んで、そういう町が働きかけた、いわゆる組織的なことと、さらに幕別には2万5,000人の町民がいらっしゃるわけですから、そこに届かない人たちというのがかなりいるのではないかとこのように思います。そこで、これまで町側が働きかけを行った、過去にも伺ったことがありますが、現時点で、町としての説明会に町民は何名参加されて、そしてどのように意見集約されたか。それから、もう一つ、各公区長会議なども行って説明をなされたと思っております。その後、公区長というのは、幕別町の末端の、行政の一番の末端機関でありますから、ここの方に説明したのちに、公区に対してどのような働きかけを行い、どう進めてきているのか。こういうことが、2万5,000人町民全体を網にかけた周知をしていく手法になろうと思っておりますが、その点はどのように把握されているのでしょうか。

それから、私はまずそこを伺って、再度お尋ねいたしたいと思っております。

ごみの減量化につきましては、町長がお答えになられた認識と私も同じくしています。

そこで、実は、今回の行政報告の中にもありましたけれども、今、ごみの町民に対する有料化というのが、答申も受けまして、有料化が妥当だというような報告も先にありました。私は今の経済状況の中での答申であったろうというふうに思うのですが、その前に、ごみそのものを減らしていくことを同時にやるのが、町の行政にとっても、町民にとっても両方お互いに負担が少なく、そして循環型、あるいは資源型といいますが、循環型になるのですが、そういうことにつながれると思うのですよね。ですから、こういう手法をしっかりと講じた上で、次に進むということを求めたいと思っております。けれども、これまで、確かに分別収集ですとか、今伺いましたらリサイクルプラザで高い評価も受けているということで努力はなされてきたいとは思っておりますが、一番ごみとして大きい製造者責任のところ、これは国が作る法律でありますから、町が直接か係わることはできないのですけれども、その国の作られた法律によって、町が多大な負担を受けているということがありますから、もっともっと積極的に町からこの国に対する問題点の指摘というのがあっていいのではないかとこのように思

うのですね。その辺はどのように押さえていられるのかというふうに伺います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） まず1点目の新年度予算にかかわってでありますけれども、私も予算編成に当たりましては、まずは役場の部課長、あるいは実際に予算編成作業に取り組む係長を集めての予算編成会議など、その都度、いわゆる厳しい状況の中、知恵を絞って何とか一つでも二つでも住民の期待に応えられるように、課題の解決にというようなこととお話をさせていただきました。もちろん限られた財源ですから、そうは言っても、担当の職員としては大変つらい面もあるのだらうと思っておりますけれども、頑張っ、今、予算要求原案の取りまとめ中であります。本格的編成作業は、2月でなくて年明け早々から始まっているのだらうというふうに思いますけれども、私どももそうした中に入りまして、是非職員の頑張った姿、何かきらりと光るようなものがないか、目を光らせていきたいというふうに思っております。

ただ、今言われました歳入の確保については、恐らくまだまだ先でなかろうかと。早くても今月の半ばから後半、今、国の政府予算原案が12月20日予定というふうについておりますけれども、まず出だしの三位一体の改革の中で、減らすもの、1兆円の補助金を減らすものが決まらない。それを補充する、いわゆる税源委譲が今何かたばこ税だか何だかというようなことを言っておりますけれども、具体的にどうなるかも決まらない。さらにそれを踏まえての交付税をどうなるかということですから、まだまだなかなか決まらないのだらうというふうに思いますし、もう一つ、今言われましたように、交付税の出口3.4%は、全国一律での3.4%ですから、これは本町に当てはめると、8%になるのか10%になるのか、この辺がわかるとするのはまだまだ先のことになってきます。

それともう一つ私どもが心配しているのは、交付税が減額された分を、3年間、平成15年度までの3年間、臨時財政特例債を発行してその不足分を補ってきたという経緯がありますが、これが16年度以降、来年度以降どうなっていくのかといったことがまだ示されていない状況にあります。これは借金ですから、しなければいけない方がいいのでしょうか、かといって、この財源対策債がなければなかなか予算も組めない厳しい状況にあるということなものですから、これらの何と言っても国の動向、そして国示される地方財政計画の中で、十分我々は、我々の町の財政状況、収入状況、歳入見込みをたてながら、予算編成に当たっていかなければならないのだらうというふうに思っております。

それから合併問題でありますけれども、人数としますと延べで2,536名ほどいらっしゃいます。ただ、これはなかなか住民の皆さんが説明会等に参加しない、これが即合併に関心がないから参加しないのかという、必ずしもそれには結びつかないのではないのかという声も聞かれます。ほかの町村8カ所でやっても5人か8人しか集まらないところがたくさんあるというようなことも聞きます。私ども、例えばいろんな方の意見を聞くと、「いや、これは町長や議会が進めているのだから、何も我々が口を出すことはないのだから任せますよ」という依存型みたいな方もありますし、「なんぼ我々反対したって国が勧めて決まってくるのだから、もういいのだ、任す」という諦め型みたいな方もあります。いろんな型があるし、そして一部では、「今やっているのは最高いいのだから、何も俺達が口出さないのだからどんどん進めてほしい」という方もいらっしゃる。

こういう方たちがそれぞれの意見が関心は持ちながらも、ただ、合併の説明会やりますと出たら出てこないというのも現実にはあるわけですから、私どもが住民の意向を把握したというのは、逆を言うと、猛烈に反対して絶対駄目だからというような大きな、中にはたくさんいらっしゃいますよ、公区長会議の中でも反対の意見を出される方もありますし、説明会の中で反対の意見を出される方もありますから、私は当然ですけれども、100%が賛成しているなんてことは思いませんが、少なくとも任意協議会、そして今回、法定協議会に移行させていただきたいと、この枠組みの中でそういう進め方をすることについての猛烈な反対というアレルギーというものは、余り私はないのではないかとというようなことで、今回皆様にお諮りをさせていただいた。

ただ、これはあくまでも今言っているのは、法定協議会に移行させていただきたいということで、

議案を提出させていただいたわけですから、私自身は、これからが大変だというふうについていつも思っています。よく、他町村長だとかマスコミから、幕別は順調にっているねと言われますけれども、ここまでは順調かもしれないけども、私はこれからが本当に大変なことなのだろうというふうに思っていますので、私は合併するしないはいまだにはっきりしたことを言っているわけではありませんので、あくまでも協議だけは法定の場で進めさせていただきたいと、そしていろんな意見を聞いた中で最終的な判断、またいろんな形で求めていかなければならないのだろうと思っておりますので、何というのですかね、説明会で何千人来たのがすべて興味を持っている、来た人が全部賛成だとも思っていないし、来ない人は絶対反対だから来ないのだというふうにも思っていない。これはなかなか掌握という意味では難しいのかと思いますし、取り方はいろいろあるのかと思いますけれども、今、先ほど来担当の方も言っておりますように、住民の中の総じた意見としては、法定協議会に参画することに対して、そう大きな異論はないのかなというふうに私どもは押さえているところであります。

それから、ごみの有料化の話でありますけども、国に求めること。実は先ほどの国保の話もしましたけども、全国の町村長大会が12月2日にあったのですけども、この中の全国町村長大会の決議要望の中で、健全な循環型社会の構築という一文がありまして、国、製造業者の責任を強化して、不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や、廃棄物の量の削減に取り組むよう協力を指導を行うことという一文が、この町村長大会の中でも決議というのですか、要望を出されております。私どもはこれら町村会とともに、その方向でこれからも努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） 3点目のごみの減量化につきましては理解をいたしました。

それではまず、1点、2点目の再々質問になりますが、予算の編成でなかなか歳入の確定が難しいということで、私達が毎日新聞やいろいろな報道を聞いていても本当に分かりづらいといえますか、今日の決まりが明日はもう変わるというような状況もありまして、非常に不透明な部分が多いと思うのです。

ただ、私は今、町長が言われましたけれども、これまでも交付税が下げられてきて、結局、臨時財政特例債、借金という形でいろいろなことで町の予算を借金も含めて一定を確保してきた。国としてもそうせざるを得ない側面があったのだと思うのです。と言いますのは、今、この臨時財政特例債についてもなくなってしまおうというふうに、3年間でしたから押さえてきましたけれども、現状の中ではこれが継続されるやの報道といえますか、そういうのも聞こえてきています。

結局、なぜそういうふうになっていくのかというふうを考えますと、国の予算、それが結果としては幕別町が町民の施策として使っていくものであります。その全て、ほとんどが法に基づく使い方といえますか、裏返しすれば法の基に保障していかなければならない予算といえますか、国の責任ある支出でなければならぬ、予算決めでなければならぬというのが根底にあるのだと思うのです。だから、法の中で先ほどもありましたけれども、きちっと基本的人権だとか社会保障だとかって保障を法律でしておきながら、ちょっと削って矛盾を町村にかぶせてきているというのがあって、その軋轢も非常に大きくて、それが全国町村会の皆さんたちの国に対する声になったりして、それがまた反映されるということでもありますから、私は是非町長にこういうしっかりと、今、私先ほど2月と間違えて言ってしまいましたけれども、既にきちっと予算に入っていくわけですから、これも法に基づいて補償すれという強い姿勢でやっぱり臨む必要があると思っておりますが、どうですか。

それと、2点目の合併問題の住民投票です。

私は今、町長が説明されましたことで、この手法をなぜとってほしいというふうに申し上げるかと言いますと、やっぱり町長自身がずっとおっしゃってこられました住民と協働の町づくり、住民参加の町づくり。この問題でやっぱり住民の皆さんと共通の認識に立って、距離をおかないで、そして決断、あるいは決めていくことが将来の町づくりに必ず生きてくるというふうに思うのです。

それで、町長が平成12年でしたか、町づくり参加条例というのを提案されて翌年の3月から実施さ

れましたけれども、まさに私はこういう姿勢がこの町の枠組みを決めるときの一番の根底として求められることだというふうに思うのです。

それで、先進の事例で大変恐縮なのですけれども、今、町長がおっしゃられた全国 77 の取り組みの中で、北海道は少なくって、昨日、一昨日の新聞では月形が行う、その前では奈井江が行いました。10 月 26 日に投票で行われましたけれども、私、ずっとこの奈井江のやり方に興味を持って見ていたのです。一番感心をしたことは、奈井江も同じように合併をしましよと、やめまじよととかということではなくて、実態をリアルに町民に伝えて、そしてその町民の自己決定を本当に保障しようという観点から小学校 5 年生までを対象にしました。勿論、ここは参考にするということでは 5 年生から 18 歳までは位置付けられたのですけれども、結局そういうところを対象にするということは、小学校 5 年生にもわかってもらう資料の提供だとか、わかってもらう説明だとか、そういうのを随分重ねていらっしゃるといふことに気が付きました。ここに、その事前に行われたアンケートのコピーがあるので、本当に簡潔にクエスチョン方式で小学生が見てもわかるような、交付税ということば一つにしても、うちの町はいろいろ出されましたけれども細かな説明はありませんけれども、きちっとワンポイントという形で、町にはこういう交付税というのがきているけれども、中身は所得税やお酒の税金でなっていてなんてこともきちっと書きまして、きちっと町を維持するための保障として渡されるものなのだというようなことまで示しながら、本当に丁寧に行っているのです。シンポジウムもやられたって聞きましたし、説明会もうちもやりましたけれども随分参加したということでもあります。

それで、私は今、さっき公区からの働きかけがどうだったのかのお答えはなかったのですけれども、確かにいろいろな席では絶対に駄目だというような、要するに全体の意向としては今の方向に沿って、町が提案している方向に沿ってということが強かったということでもありますけれども、私は 2 万 5,000 人に対して、いろいろあっても参加されたのは 2,500 人というか、一割なのです、やっぱり。この一割をどう見るのかということにもなると思うのですけれども、私はやっぱり、この将来にわたっての町の枠組みということになると、少なくとも本当に有権者の半数近いところに直接届くぐらいなことまでやって、本当に距離を縮めてやられた方が、結果がどうなるかはわかりません。でも、結果が出たときには本当に住民と一緒に町づくりができるのではないかというふうに思うのです。

ですから、結局、その住民投票というふうになった時には、そういったプロセスを踏まなかったら投票に行かない、そういう小学校 5 年生まで含めてわかるような手立てをとったということが現実にあるものですから、そういうところではかなりの住民からいろいろな疑問も出されたということでもありますし、さらにここでは、住民投票の前にアンケート調査もやっているわけですから、かなりそこを比べただけでも手厚いなという感じがするのです。

それで、私は今後のシステムとしては 1 年間の新たな協議がということを考えていらっしゃるわけですが、ここでは今までよりも十分研究する余地があるのではないかというふうに思っているのです。そういう中で是非生かしていただきたい。

もう一言いえば、先日委員会で先進地の視察ということで西東京に合併の、既に合併が終わっておりましたので、その勉強をさせていただいたのですけれども、ここでは幕別とは全然条件が違いますから比較ということにはならないのですけれども、本当に長年かけて合併問題を住民とともに研究されたのです。昭和 40 年からスタートしたといいますから、そこは立地条件のこともありますから一概に比較はできないのですが、昭和 40 年にこういうことを取り上げて、しかし、合併はしないでずっときまして、再度立ち上げたのは平成 10 年。そしてできあがるのは平成 12 年、ここは 2 年間しかないのですけれども、それでも長年かけて論議をしてきて、なおかつ、最終的には住民投票という意向調査をやられて、そして合併という形になっていっているのです。私はこういう取り組みがやっぱり非常に丁寧だなというふうに思いまして、是非、再度になります、1 年間ということを考えるならば研究をしていただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどちょっと答弁が漏れましたけれども、公区長会議でお話をさせていただいて、公区長さんには、それぞれ公区長会議の結果なり合併についての状況報告なんかは、それで帰った中でお話をさせていただければということは、やっていただいているのだろうというふうに思っております。

それから、最初に財政の関係ですけども、これは全国の町村長大会でも、やはりまず一番関心事は交付税の確保であります。今、1兆円の補助金がカットされて、国は8割しか地方に財源委譲しない。しかもその8割はたばこ税か何か先ほど言ったようにわかりませんが、例えばこれが所得税であっても、あるいは酒税とか法人税であったとしても、前回、民生常任委員会の皆さんと一緒に私も宮崎県に行ったときに東郷町の近くの町は、高齢者比率が40%ですから、ここに税源が委譲されたって納める人がいないわけですから。これでは補助金だけカットされて税源が来ないと同じでないかと。だから、交付税は維持をしていかなければ駄目なのだっていうのが、これはもう全国町村長の最大の課題であります。どうしても税源が委譲されれば都市部に税が集中してくるわけですから、そういうことで私は国に対する要望の一番やはりこれからも続けていかなければならないのは、やはり地方交付税は、地方公共団体の元々の財源であるということを改めて国が認めて、そしてこれからも確保していくということであれば、これは、市町村はやっぱり大変だというふうに思っております。

つい最近のあれ見ましても、国は合併で盛んに言っていますように1万人未満を減らそうということを行っているわけですけども、1,519あるうち、このままいったら合併で500になるのではないかと。1万人未満の町が。これだけだけどやはり、次の答弁に入っていますけども、これだけやはり合併に対する国の指導なり、それぞれの町がこれから生き抜くためにどうしたらいいかということはやっぱり考えているのだろうというふうに思います。

奈井江の例を話されました。私も奈井江の北町長とお話しする機会があっていろいろ聞くこともあるのですが、私のところは3年間かかって今回の投票までいったのだというようなことを言われております。これだけやったところはないだろうと、ほかの町村真似はできないぞというようなことも言われましたけれども。やはり合併の投票をやるということは、今もお話ありましたように相当住民の中で、やはり理解がなければ、単に投票だけで結果が出るというものではないのだろうというのは私も思います。

特に私どもの町、2万5,000を超える町、そして帯広と幕別とのかかわりというようなことがあると、合併するかしないか、賛成か反対かといったら合併しない方がいい。どこと合併するなら帯広行った方がいい。そういうフィーリング的な、いわゆる中身が十分わからない中での判断される場面というものかなりの部分があるのではないかと。決してそれが住民の意向であれば何も町長恐がることなどではないかということになるかもしれませんけれども、やはり合併に向けての投票を実施することには、それなりのやっぱり期間なり、そして住民の皆さんの理解がなければ、誰だってそうだと思うのです。町村長だってみんな合併したくないって言うのですから。でも現実には合併しないとやっていけないだろうというのが1万5,000もあった、1万人未満が同じ町村になるのではないかと。という実情なものですから、先ほど言いましたように、これからですから私どもの町は。まずは法定協議会の中でいろんな審議をし、そしてそれをまた、合併だよりなり何なりの方法で住民の皆さんに周知をする中で最終的な判断を、また、議会の皆さんともご相談しながら決めていくというのが、これからの道筋だというふうに思っております。

投票をやって決まれば一番あとあと楽だと言われることについては、確かにそういう面もあるのだらうと思っておりますけれども、なかなかそう甘いものでもないというふうにも思っていますので、皆さんのご理解をいただきながら、お力をいただきながら、引き続き合併問題については是非今度は法定の場で協議をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（本保証喜） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、15時30分まで休憩をいたします。

(15:15 休憩)

(15:29 再開)

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[付託省略]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第3、議案第76号から、日程第14、諮問第3号までの12議件については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第76号から、日程第14、諮問第3号までの12議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[一括議題]

○議長（本保証喜） 日程第3、議案第76号、幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第4、議案第77号、幕別町ふれあい交流館条例の一部を改正する条例の2議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第76号、幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

千住の西近隣センターにつきましては、昭和49年に建設された施設であり、建物の老朽化が進んでおりましたことから建て替えについて、地域より要望が挙げられていたところであります。平成14年度に道の介護保険関連サービス基盤整備費補助事業の採択を受け、本年度、ふれあい交流館を兼ねる施設として近隣センターを現在地より東側、国道38号線の北側に建設中であり、1月中には備品等の整備を終え、平成16年2月1日から供用開始を予定しておりますことから、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、第2条に規定しております千住西近隣センターの位置を、幕別町字千住207番地から幕別町字千住161番地13に改めるものであります。

なお、施設の概要につきましては、レクリエーション室、談話室、調理室等からなります木造平屋建て135㎡の建物となっております。

続きまして、議案第77号、幕別町ふれあい交流館条例の一部を改正する条例につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

議案第76号でもご説明をさせていただきましたが、介護保険関連サービス基盤整備費補助事業の採択を受けまして、千住に建設中でありましたふれあい交流館が、1月中には備品等の整備を終え、平成16年2月1日から供用開始を予定しておりますことから、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容についてであります。第2条の表に、千住西ふれあい交流館 幕別町字千住161番地13を加えるものであります。

施設概要につきましては、近隣センターと同様となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、2議案について一括質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第76号、幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第77号、幕別町ふれあい交流館条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第78号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第78号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

幕別みどり保育所と幕別中央保育所の統合の件につきましては、先の行政報告において説明をさせていただいたところでありますが、幕別みどり保育所につきましては、昭和51年に定員90名で設置したものであります。しかし、近年、幕別地区の人口が減少する中、同様に児童数も減少しております。ここ数年幕別みどり保育所に入所する児童数は20人台前半で推移しており、今後も入所児童の減少が見込まれ、入所児童の父母から幕別みどり保育所と幕別中央保育所の統合について検討してほしいという意見もありましたことから、幕別みどり保育所の今後の在り方につきまして、保護者の皆様にお集まりをいただき懇談会を開かせていただいたところであります。

また、地域の方や関係する人たちの意見も聞かせていただき、概ね、統合についてのご理解をいただいたところであります。これからの児童にとってどうすることが最良かを考えたとき、同年齢による一定の児童による集団保育が望ましいと判断し、平成16年4月から幕別中央保育所に統合させていただくものであります。

なお、幕別中央保育所につきましては、昭和48年に120人定員として設置したものであり、統合後の施設利用につきましては適正運営に支障がないものと判断しているところであり、一部補修による施設整備をし、なお一層の充実した保育を目指してまいりたいと考えております。

改正の内容についてご説明申し上げます。

別表であります。幕別みどり保育所につきましては、幕別中央保育所に統合することといたしましたことから、幕別みどり保育所を削り、幕別中央保育所につきましては、70名以上の児童の入所が見込まれますことから、定員60人を90人に改めるものであります。

なお、施行年月日につきましては、平成16年4月1日からであります。

また、統合後の幕別みどり保育所の利用につきましては、今少し時間をいただき、最良の方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○2番（中橋友子） 1点だけなのですが、現在、みどり保育所の職員は何名いらっしゃいまして、統合後一つに集約されると思うのですが、そのときの人員の配置の仕方はどうなっていくのか。正職員が職を失うということはないと思うのですが、そういった手立てなども含めてどのように運営を考えているのか伺います。

○議長（本保証喜） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 職員の関係でございますけども、今、みどり保育所に勤務しております職員につきましては正職員2名でございます。みどり保育所もそうでございますけども、ほかの保育所も同じでございます。職員の配置におきましては基準を設けて配置しております。例えば、0歳から1歳については児童3名につきまして職員が一人と、そういうような中で配置しておりますので、今後、保育所の児童の入所の数によってもいろいろ変わりますけども、今申されましたように、職員についての退職だとか首切りだとか、そういう統合によつての不採用とか、そういうことはないということになっております。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第80号、平成15年度幕別町一般会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第80号、平成15年度幕別町一般会計補正予算（第9号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,604万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億7,651万4,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページにございます第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

債務負担行為の補正でございます。4ページをお開きいただきたいと思います。

第2表債務負担行為補正でございます。追加でございますが、地籍情報システム借上料でございます。

地籍事業につきましては、平成16年度より地区指定を行いまして、実質的な地籍調査に入っておりますが、1地区4年を目処にそれぞれの地区を調査してまいります。その4年間の間における地籍情報のシステム、いわゆる地籍事務に関する電算システムについて、単年度15年度に契約し、一括19年度分まで契約を行おうとするものでございます。

続きまして、歳出からご説明申し上げます。

11ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、2目広報広聴費340万円の追加でございます。印刷製本費でございますが、広報のページ数の増によりまして追加でございます。特に合併協議会だより等の印刷ページ数が大幅に伸びたことによりまして追加補正でございます。

5目一般財産管理費、1,032万3,000円の追加でございます。耐震診断の委託料でございますが、

努力規定でございます3階建て以上、1,000平米以上の建物、今回実施いたしますのは役場庁舎、町民会館、札内中学校、これは校舎・体育館とも合わせて実施するものでございますが、いわゆる努力規定のある建物につきまして、診断を行おうとするものでございます。一次診断を行いまして、特にこの中で二次診断、三次診断が必要なものができた場合のことも備えまして、一時診断およそ700万円程度でございますが、もし一次診断以降の診断が必要な施設について緊急度を勘案し、三次診断まで1施設についてはできる段取りで、今、予算措置をさせていただいております。

6目近隣センター管理費270万2,000円の追加でございます。これは幕別北ふれあい交流館、いわゆる幕別北コミセンとしても兼ねて利用するものでございますが、そこに設置します椅子240脚、さらに台車、移送収納する台車8台を購入するものでございます。

16目諸費、707万2,000円の追加でございます。次のページになりますが負担金補助及び交付金として追加しますのは、中央バス路線の維持費の補助金、これは補助金の確定に伴います追加補正でございます。さらには十勝中央合併協議会負担金、440万3,000円の追加でございます。今現在では、1月から合併協議会を正式に立ち上げたいというふうに考えてございますが、今回の負担額につきましては、更別村が366万8,000円、忠類村につきましては363万2,000円と、負担金の額に差が生じてございますが、今まで広報によって協議会だよりを発行してございましたけれども、今後は合併協議会の中で広報を作成し、これを世帯割によって配分することから、3町村の負担額に差異が生じているものでございます。さらに合併協議会の総体予算額としては、1,500万4,000円を予定しております。主に事務局費、あるいは事業費、特に事務局費といたしましては、職員の時間外、研修、あるいは事務経費、事業費といたしましては、協議会にかかわります報酬、あるいは事務事業の委託経費、これらを計画しているものでございます。

5項統計調査費、1目統計調査費、2万5,000円の追加でございます。工業統計の確定に伴います報酬事業費の追加補正でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、463万4,000円の追加でございます。国保会計への繰出金でございます。

2目福祉医療費、1,480万円の追加でございます。役務費、扶助費等の重度心身障害者の医療費扶助にかかわります手数料、あるいは医療費扶助でございまして、件数の増、あるいは対象者の増、特に1件当たりの医療費の高額化が顕著なことから、高額療養費の歳入として1,000万円見込んでございますけれども、これらが原因で追加補正をさせていただくものでございます。

5目老人福祉費、1,013万1,000円の減額補正でございます。償還金利子及び割引料でございますが、まとめ買いして給食サービス費を買われる、食券を買われる高齢者の方がおられますけれども、途中でお亡くなりになられた、あるいは家族と一緒にいられたということで、給食券が不要となった場合の払戻しにかかわります追加補正でございます。

繰出金については、老人保健特別会計、さらには介護保険特別会計に対する繰出金の減でございます。

6目老人医療費、330万円の追加でございます。対象の増が顕著でございまして、15年3月時点で41名の対象者、15年9月現在78名と、倍まではいきませんが倍近い対象者数の増がございまして、件数が伸びたことから役務費、扶助費とも追加をさせていただくものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、799万2,000円の追加でございます。11節、12節については事務費の追加でございまして、扶助費につきましては、児童手当対象者の増、障害児居宅支援費につきましては当初9名、現在14名ということで対象者の増による追加補正でございます。償還金利子及び割引料につきましては、国庫支出金の児童手当に係る精算還付金でございます。

3目常設保育所費、1,053万3,000円の追加でございます。賃金につきましては、乳幼児の受入れ数が増えたことによる臨時保育士の追加、さらには15節工事請負費につきましては、先ほどご議決をいただきました、みどり保育所の合併に伴いまして、屋根、さらには内壁、トイレ等の改修に伴いま

す工事費の追加補正でございます。

4目へき地保育所費、30万円の追加でございます。駒島、糠内、古舞にかかわりますストーブ等の修繕費に追加でございます。

次のページになりますが、4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費、60万円の追加でございます。個別排水処理特別会計への繰出金でございます。

6目水道費、203万4,000円の追加でございます。負担金補助及び交付金、及び投資及び出資金につきましては、十勝中部広域水道企業団への補助あるいは出資でございまして、借替債の発行に伴います利子の軽減等負担等に軽減によるもの、さらには28節繰出金については簡易水道特別会計への繰出金の追加でございます。

2項清掃費、1目清掃総務費、100万円の追加でございます。公共施設で排出されますごみの処理手数料の追加補正でございます。

次のページになりますが、6款農林業費、1項農業費、6目畜産基盤再編総合整備事業費、2,552万4,000円の減額補正でございますが、事業の繰り延べによりまして、今年度予定しておりました事業を平成16年度に実施することから減額補正をさせていただくものでございます。

8目農地費、300万円の追加でございますが、明渠等の床ざらいにかかわります追加補正でございます。

2項林業費、1目林業総務費、515万4,000円の追加でございます。負担金補助及び交付金でございますが、公費造林推進事業補助金につきましては、災害の跡地の植林等にかかわります事業量の増に伴う追加補正でございます。森林整備地域活動支援交付金でございますけれども、この事業につきましては、平成14年度より新たに制定された事業でございまして、いわゆる林業の低迷による林業生産活動、森林の多目的機能を支援していくということから、平成13年度に施行されました森林林業基本法に基づきまして、計画的な森林林業に適切に行われる活動に対し、支援措置がされるということでございます。いわゆる1ヘクタール当たり1万円の交付金を交付するものでございます。今年度から町では実施するものでございまして、5団地379.4ヘクタール、財源内訳としては町が4分の1、道が4分の1、国が4分の2の負担割合となっているものでございます。

続きまして7款商工費、1項商工費、4目観光費、100万円の追加でございます。観光協会への補助金でございますが、冬まつりにかかわります補助でございまして、今までは糠内地区でミニスキージャンプ大会を中心に冬まつりを実施いたしておりましたけれども、糠内地域におきまして実行委員会が開設されたということから、平成14年度より本町の観光協会が主催となって糠内地区で14年度については開催をしてきたものでございます。本年度も観光協会を中心に、幕別の運動公園内に場所を変えて冬のイベントとして開催をするということが計画をされておりますことから、観光協会に対して冬まつりの事業費として100万円を補助するものでございます。

次のページになりますが、8款土木費、3項都市計画費、1目都市計画総務費、76万9,000円の減額補正でございます。公共下水道特別会計への繰出金の減でございます。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、702万4,000円の減額補正でございます。東十勝消防事務組合共通経費あるいは、幕別署費分ではありますが、主に人件費の減額補正によるものでございます。

次のページになりますが、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、91万6,000円の追加補正でございます。旅費と奨学資金の交付金でございますが、当初奨学資金につきましては、対象者数を15名として見込んでおりましたけれども、25名の申請がございまして、25名の方に交付をすることから追加補正をさせていただくものでございます。

3目教育財産費、480万円の追加でございます。小中学校あるいは教員住宅にかかわります修繕、あるいは諸整備にかかわります工事費の追加補正でございます。

6目学校給食センター管理費、88万5,000円の追加でございます。配送車あるいは洗浄器等の修繕にかかわります追加補正でございます。備品購入といたしましては、排水施設に係りますブローアの

更新にかかわる備品購入でございます。

2項小学校費、2目教育振興費、159万円の追加でございます。扶助費でございますけれども、認定児童数の増によるものでございまして、当初200名を該当として見込んでございましたが、239名の認定者数ということから増額補正をするものでございます。

4項幼稚園費、2目教育振興費、90万7,000円の追加でございます。就園奨励費、いわゆる園児数の増にかかわるもの、あるいは所得階層の区分の変更によります増額補正でございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、35万円の追加でございますが、旅費でございます。中学校の海外研修の引率旅費1名分を追加補正させていただくものでございます。

2目公民館費、23万2,000円の追加でございますが、電気料の不足分に対する増額補正でございます。

3目保健体育費、406万7,000円の追加でございます。報償費は当初300万円を予定しておりましたけれども、夏から秋にかけての全道・全国大会の参加で既に当初予算については使用いたしておりますので、今後、冬期にかかわります全道・全国大会参加奨励費として290万円を追加させていただくものでございます。需用費は修繕料でございますが、散水車等の修繕にかかわります修繕料の補正でございます。使用料及び賃借料でありますけれども、緑館のプール使用料につきましては、一人当たり100円の使用料を町が助成をいたしております。当初4,900人を予定してございましたけれども、10月末現在で950人の増加がありましたことから、950人分9万5,000円を追加するものでございます。

4目青少年対策費、52万4,000円の追加でございます。白人小学校にかかわります、あすなろ学童保育所に関しまして学童保育所の児童数が当初予定した児童数よりも20名ほど多かったということで、指導員を2名から3名体制に切り換えたことによります増額補正でございます。

8目スポーツセンター管理費、143万9,000円の追加でございます。ボイラー、運動機器等の修繕にかかわります修繕料の追加補正でございます。

次のページになりますが、12款職員費、1項職員給与費、1目職員給与費、2,408万4,000円の減額補正でございます。11月の臨時議会の中でご提案させていただき、可決をいただいた職員の人事院勧告に基づく給与の削減に伴いまして減額補正をするものでございます。なお、給料が80万円の増となってございますが、一般職給料につきましては当初207人分を予定しておりましたが、人事異動等によりまして、1名当初予算よりも増えたことによりまして実質80万の増となっておりますが、給与の削減率からいいますと、318万7,000円の減額ということになってございます。増えた分については異動によって増えたということでございます。職員手当等でございますが、特に今回の勧告によりまして、細節14期末勤勉手当2,932万7,000円、大きな減額となるものでございます。

続きまして次のページ、共済費でございますが、189万7,000円、細節5番の一般職の市町村共済組合負担金、このことにつきましては、今まで毎月の給料から共済の負担をしておりましたけれども、一部負担は下がったわけでありましてけれども、手当等に対する共済金の率が跳ね上がったことから、実質的には率の改定は伴わないのですが、負担の増ということになってございます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

5ページにお戻りいただきたいと思っております。

歳入でございます。

1款町税、2項固定資産税、1目固定資産税、852万3,000円の追加でございます。

次のページになりますが、9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、1,663万6,000円の追加補正でございます。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金、253万円の追加でございます。主に児童手当にかかわります増額補正でございます。

2項国庫補助金、1目民生費補助金、207万4,000円の追加でございます。障害児の居宅支援費にかかわります国庫補助金であります。

次のページになりますが、14 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費負担金、29 万 4,000 円の追加でございます。児童手当にかかわります道の負担分でございます。

2 項道補助金、2 目民生費補助金、532 万円の追加でございます。主に重度心身障害、老人医療費の道補助分でございます。

4 目の農林業費補助金、101 万 1,000 円の減額でございますが、畜産業費の補助金でございまして、食料・環境基盤緊急確立対策事業補助金の減額補正が主なものでございます。林業費補助金につきましては、森林整備にかかわります国と道含めた4分の3の補助金でございます。

3 項道委託金、1 目総務費委託金、2 万 5,000 円の追加でございます。統計調査にかかわる増額補正でございます。

次のページになりますが、19 款諸収入、1 項受託事業収入、2 目農林業費受託事業収入、1,871 万 8,000 円の追加でございますが、歳出でご説明しましたように、事業が16年度に繰り延されたことによる減額補正でございます。

5 項雑入、4 目雑入、1,037 万 4,000 円の追加でございますが、主に重度心身障害者医療の高額療養費の戻し入れにかかわるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

[一括議題]

○議長（本保証喜） 日程第7、議案第81号、平成15年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算、日程第8、議案第82号、平成15年度幕別町老人保健特別会計補正予算、日程第9、議案第83号、平成15年度幕別町介護保険特別会計補正予算、日程第10、議案第84号、平成15年度幕別町簡易水道特別会計補正予算、日程第11、議案第85号、平成15年度幕別町公共下水道特別会計補正予算、日程第12、議案第86号、平成15年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算、日程第13、議案第87号、平成15年度幕別町水道事業会計補正予算の7議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第81号、平成15年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,524万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億9,720万3,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページにございます第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

最初に歳出からご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、323 万 4,000 円の追加でございます。人件費でございますが、当初本目につきましては5名の職員で予算計上させていただいておりますけれども、実質1名増6名の予算計上となりましたことから、人件費の削減はされておりますけれども、異動に

よりまして給与、職員手当等増額になるものでございます。

続きまして9ページになります。

2款保険給付費、2項高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費、1,800万円の追加でございます。大幅に高額療養費が伸びてございますけれども、1件当たりの医療費が高額になっているということでございまして、どういう詳細な事情かについてはなかなか高額療養費の場合掴みにくいという現状でございます。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金でございます。210万円の追加でございます。当初1,500万、1件当たり30万でございますので、出産予定者50名ということでみておりましたけれども、7名分を追加補正させていただくものでございます。

次のページになりますが、3款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金、159万2,000円の追加でございます。

さらには2目老人保健事務費拠出金、1万7,000円の追加でございます。これらにつきましては、15年度における老人保健拠出金の額の確定に伴います追加補正でございます。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、30万円の追加でございます。資格が喪失しているのに届出が遅れたことによりまして保険税を支払った場合に還付するものでございます。

4ページにお戻りいただきたいと思えます。

歳入でございますが、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、388万9,000円の減額補正でございます。

3款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金、2,449万8,000円の追加でございます。退職者の高額医療あるいは老人保健の拠出分でございます。

次のページになりますが、7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、463万4,000円の追加でございます。職員給与、出産一時にかかわります一般会計からの繰り出しでございます。

続きまして17ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第82号、平成15年度幕別町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ138万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億7,937万6,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、18ページ、19ページにございます第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思えます。

22ページをお開きいただきたいと思えます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、138万8,000円の減額補正でございます。給与改定に伴います一般職職員の給与、職員手当については一部職員の異動に伴いまして、扶養手当・住居手当等増額補正になっておりますことから、一部増額をさせていただきますけれども、共済費等減額補正をするものでございまして、人件費にかかわるものでございます。

20ページに戻っていただきたいと思えます。

歳入でございますが、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、535万6,000円の減額補正でございます。

次のページになりますが、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、396万8,000円の追加補正でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

29ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第83号、平成15年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ448万9,000円を減額

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 7,209 万 3,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、30 ページ、31 ページにございます第 1 表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

34 ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございますが、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、510 万 7,000 円の減額補正でございます。給与改定に伴います給与、以下、負担金補助及び交付金まで減額補正でございます。

3 項介護認定審査会費、1 目東十勝介護認定審査会費、2 万 6,000 円の追加でございます。職員の給与、共済費、一部時間外の増額補正でございますが、給与改定に伴う補正でございます。

次のページになりますが、36 ページ、2 目認定調査等費、59 万 2,000 円の追加でございます。需用費につきましては、啓発用パンフレットの購入代、さらには役務費が主治医の意見書作成手数料、件数の増に伴います増額補正でございます。

次に歳入でございますが、32 ページをお開きいただきたいと思います。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、3 万 8,000 円の追加でございます。

2 項国庫補助金、2 目事務費交付金、29 万 6,000 円の追加補正でございます。

次のページになりますが、8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、482 万 3,000 円の減額補正でございます。

以上で、介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

42 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 84 号、平成 15 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 787 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 3,008 万 2,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、43 ページ、44 ページにございます第 1 表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

次に地方債の補正でございますが、45 ページをお開きいただきたいと思います。

軍豊道営畑総事業の限度額の変更でございますが、580 万円の増額となるものでございます。事業費の増に伴います増額変更でございます。新和の浄水場の整備に係ります事業でございます。

次に、48 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費、787 万 3,000 円の追加でございます。給与から共済につきましては職員の異動に伴います増額補正でございます。薬品費については不足分を追加補正させていただくものでございます。

次のページになりますが、負担金補助及び交付金、586 万円の追加でございますが、軍豊道営畑総事業の負担金の増額補正でございますが、新和浄水場の整備にかかわります追加でございます。

続きまして、歳入でございますが、46 ページをお開きいただきたいと思います。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、207 万 3,000 円の追加補正でございます。

次のページになりますが、6 款町債、1 項町債、1 目水道事業債、580 万円の追加でございます。

以上で、簡易水道特別会計の説明を終わらせていただきます。

55 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 85 号、平成 15 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 76 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 6,101 万 7,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、56 ページ、57 ページにございます第 1 表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

最初に歳出からご説明申し上げます。

59 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、80 万 1,000 円の追加でございます。給料から職員手当、共済費については今回の給与改定に伴うものが主でございますが、一部時間外勤務手当 70 万 4,000 円ほど追加補正をさせていただくものでございます。

次のページになりますが、2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費、608 万 8,000 円の減額補正でございます。本目につきましては給与改定による減と、当初職員数 4 名で積算をしておりましたが、3 名と、1 名減ということから大きく減額補正をするものでございます。

続きまして 2 款下水道管理費、1 目浄化センター管理費、427 万 3,000 円の追加でございます。汚泥運搬手数料、ごみ処理料等の増に伴います追加補正でございます。

2 目の札内中継ポンプ場管理費、24 万 5,000 円の追加をさせていただくのも処理料の増に伴うものでございます。

歳入でございますが、58 ページをお開きいただきたいと思います。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 76 万 9,000 円の減額補正でございます。

以上で、公共下水道特別会計の説明を終わらせていただきます。

67 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 86 号、平成 15 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 250 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9,510 万 4,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、68 ページ、69 ページにございます第 1 表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

地方債の補正でございますが、70 ページをお開きいただきたいと思います。

個別排水処理整備事業、変更させていただきますのは 190 万円の増額変更でございます。事業量の増に伴います増額変更でございます。

73 ページをお開きいただきたいと思います。2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理施設費、250 万円の追加でございます。排水処理施設整備工事として今回新たに新築住宅 1 戸分を追加させていただくものでございますが、当初、個人で設置をした方でございますけれども、9 月の地震災害の折に、個人で設置した施設が破壊されたこと、さらには住宅の一部も破損があったということで、急遽新築をするということから 1 戸分の追加補正をさせていただくものでございます。

次に、歳入でございますが、71 ページをお開きいただきたいと思います。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、60 万円の追加でございます。

次のページになりますが、6 款町債、1 項町債、1 目排水処理施設整備事業債 190 万円の追加でございます。

以上で、個別排水処理特別会計の説明を終わらせていただきます。

74 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 87 号、平成 15 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 3 号）について説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、3 条予算に定めました収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入既決予定額、第 1 款水道事業収益、既決予定額 4 億 9,627 万 4,000 円に 147 万円を追加し、4 億 9,774 万 4,000 円と定めるものでございます。

支出でございますが、第 1 款水道事業費用、既決予定額、5 億 6,465 万 9,000 円に 339 万 3,000 円を追加し、5 億 6,805 万 2,000 円と定めるものでございます。

第 3 条については、職員給与費を 4,849 万 4,000 円から 4,529 万 4,000 円に改めるものでございます。

予算第8条中、629万8,000円を、776万8,000円に改めることにつきましては、棚卸資産の限度額を増額するものでございます。

歳出でございますが、76ページをお開きいただきたいと思います。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、73万5,000円の追加でございます。給料、手当、法定福利費につきましては給与改定等に伴うものでございます。修繕費につきましては、浄水場にありますポンプ3台のうちの1台について修繕を要することから補正をさせていただくものでございます。

次のページになりますが、2目の配水及び給水費509万4,000円の追加でございます。給料以下、法定福利費については人件費の改定に伴うものでございます。修繕費につきましては、配水管の漏水修理でございまして、箇所数の増に伴います追加補正でございます。材料費につきましては、新設用量水器でございまして、件数の増によるものでございます。

5目の総係費でございますが、243万6,000円の減額補正でございます。人件費にかかわる減額補正が主なものでございます。

歳入でございますが、75ページをお開きいただきたいと思います。

1款水道事業収益、1項営業収益、3目その他営業収益、147万円の追加でございます。量水器の売却収益でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、7議案について、一括質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第81号、平成15年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第82号、平成15年度幕別町老人保健特別会計補正予算は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第83号、平成15年度幕別町介護保険特別会計補正予算は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第84号、平成15年度幕別町簡易水道特別会計補正予算は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 85 号、平成 15 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 86 号、平成 15 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 87 号、平成 15 年度幕別町水道事業会計補正予算は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 14、諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。説明を求めます。

岡田町長。

○町長(岡田和夫) 諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 9 ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、市町村の議会の意見を聞いて候補者を推薦することとなっております。

現人権擁護委員であります田中榮治さんにつきましては、平成 16 年 3 月 31 日をもって任期満了となりご勇退をされますことから、その後任として、札内あかしや町にお住まいの桑谷昌芳さんを推薦いたしたく意見を求めるものであります。

なお、同氏の経歴等につきましては、議案説明資料の 4 ページに載せてありますのでご参照いただき、推薦につき同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(本保証喜) 本件は諮問案件でありますので、質疑討論を省略し直ちに採決いたします。

諮問第 3 号は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

[陳情の付託]

○議長(本保証喜) 日程第 15、陳情第 6 号、自衛隊のイラク派遣に慎重対応を求める意見書に提出を求める陳情は、総務文教常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長(本保証喜) お諮りいたします。

議事の都合により、明 10 日から 15 日までの 6 日間は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、12月10日から12月15日までの6日間は休会とすることに決定いたしました。

[散会]

○議長(本保証喜) 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は12月16日午後2時からであります。

(16:21 散会)

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成15年第4回幕別町議会定例会
(平成15年12月16日 13時57分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
2番 中橋友子 3番 野原恵子 4番 牧野茂敏
- 日程第2 議案第75号 幕別町生活安全条例（民生常任委員会報告）
- 日程第3 議案第79号 十勝中央合併協議会の設置について（市町村合併調査特別委員会報告）
- 日程第4 請願第1号 イラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書の提出を求める請願
- 日程第5 陳情第5号 イラクへの自衛隊派遣中止を求める意見書の提出を求める陳情
- 日程第6 陳情第6号 自衛隊のイラク派遣に慎重対応を求める意見書の提出を求める陳情
(以上総務文教常任委員会報告)
- 日程第7 陳情第4号 季節労働者冬期援護制度に関する陳情（産業建設常任委員会報告）
- 日程第7の2 発議第14号 自衛隊のイラク派遣に慎重対応を求める意見書
- 日程第7の3 発議第15号 季節労働者冬期援護制度に関する要望意見書
- 日程第8 認定第1号 平成14年度幕別町一般会計決算認定について
- 日程第9 認定第2号 平成14年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第10 認定第3号 平成14年度幕別町老人保健特別会計決算認定について
- 日程第11 認定第4号 平成14年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第12 認定第5号 平成14年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
- 日程第13 認定第6号 平成14年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
- 日程第14 認定第7号 平成14年度幕別町公共用地取得特別会計決算認定について
- 日程第15 認定第8号 平成14年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
- 日程第16 認定第9号 平成14年度幕別町水道事業会計決算認定について
(以上決算審査特別委員会報告)
- 日程第17 議員派遣報告
- 日程第18 常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第19 閉会中の継続調査の申出（総務文教常任委員会、民生常任委員会）

会 議 録

平成15年第4回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成15年12月16日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 12月16日 13時57分宣告
4. 出席議員 全議員
5. 出席議員 (22名)
議長 本保証喜
副議長 瀬瀬太郎
1 豊島善江 2 中橋友子 3 野原恵子 4 牧野茂敏 5 前川敏春
6 助川順一 7 堀川貴庸 8 乾 邦広 9 小田良一 10 前川雅志
11 杉山晴夫 12 佐々木芳男 13 古川 稔 14 坂本 偉 15 芳滝 仁
16 中野敏勝 17 永井繁樹 18 伊東昭雄 19 千葉幹雄 20 大野和政
6. 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 収 入 役 小野成義
代表監査 吉川 宏 教 育 長 沢田治夫 農業委員会会長 上田健治
総務部長 新屋敷清志 企画室長 金子隆司 民生部長 石原尉敬
経済部長 中村忠行 建設部長 三井 巖 教育部長 藤内和三
札内支所長 瀬瀬良征 総務課長 菅 好弘 企画参事 羽磨知成
企画参事 飯田晴義 町民課長 熊谷直則 税務課長 久保雅昭
保健福祉センター所長 佐藤昌親
農林課長 増子一馬 商工観光課長 本保 武 土木課長 田中光夫
土地改良課長 土井昌一 施設課長 小野典昭 水道課長 前川満博
糠内出張所長 横山義嗣 会計課長 堂前芳昭
車両センター所長 橋本孝男 経済部参事 古川耕一 学校教育課長 飛田 栄
図書館館長 平野利夫 監査事務局長 森 広幸
7. 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
8. 議会提出議案
請願第1号 イラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書の提出を求める請願
陳情第5号 イラクへの自衛隊派遣中止を求める意見書の提出を求める陳情
陳情第6号 自衛隊のイラク派遣に慎重対応を求める意見書の提出を求める陳情
(以上総務文教常任委員会報告)
陳情第4号 季節労働者冬期援護制度に関する陳情 (産業建設常任委員会報告)
発議第14号 自衛隊のイラク派遣に慎重対応を求める意見書
発議第15号 季節労働者冬期援護制度に関する要望意見書
議員派遣報告
常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
閉会中の継続調査の申出 (総務文教常任委員会、民生常任委員会)
9. 町提出議案
議案第75号 幕別町生活安全条例 (民生常任委員会報告)
議案第79号 十勝中央合併協議会の設置について (市町村合併調査特別委員会報告)

認定第1号	平成14年度幕別町一般会計決算認定について
認定第2号	平成14年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
認定第3号	平成14年度幕別町老人保健特別会計決算認定について
認定第4号	平成14年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
認定第5号	平成14年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
認定第6号	平成14年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
認定第7号	平成14年度幕別町公共用地取得特別会計決算認定について
認定第8号	平成14年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
認定第9号	平成14年度幕別町水道事業会計決算認定について

(以上決算審査特別委員会報告)

10. 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

11. 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

2番 中橋友子 3番 野原恵子 4番 牧野茂敏

議 事 の 経 過

(平成15年12月16日 13:57 開会・開議)

[開議宣告]

○議長（本保証喜） これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番中橋議員、3番野原議員、4番牧野議員を指名いたします。

[委員会報告]

○議長（本保証喜） 日程第2、議案第75号、幕別町生活安全条例を議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

委員長永井繁樹議員。

○17番（永井繁樹） 平成15年12月16日、幕別町議会議長本保証喜様、民生常任委員長永井繁樹。

民生常任委員会報告。

平成15年12月5日本委員会に付託された事件、議案第75号を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

委員会開催日、平成15年12月10日、1日間。

審査事件、議案第75号幕別町生活安全条例。

審査の経過。

審査に際しては、担当部局より条例制定の理由及び各条項の内容説明を受け審査がなされた。

この条例は、町民の生活環境の整備を行うことにより、犯罪や交通事故などを未然に防止し、町民の自主的な安全活動の推進と安全で住みよい町づくりの実現を図るためのものであり、全会一致で結論をみた。

審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決した。以上であります。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第75号、幕別町生活安全条例は、委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（本保証喜） 日程第3、議案第79号、十勝中央合併協議会の設置についてを議題といたします。

市町村合併調査特別委員長の報告を求めます。

委員長、額額太郎議員。

○市町村合併調査特別委員長（額額太郎） 朗読をもって報告させていただきます。

平成15年12月16日、幕別町議会議長本保証喜様、市町村合併調査特別委員長額額太郎。
市町村合併調査特別委員会報告書。

平成15年12月5日本委員会に付託された事件、議案第79号を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記、1、委員会開催日、平成15年12月5日、1日間。

2、審査事件、議案第79号、十勝中央合併協議会の設置について。

3、審査の結果、原案を「可」とするものと決した。以上。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので市町村合併調査特別委員長の報告に対する質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、市町村合併調査特別委員長の報告に対する質疑を省略することに決定いたしました。

[討論]

○議長（本保証喜） 次に、討論を行います。

最初に、委員長報告に反対者の発言を許します。

野原恵子議員。

○3番（野原恵子） 日本共産党町議団を代表し、十勝中央合併協議会の設置に対する反対討論を行います。

市町村合併に関する説明会等では、今まで2,085名、住民の8%が参加しておりますが、約1年半かかっております。任意協議会が8月21日に設置されてから239名、住民の0.09%です。任意協議会だよりは5回発行されておりますが、専門用語も多く、住民の目線でわかりやすく情報を提供する姿勢が不足しております。

政府は三位一体改革として、福祉や教育の国庫負担金、補助金を縮小・廃止し、わずかな税源を委譲するかわりに、市町村の固有財産である交付税を大幅にカットしようとしています。合併してもしなくても厳しい財政が予想され、財政状況は不透明です。

町長は任意協議会で合併論議を深め、合併するかしないかを決めていくと答えておりますが、検討項目の多くは法定協議会に委ねられてしまいました。もっと時間をかけ、住民に必要な項目の説明を行うべきではないでしょうか。国のマニュアル通りに急ぐことは、合併を強制するなという全国町村長会の決議にも反します。

まちづくりは住民の協力があってこそ住民本意に作っていくことができます。合併問題は将来どのような幕別町を作っていくかが問われる大きな課題です。そのためにも住民投票を視野に入れた、住民が自主的に判断する場が必要です。現時点での法定協議会の設置には無理があります。したがって、十勝中央合併協議会の設置には反対といたします。以上です。

○議長（本保証喜） 次に、委員長報告に賛成者の発言者を許します。

永井繁樹議員。

○17番（永井繁樹） 私は、議案第79号、十勝中央合併協議会の設置について、いくつかの意見を申し上げ、賛成の立場から討論をいたします。

最初に、幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会の経過であります。先の町長の行政報告にもありましたように、8月21日第1回協議会が開催され、以後、11月27日までに延べ5回にわたり基本的事項の方向性、合併の意義、新町の将来像など、住民の皆さん方の判断材料となる項目を中心に協議が行われました。

この間、任意合併協議会だよりの発行、ダイジェスト版の全戸配布、住民説明会、出前講座、公共的

団体との意見交換などを通して、住民の皆さんの意向把握に努めてきました。

また、2月には市町村合併町民検討会議を設置し、6月には中間報告を提出しております。

なお、これらについては、9回開催された市町村合併調査特別委員会の中でも、丁寧な説明を受けてきたところであり、任意合併協議会の最終的な検討報告書も提出されております。

このような経過を経て、11月27日第5回任意協議会におきまして、任意協議会における協議結果や住民の意向、さらには日頃から行政に寄せられる住民意見を総合的に勘案し、今後は法定協議会に議論の場を移すべきとの確認がされ、これを受けて、3町村においてはそれぞれ12月定例議会に法定協議会設置の議案と関連する予算を提案することで合意が整い、本町においても今議会に議案として提出されているところであります。

本議案は、幕別町、更別村及び忠類村による新町の建設に関して、法律に基づき議会の議決を経て設置し、建設計画や協定項目を協議するための法定合併協議会設置であります。それぞれの自治体、それぞれの住民が理解と納得をした上で、合併を進めなければならないことは言うまでもありません。

私は、十勝中央合併協議会の設置に対しまして、賛成ではあります。合併そのものの賛否については今後の協議の結果を待ちたいと思っております。

合併協議については、情報公開、情報提供の徹底、住民の目線を持ったまちづくり、効率的な行政の推進など、実り多い協議会となるよう願っております。

そこで、十勝中央合併協議会の設置に対しまして、次の観点から意見を申し上げます。

まず、現在の国が推進している市町村合併の意図であります。

これは、端的に言って、国は地方交付税を今までのように交付できるだけの財政的な余裕がなくなったため、基礎自治体をできるだけ小さくして、交付金を削減しようとするものだというのであります。年金問題をはじめとし、ここまでに国家的財政破綻寸前になってしまった状態を考えれば、そうした方向性も仕方ないという考えもできます。しかし、なぜそうなってしまったかということも考えなければなりません。

また、合併によることによる、それぞれの自治体ごとのメリット、デメリットもよりしっかり検証する必要がありますし、各地域の歴史、文化の継承なども考える必要があります。合併協議会では、この点を十分協議する必要性を訴えます。3町村が対等の対場で、それぞれの持っている地域特性を活かし、新町の均衡ある発展を目指すために、理想論ばかりでなく、本当にできるのか、それを考えなければなりません。

次に、行財政運営の見直しについてであります。

合併の大きな意義や目的の一つに、行財政運営の見直しが挙げられておりますが、スケールメリットによる行政コストの縮減、効率的な地域経営を目指した行財政改革を推進し、3町村が対等の立場で、新町の均衡ある発展を目指す考えに基づいた自助努力をするための議論も必要であると私は考えます。

また、合併すると同時に、新町の職員数は400名余りとなります。このことは、大幅なコスト増にもつながっていきます。コスト面、人件費、福利厚生費などについては、民間とのバランスも考えた対応が必要であり、特に給与体系については、実態にばらつきがあるため、慎重な検討が必要であると考えます。この際、改善すべきものは思い切って改革するという姿勢が大切だと思います。

私たち議員の待遇も同様に、合併を期に住民の目線に立って、住民の皆さんが納得していただける待遇の見直しもすべきと考えます。

次に、住民に対する理解活動の推進であります。冒頭、経過の中でも申し上げましたが、本町では市町村合併町民検討会議の設置及び中間報告書の提出や、任意合併協議会だよりの発行、ダイジェスト版の全戸配布、住民説明会、出前講座、公共的団体との意見交換などを通して、住民の皆さんの声を把握しようとする姿勢は大変評価するものであります。今後、協議会で審議される新町建設計画や、合併に関する細かな協議事項まで、随時住民の皆さんへ情報提供すべきものと考えます。

また、重要事項については、必要に応じて適切な方法で住民の皆さんの声をしっかり受け止めていただきたいと思います。

そして最後に、協議会委員の選出のあり方についてであります。特に、協議会規約第8条中の関係町村の長が推薦する学識経験を有するものの各6名についてであります。これまで述べた観点や様々なテーマに対して、合併協議会で真摯な議論をしていただくためには、幅広い分野からの委員選出が必要だと考えます。これら設置される十勝中央合併協議会の委員は、これからの新町建設を左右する重責を担うこととなります。

また、公明正大な判断を下すためには、知識や経験もさることながら人間性や先見性も問われます。形だけの委員選任ではいけません。こうしたことから委員選任は片寄ることなく、各層各分野から選出されることを強く願うものであります。

以上の意見をして、議案第79号十勝中央合併協議会設置に対する私の賛成討論といたします。

○議長（本保証喜） ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[採決]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議案第79号、十勝中央合併協議会の設置については、委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） はい結構です。

起立多数であります。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

[委員会報告・一括議題]

○議長（本保証喜） 日程第4、請願第1号、イラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書の提出を求める請願、日程第5、陳情第5号、イラクへの自衛隊派遣中止を求める意見書の提出を求める陳情、日程第6、陳情第6号、自衛隊のイラク派遣に慎重対応を求める意見書の提出を求める陳情の3議件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長、古川稔議員。

○13番（古川 稔） 朗読をもって報告させていただきます。

平成15年12月16日、幕別町議会議長本保証喜様、総務文教常任委員長古川稔。

総務文教常任委員会報告書。

平成15年12月5日日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記、1、委員会開催日、平成15年12月11日、15日、2日間。

2、審査事件、請願第1号、イラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書の提出を求める請願。

3、陳情の趣旨。

小泉内閣は、イラク復興支援特別措置法に基づき、年内にもイラクへの自衛隊の派遣を実施しようとしており、派遣される部隊の中心は北海道の陸上自衛隊が予定されていると伝えられています。

イラクは戦闘状況が全土に拡がっており、特に派遣予定先のイラク南部では占領軍へのテロ攻撃が続き、死傷者は多数にのぼっています。現状で派遣することはイラク復興支援特別措置法の建前にも反することにもなります。

既に派遣されている外国の軍隊や、国連の職員も撤退を開始している現状であり、今、日本に求められているのはイラクへの自衛隊派遣ではなく、国連を中心としたイラク復興への協力です。

よって、自衛隊のイラク派遣中止と、国連を中心とした復興支援を行うよう意見書を関係機関に提出していただきたい。

4、審査の経過。

審査に当っては、請願の趣旨について紹介議員より説明を受け慎重に審査がなされた。

請願事項について賛否両論があり、採決により決した。

5、審査の結果。

「不採択」すべきものと決した。

平成 15 年 12 月 16 日、幕別町議会議長本保証喜様、総務文教常任委員長古川稔。

総務文教常任委員会報告書。

平成 15 年 12 月 5 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告いたします。

記、1、委員会開催日、平成 15 年 12 月 11 日、15 日、2 日間。

2、審査事件、陳情第 5 号、イラクへの自衛隊派遣中止を求める意見書の提出を求める陳情。

3、陳情の趣旨。

政府は、イラク復興支援特別措置法に基づき、年内にもイラクへの自衛隊の派遣を実施しようとしており、派遣される部隊の中心は北海道の陸上自衛隊になることも決定しています。

今、イラクは全土が戦闘地帯となっている現状であり、米英軍のみならず国連機関や赤十字国際委員会までが攻撃の対象とされるに至っており、自衛隊が派遣される地域においても、いつ戦闘が勃発するか分からない状態が続いています。

このような状況の中で自衛隊が派遣されれば、米英軍による戦闘、占領行為を支援するものとして一体化され、攻撃の対象となる可能性は明らかです。

よって、政府においては現在進められている自衛隊の派遣計画を中止し、あくまでも国連や中立機関を中心とした、武力によらない人道的見地からのイラク復興支援に積極的な役割を果たすよう、関係機関に意見書を提出いただきたい。

4、審査の結果。

請願第 1 号と同趣旨のものであり、これと同一の議決をしたものとし、「不採択」とみなすことに決した。

平成 15 年 12 月 16 日、幕別町議会議長本保証喜様、総務文教常任委員長古川稔。

総務文教常任委員会報告書。

平成 15 年 12 月 9 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告いたします。

記、1、委員会開催日、平成 15 年 12 月 11 日、15 日、2 日間。

2、審査事件、陳情第 6 号、自衛隊のイラク派遣に慎重対応を求める意見書の提出を求める陳情。

3、陳情の趣旨。

政府は、イラク南部の治安調査などを行った専門調査団の報告を踏まえ、イラク復興支援特別措置法に基づく自衛隊派遣の基本計画を閣議決定し、その基本計画に従い、防衛庁長官は実施要項を定め、内閣総理大臣の承認を得て自衛隊に派遣命令を出すことになる。

イラク復興支援特別措置法は、国連安保理決議を踏まえ、イラク復興の国際社会の取り組みに我が国が主体的、積極的に寄与することを目的に制定されたものであるが、最近のイラク情勢は一段と悪化の度を加えている。

米英軍に対する攻撃に加え、バクダットの国連事務所や国際赤十字事務所への自爆テロのほか、ホテルや石油省ビル、民間航空機等へのロケット弾攻撃などが行われ、さらには 11 月 29 日、ティクリートでの北部イラク復興支援会議に向かう途上の日本人外交官 2 人が犠牲となる痛ましい事件が起きるなど、テロの攻撃対象はもはや無差別であり、非軍事的な復興支援であっても常に生命の危険がつきまとう状況にある。

10月16日の国連安保理決議で、国際社会が団結してイラクの復興と安定確保に取り組むことが全会一致で確認されており、我が国がイラク復興に積極的に貢献することは、国際社会の一員としての責務である。しかし、現在のイラク情勢では戦闘行為が終結したとは認められず、円滑な復興支援活動の実施に懸念があるなど、国民の不安は計り知れないものがあることも事実である。

よって、政府においては、自衛隊派遣の意義や基本的考え方について、国民の理解が得られるよう十分に説明するとともに、特措法に規定する非戦闘地域の特定には慎重を期し、復興に携わる人々の安全性を最大限に確保するなど、十分な検討がなされるよう政府関係機関に対し意見書を提出していただきたい。

4、審査の結果。

陳情事項について賛否両論あり、採決により決した。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。以上であります。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので、3議件について一括質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

[討論]

○議長（本保証喜） 次に、討論を行います。

請願第1号、イラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書の提出を求める請願についての討論を行います。

最初に、原案に賛成者の発言を許します。

豊島善江議員。

○1番（豊島善江） 日本共産党幕別町議団を代表し、請願第1号、イラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書の提出を求める請願に対する賛成討論を行います。

小泉内閣は、イラクに自衛隊を派遣する基本計画を閣議決定しました。計画は、人道復興支援と共に安全確保支援として、米英占領軍への支援活動も明記し、自衛隊の無反動砲や対戦車弾などで装備するとしています。イラクでは米軍などへの憎悪が広がり、泥沼の状況になっています。その根本にあるのは、米英の戦争が不当な戦争であり、占領支配に正当性がないことです。

小泉首相がイラク戦争を支持する理由にした大量破壊兵器は、戦争から10カ月近く経った今でも見つかっておらず、米英軍が国連の決定によらない無法な戦争と不法な占領支配を続けていることは明らかです。だからこそ多くのイラク国民が失業など生活の困難や、治安の悪化などで軍事占領支配に対する怒りの声を挙げてきており、占領終結とイラク国民自らの政権を求めているのです。

米軍はさらに広範囲にわたる殺戮を繰り返し、さらに憎悪を呼び起こしており、テロの土壌をますます大きくしています。イラクに自衛隊を派遣すれば自衛隊も占領軍の一部と見なされ、攻撃の対象になることは避けられません。自衛隊が無反動砲や対戦車弾などの重装備をする必要があるのも、攻撃される可能性を否定できないからです。

マイヤーズ米統合参謀本部議長は、連合軍に日本も参加したと表明をし、バウチャー報道官も、連合国の一員と見なしていると報道されていることを見ても、自衛隊が米英軍と一体となるのは明らかです。

イラク特措法は活動を非戦闘地域としています。また、小泉首相は、武力行使はしないとしています。米軍司令官も全土が戦争状態というイラクに自衛隊を派遣し連合軍に合流すれば、武力行使を想定せざるを得ないのです。イラクへの自衛隊派遣は、イラク特措法さえ逸脱するものであり、根本的に憲法と相容れないものです。憲法は武力による威嚇や武力の行使を厳格に禁止しています。日本は無残な戦争を経験したことの反省から戦争を放棄し、憲法の下で国際的な信頼を回復してきました。自衛隊を派遣するということは、この根本を崩してしまうことであり、日本の進路を大きく誤らせるものです。イラク統治評議会の報道官は、イラク国民こそがイラクを統治すべきと考えており、イラク問題はイラ

ク人自身で解決すべきであり、これ以上の外国軍はいらないと表明をしています。米英軍主導の支配を一刻も早く終わらせてこそ、イラク国民の怒りと憎しみを取り除き、イラク国民による政権づくりを進めることができます。

イラク戦争で、米英軍はクラスター爆弾や烈火ウラン弾まで使用し、すでに2万人を超えるイラク国民が犠牲となっており、占領軍兵士も500人以上が命を落としています。これ以上の犠牲者を出してはなりません。様々な世論調査でも自衛隊を派遣すべきではないという声は、派遣すべきという容認を上回っています。今、日本が行うことは、憲法9条を持つ国として、国際社会に働きかけることであり、イラク特措法にも憲法にも反する自衛隊のイラク派遣を中止し、国連を中心とした復興支援を行うべきです。

以上、賛成討論といたします。

○議長（本保証喜） 次に原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

請願第1号、イラクへの自衛隊派遣の中止を求める意見書の提出を求める請願は委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決をいたします。

請願第1号は、採択と決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） はい結構です。

起立少数であります。

したがって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

陳情第5号、イラクへの自衛隊派遣中止を求める意見書の提出を求める陳情は、委員長の報告はみなし不採択であります。

本陳情につきましては、先に議決した請願第1号と同趣旨のものでありますので、これと同一の議決をしたものとし、不採択とみなすことにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、不採択とみなすことに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） はい結構です。

起立多数であります。

したがって、本件は不採択とみなすことに決定いたしました。

次に、討論を行います。

陳情第6号、自衛隊のイラク派遣に慎重対応を求める意見書の提出を求める陳情についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

中橋友子議員。

○2番（中橋友子） 陳情第6号、自衛隊のイラク派遣に慎重対応を求める意見書の提出を求める陳情に対する反対討論を、日本共産党を代表して行わせていただきます。

この陳情の趣旨は、憲法に反する自衛隊のイラク派遣について、慎重な対応を行った上で、結果として実施を容認するというものであり、認められるものではありません。

陳情書は、派遣の容認の理由について、一つ、国連安保理決議を踏まえて制定されたイラク復興支援

特別措置法に基づき、イラク復興の国際社会の取り組みに我が国が主体的、積極的にかかわるべきであるとされたこと。

二つ目としては、国際社会が団結をして、イラク復興支援に貢献することを決めた国連安保理決議にもとるものなどとしています。しかし、まず1点目のイラク特別措置法であります。これはもともと国連憲章に反して行ったアメリカの無法なイラク攻撃と、軍事占領の事実を歪めて正当化し、現に戦闘が全土に広がっていると言われているイラクに、戦後初めて日本が地上部隊を派遣する憲法違反の海外派遣法とも言えるものです。

このアメリカのイラク攻撃については、先ほども討論の中にありましたが、国連のアナン事務総長は9月の総会で国連憲章のルールの本格的挑戦と厳しく批判しています。基本計画ではこのルールを破った連合軍への支援を安全確保支援として行うことになり認められません。

二つ目の国連安保理決議が全会一致で決めたとしたイラク復興のために、国際社会が団結をし貢献をするとしたことは、これは当然のことです。そして、これを真に実行するとするならば、自衛隊の派遣ではなく、国連を通じて国際ルールに基づき、人道支援を行うことこそが最もその理念に叶った行為であります。

国連加盟国は現在191カ国と定められています。そのうちの130カ国以上がアメリカのイラク攻撃に反対し、イラク統治評議会の代表も、これ以上の外国軍の派遣はもう望まないと言明しています。国際社会の団結を考えるなら、このことを直視し、自衛隊派遣が逆行になりうる、そういう事態を真に受け止めるべきではないでしょうか。

イラクの国民が望んでいるのは、一つには主権の回復であり、二つ目には70%にも及ぶ失業者の雇用対策であり、次々に亡くなっていく子供達たちや人々の命を助ける医療や教育の普及だと言われています。このことに応えるのは自衛隊の派遣ではありません。NGOや民間がやっているように、国連を通して人道支援を行うことこそ必要です。

また、自衛隊の派遣中止を求める世論は大変大きく、特に北海道では12月6日北海道新聞の調査で、反対を示しているのが69%にのぼっています。この陳情の中にも一部述べられていますが、北部方面隊が全面的に派遣を予定されており、北海道道民の不安は計り知れないことを表しています。自衛隊の派遣が憲法の平和原則に反することはもとより、自衛隊の目的や任務を定めた自衛隊法においても、自衛隊法第3条では、その任務について、あくまでも我が国の防衛を主たる目的とすると定め、第76条においては、防衛出動は外部からの武力攻撃の対処を軸とすると限定しています。

今回の派遣は、このいずれにも反することになります。自衛隊の派遣をいくら慎重に判断しても容認できるものではありません。このことは、イラクの国民の願いにも反することであり、国際的な団結をも崩すことであると考えます。

以上、申し上げて反対討論といたします。

○議長（本保証喜） 次に原案に賛成者の発言を許します。

千葉幹雄議員。

○19番（千葉幹雄） 陳情第6号、自衛隊のイラク派遣に慎重対応を求める意見書の提出を求める陳情に賛成の立場で討論を行います。

政府は12月9日の臨時閣議で、イラク復興支援特別措置法に基づく、自衛隊と文民のイラク派遣に関する基本計画を決定いたしました。

現在、イラクでは38カ国の人びと、軍隊が民主化のため、イラク国民のため支援活動を続けているのであります。人間が人間らしく生きるために、日本だけが国際社会にあって人道的貢献はしない。お金だけ出せば良いということにはなりません。目に見える形での貢献が求められているわけであり、

支援に当たっては国連中心の枠組みとの先ほどのご意見であります。現在、国連の中心組織が撤退している現状下では、国連中心の復興と言っても、それは絵に描いたぼたもちであり、また、イラクの国民には医療、給水、食料などの支援が急がれております。

また、なぜ自衛隊でなければならないかという声も聞きます。完全に戦闘行為が終結したとは言えな

い中、様々な危険が伴う任務に最低限の武器さえ持たない民間人に行ってほしいとは言えません。しかも自衛隊はどなたでも自分たちだけで生活し、活動を展開できる自己完結型の組織であります。その任務は自衛隊にしか務まらない任務だと思えます。だからこそ自衛隊派遣なのであります。

先ほど、憲法違反というお話がありました。憲法9条では、侵略戦争は禁じております。今回のイラク特措法に関することにつきましては、人道支援に行くということでもあります。しかしながら、派遣に対する国民の不安は計り知れません。イラク特措法を遵守し、非戦闘地域の特定、また、派遣時期については一人の犠牲者も出さぬよう慎重が上にも慎重を期し、政府においては国民にその必要性を繰り返し繰り返し説明することを申し添えて、陳情6号に対する賛成討論といたします。

以上であります。

○議長（本保証喜） ほかに討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

陳情第6号、自衛隊のイラク派遣に慎重対応を求める意見書の提出を求める陳情は、委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成に方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） はい結構です。

起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

[委員会報告]

○議長（本保証喜） 日程第7、陳情第4号、季節労働者冬期援護制度に関する陳情を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長、千葉幹雄議員。

○19番（千葉幹雄） 委員長報告を行います。

幕別町議会議長本保証喜様、産業建設常任委員長千葉幹雄。

朗読をもって報告にかえさせていただきます。

産業建設常任委員会報告書。

平成15年12月5日日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記、1 委員会開催日、平成15年12月5日、10日、2日間。

2、審査事件、陳情第4号、季節労働者冬期援護制度に関する陳情。

3、陳情の趣旨。

厚生労働省は、8月末に季節労働者冬期援護制度（通年雇用安定給付金制度）について一方的な見直しをし、来年度予算の概算要求を行いました。

その中には、（1）冬期技能講習の受講給付金について25%切り下げる。（2）65歳以上の労働者を制度の対象としない。（3）冬期技能講習の受講について「通年雇用奨励金・冬期雇用安定奨励金を活用した労働者については以後の冬期技能講習の受講を認めない」などの制限が加えられようとしています。

仕事のない季節労働者の冬の生活を直撃し、今でさえギリギリの生活の支えが削り取られることになり、深刻な状況にある北海道の地域経済にとっても大きな影響を与えることとなります。また、年齢要件の設定は、雇用保険本体では短期特例給付について年齢制限がされていないことと矛盾するものであり、また働かなければ生活できないという最も弱い立場にある高齢者に深刻な打撃を与えるものであり

ます。冬期間の雇用の場が安定的に確保されていない現実がある中で、いったん冬期間の雇用につけば講習受講の権利がなくなるとすれば、季節労働者にとって極めて不利な条件となり、中小業者にとって活用しづらい制度となります。

については、現行制度の内容、給付水準を存続し、総合的な季節労働者対策を拡充するよう意見書を提出していただきたい。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情にかかる現状について慎重に審査がなされた。

季節労働者の雇用と生活安定を促進するため、現行制度の内容、給付水準の存続が必要であるとのことから、全会一致で結論をみた。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決しました。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第4号、季節労働者冬期援護制度に関する陳情は、委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

[追加日程表・付託省略]

○議長（本保証喜） 追加日程表配布のため暫時休憩いたします。

（14：50 休憩）

（14：52 再開）

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、お手元に配布いたしました追加日程のとおり意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、委員会付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

[一括議題、説明・質疑・討論省略]

○議長（本保証喜） 日程第7の2、発議第14号、自衛隊のイラク派遣に慎重対応を求める意見書、日程第7の3、発議第15号、季節労働者冬期援護制度に関する要望意見書の2議件を一括議題といたします。

2意見書については、先に報告のありました各常任委員会報告の陳情の要旨と同じような内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、提案者の説明・質疑・討論を省略しただちに、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第14号、自衛隊のイラク派遣に慎重対応を求める意見書案は、原案のとおり決することにご異議

ありませんか。

(異議ありの声あり)

異議がありますので、起立採決をいたします。

本意見書案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(本保証喜) 結構です。

起立多数であります。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

発議第15号、季節労働者冬期援護制度に関する要望意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり決定いたしました。

この際、15時10分まで休憩をいたします。

(14:54 休憩)

(15:08 再開)

○議長(本保証喜) 休憩前に引き続き会議を開きます。

[一括議題・委員長報告]

○議長(本保証喜) 日程第8、認定第1号、平成14年度幕別町一般会計決算認定についてから、日程第16、認定第9号、平成14年度幕別町水道事業会計決算認定についてまでの9議件を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長坂本偉議員。

○14番(坂本 偉) それでは、朗読をもって報告にかえさせていただきます。

平成15年12月16日、幕別町議会議長本保証喜様、決算審査特別委員長坂本偉。

決算審査特別委員会報告書。

平成15年9月12日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、審査事件。

認定第1号、平成14年度幕別町一般会計決算認定について。

認定第2号、平成14年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について。

認定第3号、平成14年度幕別町老人保健特別会計決算認定について。

認定第4号、平成14年度幕別町介護保険特別会計決算認定について。

認定第5号、平成14年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について。

認定第6号、平成14年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について。

認定第7号、平成14年度幕別町公共用地取得特別会計決算認定について。

認定第8号、平成14年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について。

認定第9号、平成14年度幕別町水道事業会計決算認定について。

2、委員会開催日、平成15年10月21日・22日、2日間。

3、審査の結果。

全会計を「認定」すべきものと決した。以上であります。

○議長(本保証喜) 報告が終わりましたので、決算審査特別委員長の報告に対する質疑を省略いたしますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員長の報告に対する質疑を省略することに決定いたしました。

[討論]

○議長(本保証喜) 次に、討論を行います。

認定第1号、平成14年度幕別町一般会計決算認定についての討論を行います。

最初に、委員長報告に反対者の発言を許します。

中橋友子議員。

○2番(中橋友子) 日本共産党幕別町議団を代表いたしまして、認定第1号、平成14年度幕別町一般会計決算認定について反対の討論を行います。

平成14年度一般会計決算は、歳入135億2,226万3,000円、歳出は133億2,411万円といずれも前年をわずかに上回る決算となりました。

当初予算にあたりまして、国の厳しい経済状況と長期化する不況の下で、十勝の経済も大変厳しく、本町においては、好調な農業粗生産に支えられながらも町民生活の困難さが増している現状を訴え、これらに応えるための予算に成り得ていないということから、改善を求め反対を行ってきたところでございます。

その上で、財源の確保、限られた予算の有効な活用、そして住民サービスの向上を真に求めてきたところでございます。

町においては個々の政策において、例えば委託契約などの入札の改善、介護保険料の利用料の軽減、子育て支援センターの開設や小学校低学年に補助教員の配置の継続など、町民の願いに応える施策も展じられていたところでございます。しかし、反面なかなか改善されず、また住民の願いにそぐわないと考える点で、大きく2点について申し上げたいと思います。

まず、1点目ではありますが、これは無駄を省き、限られた財源を有効に活用し町民要求に応える点で、当初予算では建設事業の単価の問題を取り上げました。一般会計の中の全体で2割近くにのぼる建設事業の単価は、以前、一般価格から比べて総じて高いという点では変わりありません。

例えば、平成14年度が一番の大きな事業でありました、農業者担い手センターの建設費約3億5,000万円は、一般価格に比べますと1.5倍の結果となっています。こういうことが毎年毎年繰り返されていることを考えると、今日の財政難を解決していく一つの問題として、その仕組みまでメスを入れて改善をする姿勢が必要です。国の補助事業のあり方も問われている現在ではありますが、総額20億の5%が改善されるだけで1億の財源が生まれます。地方が適正価格でしっかりと事業を行える仕事を粘り強く求めていくことが必要であり、その点では不足しているのではないのでしょうか。

また、契約においても、例えば学校使用のパソコンが市販の倍額になっておりました。改善に向けて取り組んでいる途中とは聞きますが、こういった契約なども全体を視野に入れてしっかりと改善し、それらの財源がもっと有効に活用されるべきものと考えます。

また、2点目ではありますが、町が平成12年から平成16年と期間を決めて進めています第2地方行革の問題であります。これらの見直しの下では住民のサービスの低下と、職員の負担増が心配されていることでありますが、その心配が決算の中でも表れてきています。

特に職員の負担増では、行政改革の計画を前倒しして削減を行ってきています。町村合併など新たな仕事が増えている中で、減少していくことはそれだけでも一人一人の負担増になっていると考えますが、特にこの点で残業についてであります。今回の決算では最高一人当たり年間1,142時間を超え、総時間で年間3万時間と報告がありました。この1,142時間を252日出勤したものとして計算をいたしますと、1日あたりの残業時間はなんと4.5時間にもなります。このような単純計算でいくものとは押さえておりません。しかし、こういう実態を見ると、このこと自体が残業時間、国の基準の3倍を超えており、職員の健康管理や効率的な職務の遂行を考えるなら、これは問題であります。行政の宝と町長は職員の

問題を常に発言しておりましたけれども、適正な人員の確保と管理にはもっともっと意を用いるべきではないでしょうか。

また、住民負担増につながる各種料金の見直しの姿勢についても申し上げたいと思います。

行革の中では受益者負担の適正な配分として負担増が盛り込まれております。

例えば、現在ではごみの有料化なども既に諮問の回答があったと報告がありました。これらについても単に住民負担増だけに走るのではなくて、減量に向けた抜本的な対策を講ずることが先決ではないでしょうか。これらにつけば、国の法の整備がまだまだ不十分であることも先に指摘をさせていただいたとおりです。減量の対策などを町が真剣に講じた上で、さらに限られた財源の中で、どのように仕事を進めるか検討する姿勢が必要ではないでしょうか。

最後であります、情報化社会の下でIT化がどんどん進んでいます。住民への利便性だけではなく、安全確保には十分に意を用いなければなりません。その点で住基ネットの接続を平成14年度は行っておりますが、まだまだ安全性において問題が解決されているとはいえません。今後あらゆる面で影響を及ぼすことを考えるならば、今から対策を求めていく必要があります。

以上で、反対討論といたします。

○議長（本保証喜） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

古川稔議員。

○13番（古川 稔） 私は委員長の報告に対し、賛成の立場で討論を行います。

岡田町長におかれましては、平成11年5月、町長に就任以来、一貫して町政の主役は町民であるとの信念の下に、14年度は1期目の締めくくりの年として、公約の達成に向け各種施策を積極的に推進され、的確な町政の執行に努めてこられたものと、この姿勢について高く評価をするところであります。

平成14年度一般会計において実施されました施策については、第4期総合計画を基本とし、公約に掲げられました六つの施策を重点に着実に事業が展開されたものと思っております。

はじめに透明公正なまちづくりの推進では、町のホームページの開設、入札予定価格の事前公表など新たに導入し、情報の公開に努められたのははじめ、安心して暮らせる生活環境整備では、高度救急救命資機材の導入をはじめ、町道の整備、街路灯・防犯灯の新增設、さらには公営住宅の建設等環境整備を図られ、農業商工業を中心とした産業振興では、農業担い手センター建設と農業振興公社を設立し、農業後継者対策、農地流動化対策としていち早く整備されたことに敬意を表するところであります。

中小企業融資貸付金にかかわる拠託金の増額、さらに消費生活相談員の配置など、商業環境整備が図られたものとも思っております。

少子高齢化社会の対応として、エンゼルプランを策定し推進に努めるとともに、介護予防事業の充実を目指し、途別及び鉄南の2カ所にふれあい交流館を建設、さらには老人福祉センターの開館時間の延長や高齢者保健福祉計画の推進など、福祉環境の充実が図られたものと思っております。

時代を担う子供たちの健全育成と芸術文化の振興では、ジュニアサタデースクールの開校をはじめ、トレーニングセンターの指導員の配置、図書館や百年記念ホールを拠点とした各種事業を展開されるなど、芸術文化の着実な振興が図られております。

また、緑を守る町有林の整備、公費造林事業など豊かな自然環境を次世代に継承する努力など、その取り組みの一端を申し上げましたが、町政各分野にわたり、町民のニーズを的確に捉え、きめ細かな住民サービスが実施されたものと思っております。

また、財政面においては、国の財政状況の悪化の影響もあり、地方交付税の2年連続しての削減や、景気の低迷による町税の伸び悩みができるなど、非常に財源の確保が難しい局面に立ち入っているものと思っております。

こうした厳しい財政状況の中で、最小の経費で最大の効果をあげる基本姿勢を持って、経常経費の徹底した削減を行うと共に、各種事業における財源手当においては、のちに償還金の一部が交付税措置される優良な起債を優先し、さらには将来の財政運営を見据え、国営土地改良事業負担金の一部を繰上償還するなど、厳しい予算の中でのやりくり努力されたものと思っております。

特に一般会計の地方債残高につきましては、平成14年度末には約211億円と過去4年間で16億円にのぼる多額の地方債残高を削減されました。このことは長期的視点の下、財政運営の健全化、効率化に努められたものと高く評価できるものであります。

なお、今後におきましてもますます厳しさを増すと思われます町財政を見据え、さらなる行財政改革の推進に努め、住民福祉のさらなる向上に向けて最大限の努力をお願いいたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

- 議長（本保証喜） ほかに討論はありませんか。
（なしの声あり）
- 議長（本保証喜） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

[採決]

- 議長（本保証喜） お諮りいたします。
認定第1号、平成14年度幕別町一般会計決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。
本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）
- 議長（本保証喜） はい結構です。
起立多数であります。
したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

[討論]

- 議長（本保証喜） 次に、討論を行います。
認定第2号、平成14年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定についての討論を行います。
最初に、委員長報告に反対者の発言を許します。
豊島善江議員。
- 1番（豊島善江） 日本共産党幕別町議団を代表し、認定第2号、平成14年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定についての反対討論を行います。
国民健康保険は、被保険者の高齢化と共に、リストラ、企業倒産など、長期不況の中で国保加入者が年々増加しています。国保法第1条に社会保障と国民保険の向上に寄与すると定められているとおり、国保は国の責任で医療を国民に保障する社会保障制度の一つです。
しかし、残念なことに、国は1980年代から国の財政負担を減らし、90年代に入ると税の応能割と応益割の負担比率を5対5にする保険税の平準化政策を進めてきました。受益者負担の増大を内容とする制度の改悪を続けてきた結果、幕別町においても他の保険制度に比べて保険税の負担割合は大きく、低所得者や中間所得者にとっても重い負担となっています。
国保加入世帯の状況を見ても、高すぎる保険税が担税能力を超えていると言わざると得ません。国に対して国庫負担率を元に戻させることと合わせ払える保険税にすることが必要です。税の引き下げや申請減免を拡充すべきです。地方税法の第717条では減免が謳われており、天災等と合わせ、貧困により生活のため公私の扶助を受けるもの、その他特別の事情があるものに限り減免できるとされています。全国では帯広市をはじめ、この条項を適用し申請減免を行っている自治体があります。不況が続く中で保険税が納められない深刻な状況も生まれています。各地で実施されているこの申請減免は納付が困難な加入者を救済し医療を保障するもので、だからこそ条例でも示されているのです。幕別町でもこの申請減免を活用できるものにすべきです。
次に資格証明書についてです。国の制度改悪に合わせ、幕別町は国保税を滞納している世帯に対して資格証明書を交付しています。資格証明書は国保加入を証明するだけのもので、病院受診時には医療費を全額支払わなければなりません。命を支える受診の機会が損なわれることがあってはなりません。滞

納者の特別な事情を十分考慮し、機械的な資格証明書の発行ではなく、町民の困難な状況を把握し、指導も行い、きめ細やかな町民の立場に沿った対応が求められ、基本的には保険証は全員に交付すべきです。国の制度ではありますが、町民の安全・健康を守るべき町としての一層の努力が必要であり、反対討論といたします。

○議長（本保証喜） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[採決]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

認定第2号、平成14年度幕別町国民健康保険特別会計決算に対する委員長の報告は認定とするものがあります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） はい結構です。

起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第3号、平成14年度幕別町老人保健特別会計決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

認定第4号、平成14年度幕別町介護保険特別会計決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

異議ありますので、起立採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） はい結構です。

起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第5号、平成14年度幕別町簡易水道特別会計決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次にお諮りいたします。

認定第6号、平成14年度幕別町公共下水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものがあります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次にお諮りいたします。

認定第7号、平成14年度幕別町公共用地取得特別会計決算に対する委員長の報告は認定とするものがあります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次にお諮りいたします。

認定第8号、平成14年度幕別町個別排水処理特別会計決算に対する委員長の報告は認定とするものがあります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次にお諮りいたします。

認定第9号、平成14年度幕別町水道事業会計決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

[議員派遣報告]

○議長(本保証喜) 日程第17、議員派遣報告については、これまでに実施されました議員派遣の結果報告書をお手元に配布しております。

後刻ご覧いただきたいと思っております。

[委員長所管事務調査報告]

○議長(本保証喜) 日程第18、総務文教、民生及び産業建設常任委員長より、所管事務調査報告書が議長宛に提出されておりますので、お手元に配布してあります。

後刻ご覧いただきたいと思っております。

[閉会中の継続調査の申出]

○議長(本保証喜) 日程第19、閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員長、民生常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉会宣告]

○議長（本保証喜） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成15年第4回幕別町議会定例会を閉会いたします。

(15 : 36 閉会)